

第3期

和寒町子ども・子育て支援事業計画

<令和7年度～令和11年度>



地域が支える 子どもが明るく健やかに育つ和寒町

令和7年3月
和 寒 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨と目的	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の策定体制	3
第2章 計画の基本的な考え方	4
第1節 計画の基本理念	4
第2節 計画の方向性について	4
第3節 施策の体系	5
第4節 教育・保育提供区域の考え方と区域の設定	6
第3章 和寒町の子ども・子育てを取り巻く環境	7
第1節 人口・世帯・人口動態等	8
第2節 和寒町における保育サービスの状況	14
第3節 子ども・子育て支援に関するアンケートの結果概要	18
第4節 子どもの貧困対策に関するアンケートの結果概要	42
第5節 アンケート結果からみえた課題	80
第4章 分野別施策の展開	82
第1節 地域における子育て支援	82
第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	87
第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	91
第4節 子育てを支援する生活環境の整備	94
第5節 職業生活と家庭生活との両立、子どもの貧困対策	96
第6節 子ども等の安全の確保	97
第7節 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進	100
第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量と確保内容	103
第1節 量の見込みについて	103
第2節 幼児期の学校教育・保育の見込み量と確保の内容	104
第3節 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	108
第6章 計画の推進	114
第1節 計画の推進に当たっての役割分担と連携	114
第2節 計画の進行管理	116
資料編	117
1 和寒町子ども・子育て会議設置要綱	118
2 和寒町子育て支援センター運営委員会委員名簿	119
3 計画策定の経過	120
4 資料:用語解説	121

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と目的

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。平成27年4月に施行されました子ども・子育て支援新制度により、「待機児童解消加速化プラン」、「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備や、保育士等の処遇改善等、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上に取り組むこととされ、さらに、令和元年10月からの「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）等に基づく幼児教育・保育の無償化が開始されています。

歯止めのかからない少子化や児童虐待、ヤングケアラーの問題など、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、国は令和4（2022）年6月に「こども基本法」を公布、令和5（2023）年4月に施行しました。また、こども基本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」が発足し、令和5（2023）年12月には「こども大綱」及び「こども未来戦略」が策定され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくこととされています。

和寒町においては、2020年（令和2年）2月策定した「第2期和寒町子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）」を中心に、当町の実情に応じて幼児教育・保育の提供に関する施策を推進してきました。

一方、高齢者福祉施設の再整備から始まった「和寒町ふくしのまちづくり」の取り組みでは、めざすべきまちの将来像について様々な意見が出され、「子ども、子育て」に対する関心が多く寄せられ様々なご意見もいただいたことを受け、令和6年3月に策定した「和寒町ふくしのまちづくり基本構想」において「子どもたちが大切にされる機能の構築」をビジョンの一つとして積極的な取り組みを進めていくこととなりました。

令和6（2024）年度で第2期計画の最終年度を迎えることから、社会環境の変化や和寒町の子どもや子育てを取り巻く現状、第2期計画の進捗状況、児童生徒や保護者からいただいたアンケート結果、ふくしのまちづくりに寄せられたご意見等を踏まえ、上位計画である「第6次和寒町総合計画」との整合性を図りつつ、令和7年度からの「第3期和寒町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、子育て支援の各種施策を推進していきます。

第2節 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、和寒町の子どもと子育て家庭を対象として、和寒町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みの基、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざすものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「和寒町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を本計画の中で一体的に策定して継承し、本計画を次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置付けています。

さらに令和2年策定の「和寒町子どもの未来応援プラン（子どもの貧困対策計画）」についても本計画で一体的取り組みとして継続し、様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとし策定します。

■子どもの対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳	19～28歳	29歳
	乳児期		幼児期		学童期				青年期	
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）										
次世代育成支援対策推進法										
こどもの貧困解消法										

■上位計画

第6次和寒町総合計画

整合 ⇕

和寒町
子ども・子育て支援事業計画

整合 ⇕

■根拠法令

子ども・子育て関連3法
（子ども・子育て支援法、認定こども園法、関連整備法）
・次世代育成支援対策推進法
・こどもの貧困解消法

■関連計画

健康わっさむ21「和寒町健康増進計画」
和寒町障がい福祉計画、和寒町障がい児福祉計画
和寒町高齢者保健福祉計画

など

第3節 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」第 61 条の規定に基づき、令和 7 年度から 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。

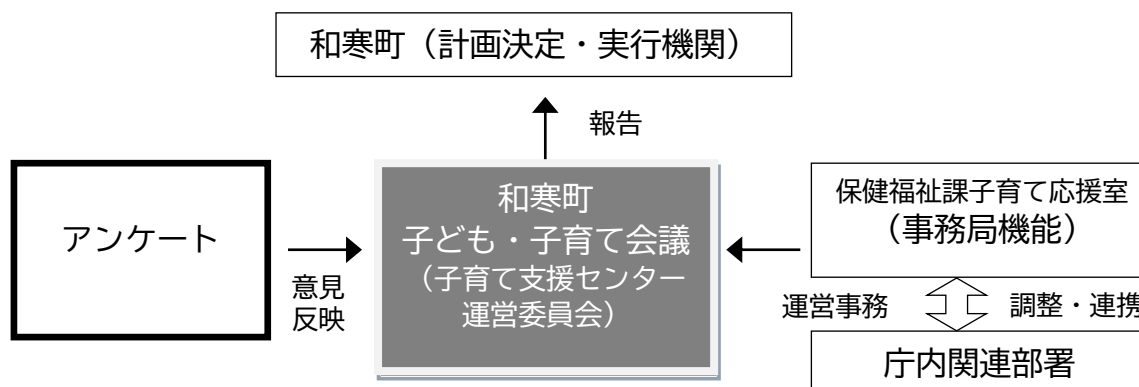
また、本計画の施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。なお、計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し及び評価を行い、新たに次期 5 年間の計画を策定します。

H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
第1期子ども・子育て支援事業計画				第2期子ども・子育て支援事業計画				第3期子ども・子育て支援事業計画						
				第1期子どもの未来応援プラン				第2期子どもの未来応援プラン						
第5次和寒町総合計画（10年間）						第6次和寒町総合計画（8年間）								
第5次和寒町総合計画後期推進計画（5年間）					第6次和寒町総合計画前期推進計画（4年間）			第6次和寒町総合計画後期推進計画（4年間）						

第4節 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に定められている「和寒町子ども・子育て会議」（以下、「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。本計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者等から構成される子ども・子育て会議（子育て支援センター運営委員会）で議論を行い、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査・審議する場に位置付けています。



第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

基本理念

「地域が支える 子どもが明るく健やかに育つ和寒町」

本計画においては、子ども・子育て支援を推進するにあたり、和寒町がめざすべき基本理念として踏襲していきます。すべての子どもと子育て家庭を、住民、関連団体等地域全体が一体となり、調和を図りながら子育て、親育ちの環境整備をすることを推進します。

また、未来を担う子どもたちの健全な育成のために、親が子育てに喜びと希望を感じられる温かみのあるまちづくりをめざします。

第2節 計画の方向性について

本計画では、以下の施策の方向性で計画を進めていきます。

- 子育ては「人づくり」であり、次の世代に親となる子どもたちに、親になることへのこころ構え等の教育の支援や働きかけを支援します。
- 子育てと仕事との両立支援のみならず、家庭における子育ての孤立化の防止等、広くすべての子どもと家庭への支援を推進します。
- 社会環境の変化や住民の価値観の多様化に伴い、子育て支援に係るニーズの多様化に対応したサービスの推進に取り組みます。
- 「和寒町ふくしのまちづくり（基本構想）」のビジョンの一つである「子どもたちが大切にされる機能の構築」に基づき、子ども達一人ひとりの見方・感じ方を尊重し、対応する専門職の配置や地域での育ちを支える環境づくりに努めます。

第3節 施策の体系

子ども・子育て支援の施策体系については、以下のとおりです。

基本理念

地域が支える 子どもが明るく健やかに育つ和寒町

基本目標		項目
目標1	地域における子育て支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育て支援・保育サービスの充実 2 子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実 3 地域資源を活用した児童の健全育成 4 その他
目標2	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもや母親の健康の確保 2 『食育』の推進 3 思春期保健対策の充実 4 小児医療の充実
目標3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 次代の親の育成 2 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備 3 家庭や地域の教育力の向上 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
目標4	子育てを支援する生活環境の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 良質な住宅の確保 2 良好な住環境の確保 3 安全な道路交通環境の整備 4 安心して外出できる環境の整備 5 安全・安心まちづくりの推進
目標5	職業生活と家庭生活との両立の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 仕事と子育ての両立の推進
目標6	子ども等の安全の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
目標7	要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童虐待防止対策の充実 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進 3 障がい児施策の充実

第4節 教育・保育提供区域の考え方と区域の設定

提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、和寒町にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給不足が生じた場合です。その場合、子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。

特に保育所や地域型保育等の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可による既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくするように提供区域を設定する必要があります。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

本町における「教育・保育の提供区域」については、子どもの教育・保育及び地域子育て支援事業に関しては、和寒町保育所と隣接した子育て支援センター「こども館」でサービスを提供しています。引き続き、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。

(1) 和寒町における教育・保育提供区域

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	1区域	教育・保育の区域設定については 和寒町全域とする。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（1～2歳）		
3号認定（0歳）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

事業の名称	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業	和寒町全域	現状どおり、和寒町内全域とします。
地域子育て支援拠点事業	和寒町全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とします。
妊婦に対して健康診査を実施する事業	和寒町全域	現状どおり、町内全域とします。 (実施医療機関は北海道内全域)
乳児家庭全戸訪問事業 こんにちは赤ちゃん事業	和寒町全域	現状どおり、町内全域とします。
養育支援訪問事業	和寒町全域	現状どおり、町内全域とします。
子育て短期支援事業	和寒町全域	町内全域とします。
子育て援助活動支援事業	和寒町全域	町内全域とします。
一時預かり事業	和寒町全域	現状どおり、町内全域とします。
時間外保育事業	和寒町全域	町内全域とします。
病児保育事業(病後児保育)	和寒町全域	町内全域とします。
放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ	和寒町全域	現状どおり、町内全域とします。
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	和寒町全域	町内全域とします。

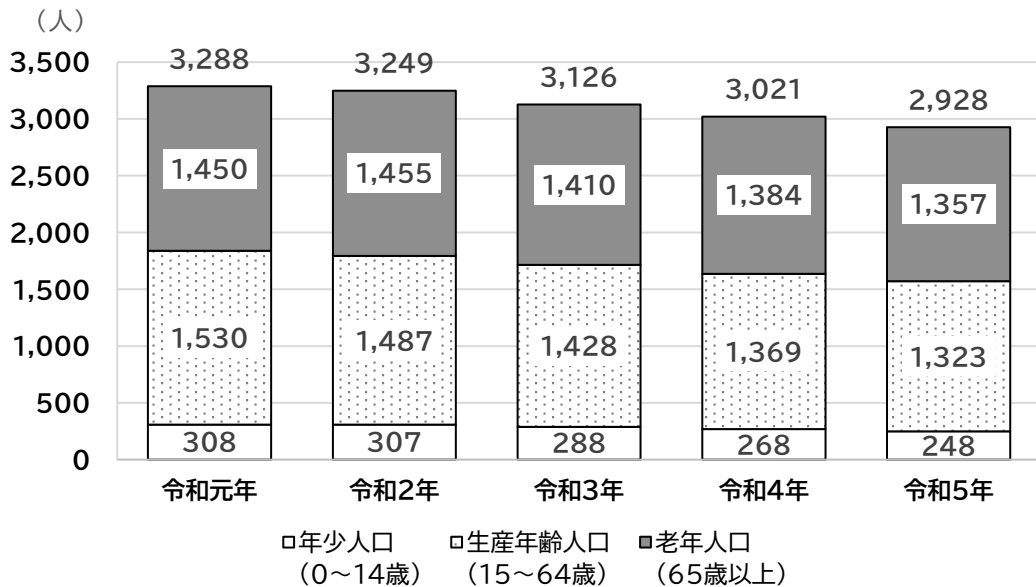
第3章 和寒町の子ども・子育てを取り巻く環境

第1節 人口・世帯・人口動態等

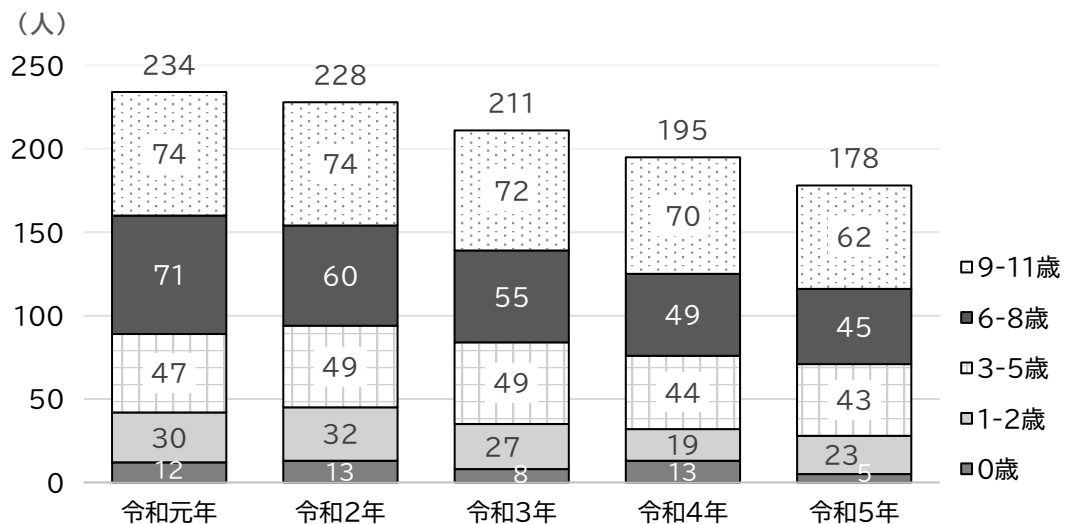
1 人口等の推移について

①人口の推移（住民基本台帳・各年10月1日現在）

- 年少人口が令和元年から令和5年までの間で60人減少し、全体に占める割合は0.9%減少しています。児童人口の0歳児は令和元年から令和5年までの間で減少し、令和5年には5人となっています。
- 老年人口は令和元年から令和5年までの間に93人減少しました。ただ、全体に占める割合は2.2%増加し、少子高齢化はゆるやかに進んでいます。



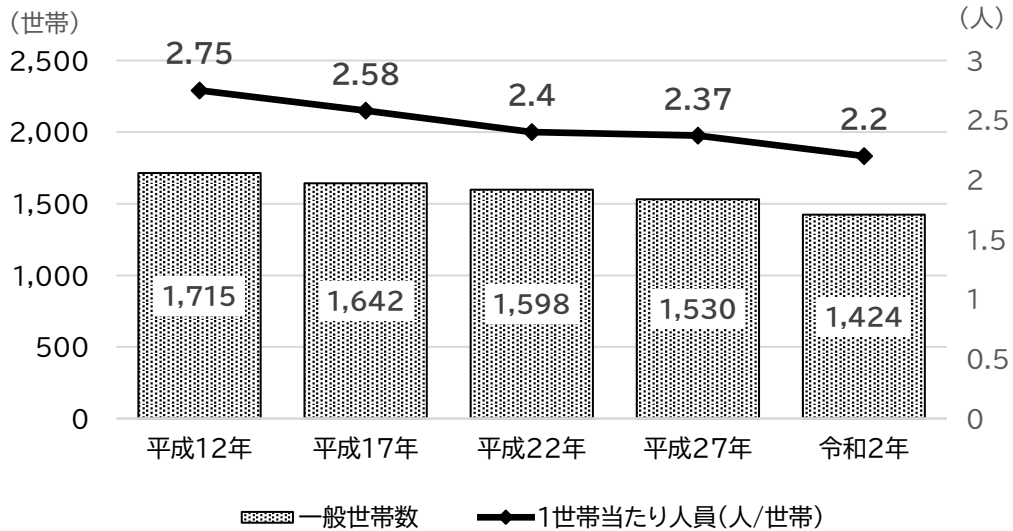
■児童人口の推移（住民基本台帳・各年10月1日現在）



②世帯の状況（資料：国勢調査）

○ 世帯数は平成12年以降、減少傾向にあります。1世帯当たり人員は減少しており、核家族化が進んでいると推察されます。

■一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移

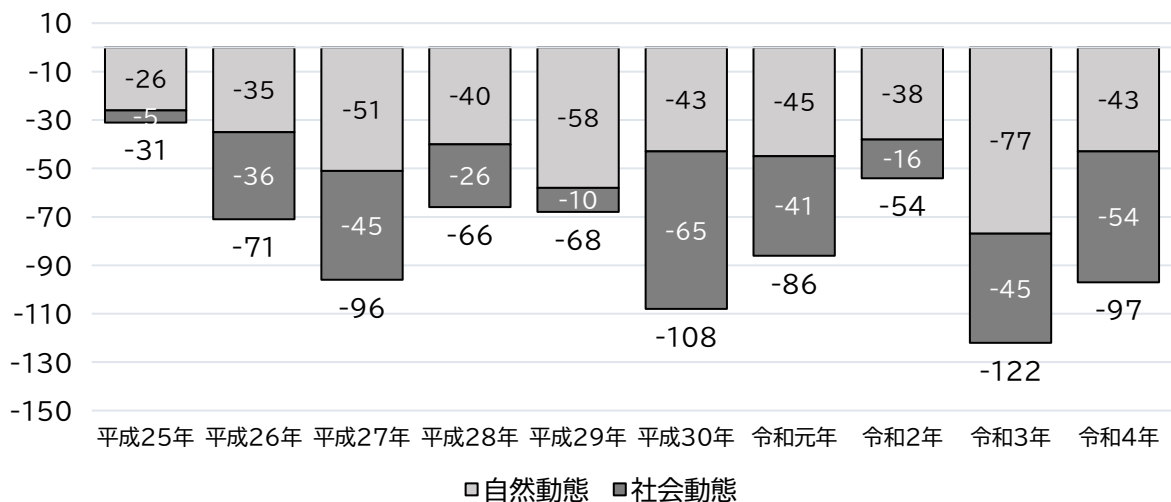


③人口動態（資料：厚労省・人口動態統計、和寒町統計）

○ 自然動態（出生数－死亡数）は、平成20年以降マイナスとなっています。死亡数が出生数を上回りマイナス傾向となり、人口減少の要因となっています。

○ 社会動態（転入数－転出数）は、平成20年以降マイナスとなっています。転出が転入を上回りマイナスとなる年もあり、人口減少の要因となっています。

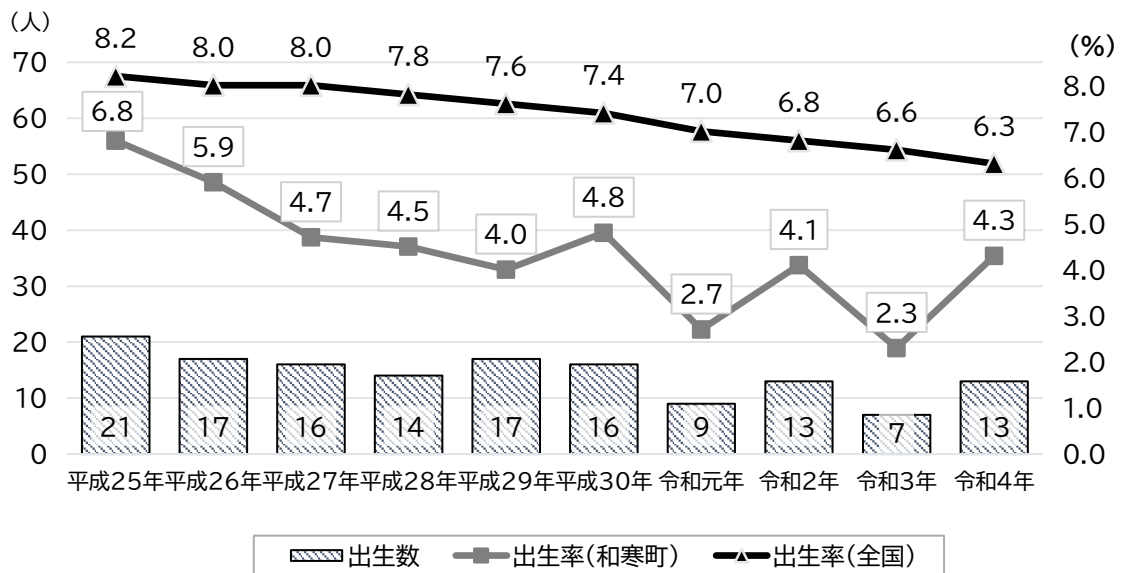
■自然動態・社会動態の推移



④出生の状況（資料：厚労省・人口動態統計、和寒町統計）

○ 出生数は、平成 20 年以降減少と増加を繰り返しています。全体的な傾向としては、ゆるやかな減少傾向となっています。また、人口千人当たりの出生率は、全国平均を下回っています。

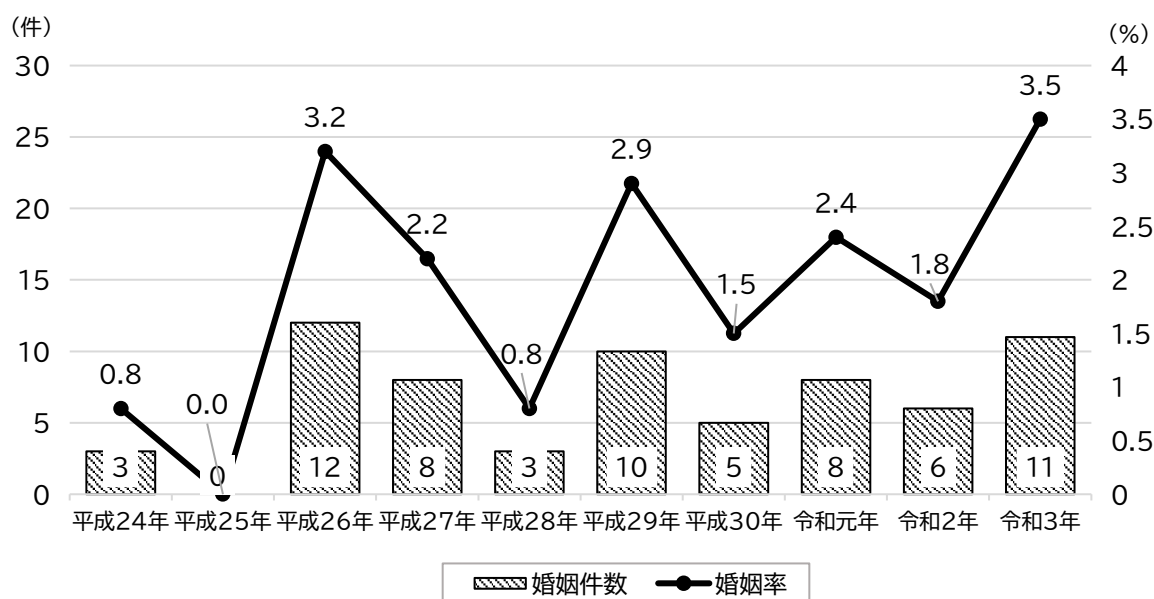
■出生数の推移



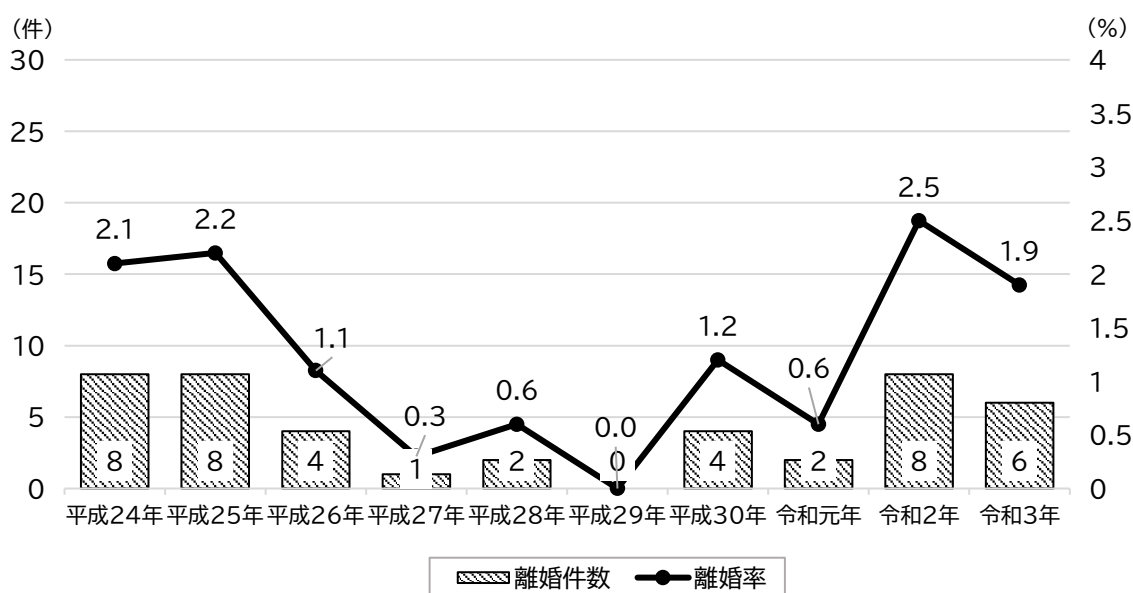
2 婚姻・離婚の状況（資料：厚労省・人口動態統計、北海道保健統計年報）

- 婚姻件数、婚姻率は、平成24年～平成25年まで減少傾向で、平成26年は増加しましたが、その後、減少と増加を繰り返しています。
- 離婚件数は、平成24年以降減少と増加を繰り返しています。平成26年から令和元年は減少傾向にありましたが、令和2年以降は増加傾向にあります。離婚率は0～2.5%の間で推移しています。

■婚姻件数及び婚姻率の推移



■離婚件数及び離婚率の推移



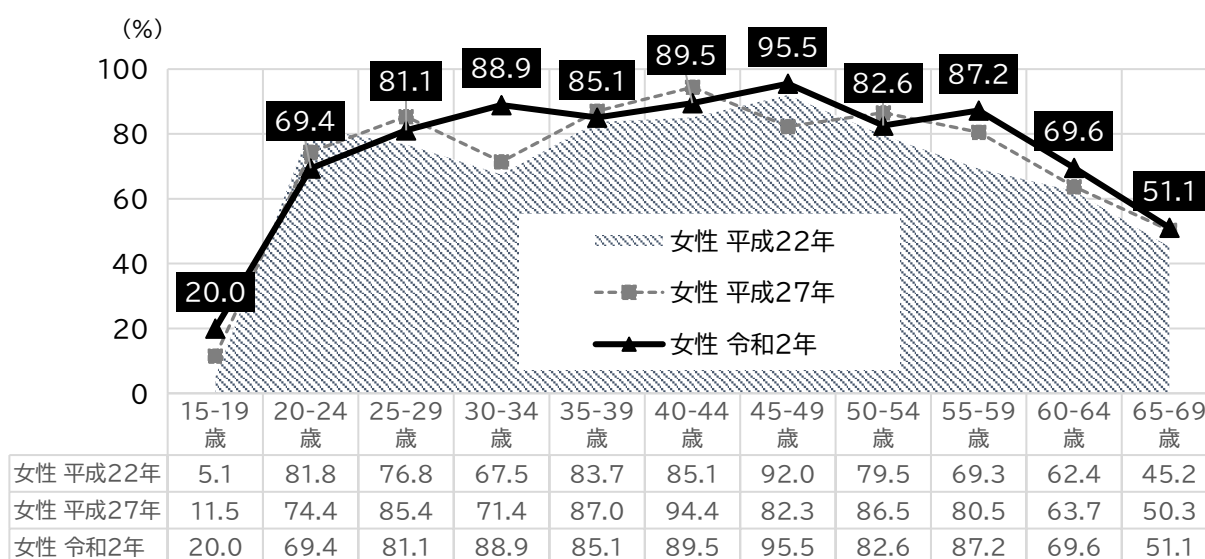
3 就労の状況（資料：国勢調査）

和寒町における25歳～39歳の子育て世代の女性の就業率をみると、平成22年と平成27年ではM字カーブになっていましたが、令和2年の25～29歳では81.1%、30～34歳では88.9%、35～39歳では85.1%であり、8割以上で推移しています。

また、子育て世代の祖父母世代に当たる50～64歳代の就業率をみると、令和2年の50～54歳では82.6%、55～59歳では87.2%、60～64歳では69.6%と高い状況となっています。

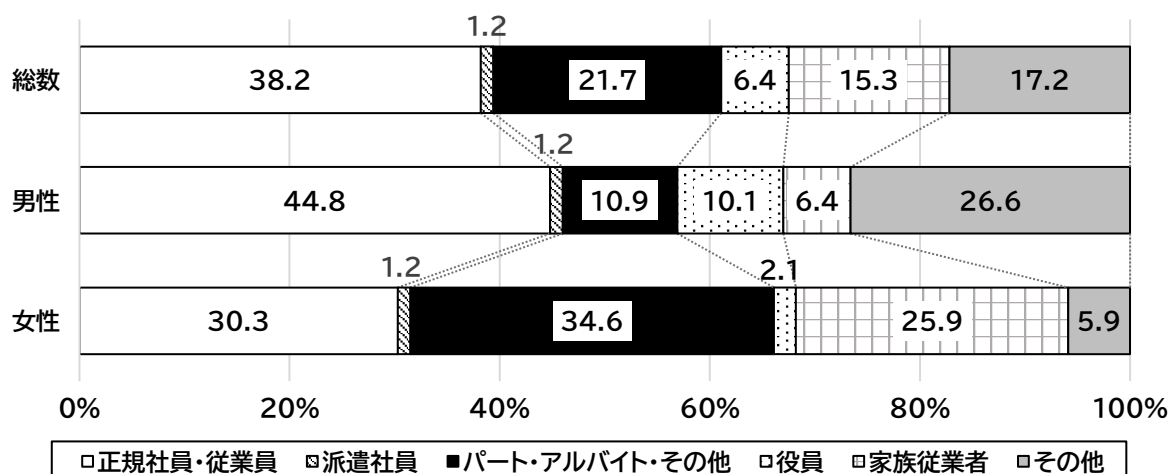
全体的な傾向としては、平成27年以前はグラフがM字カーブになっていましたが、令和2年は台形カーブへと変化し、日本全体の女性の年齢階級別就業状況と同様の傾向となってきています。

■和寒町の女性の年齢別労働力率



○ 就業者の従業上の割合をみると、男性は「正規社員・従業員」が4割強を占め、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が最も多く、次いで「正規社員・従業員」、「家族従業者」となっています。

■従業上の地位別従業者数の割合（令和2年国勢調査）



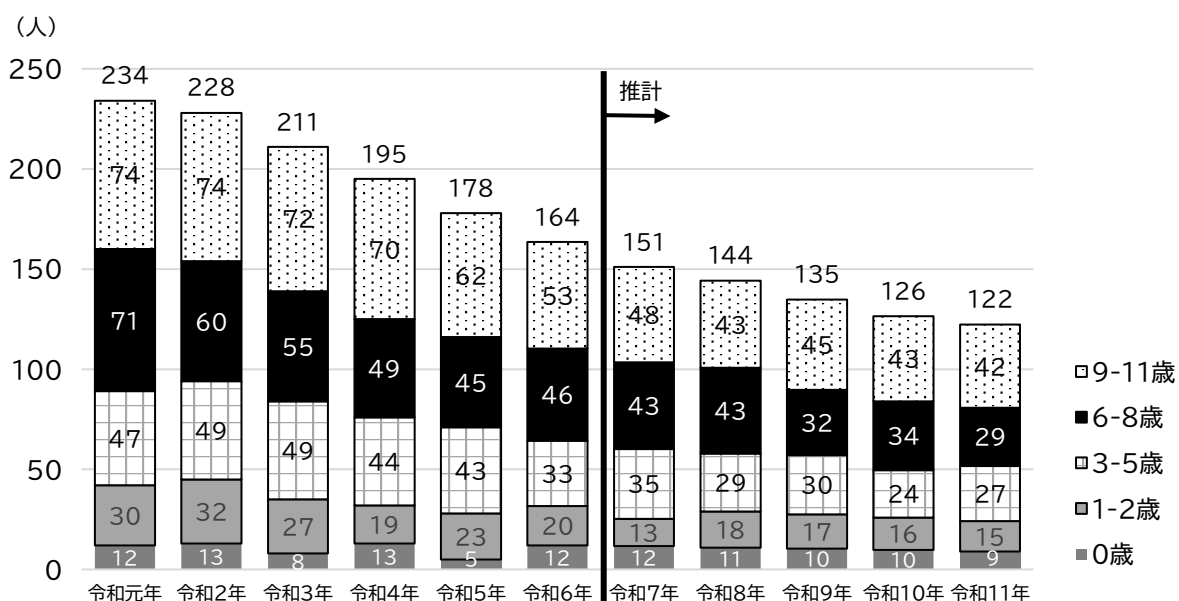
4 子ども数の推計について

令和11年までの子ども数の推計結果は次の通りです。0～5歳、6～11歳は約3割の減少と見込まれ、子ども数全体においても、減少傾向と推計されます。

令和元～5年（各10月1日現在）の住民基本台帳データを基に、国の手引きに沿ったコーホート変化率法を用いて、人口推計したものです。コーホート変化率は過去5区間の幾何平均値を使用し、出生率は過去5区間の経年変化（トレンド）で推計をし、計算しています。

	実績（住民基本台帳 各年10月1日）					推計（各年4月1日）						伸び率 (R5-R11)
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
0歳	12	13	8	13	5	12	12	11	10	10	9	77.7%
1歳	17	14	13	8	14	4	9	9	8	8	7	49.6%
2歳	13	18	14	11	9	15	5	10	9	9	8	8.4%
3歳	15	15	20	13	11	9	16	5	10	10	9	19.7%
4歳	17	16	13	19	13	11	9	15	5	10	9	28.8%
5歳	15	18	16	12	19	13	10	9	15	5	9	50.6%
6歳	19	15	20	15	11	19	13	10	9	15	5	57.7%
7歳	26	19	15	19	16	11	19	13	10	9	15	4.3%
8歳	26	26	20	15	18	16	11	20	13	10	9	49.8%
9歳	21	26	26	21	15	18	16	11	19	13	10	32.2%
10歳	27	21	25	26	21	15	17	15	11	19	13	39.0%
11歳	26	27	21	23	26	21	15	17	15	11	19	28.0%

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	伸び率
0歳	12	13	8	13	5	12	12	11	10	10	9	77.7%
1-2歳	30	32	27	19	23	20	13	18	17	16	15	33.5%
3-5歳	47	49	49	44	43	33	35	29	30	24	27	36.1%
小計	89	94	84	76	71	64	60	58	57	50	52	27.2%
6-8歳	71	60	55	49	45	46	43	43	32	34	29	35.5%
9-11歳	74	74	72	70	62	53	48	43	45	43	42	32.8%
合計	234	228	211	195	178	164	151	144	135	126	122	31.3%

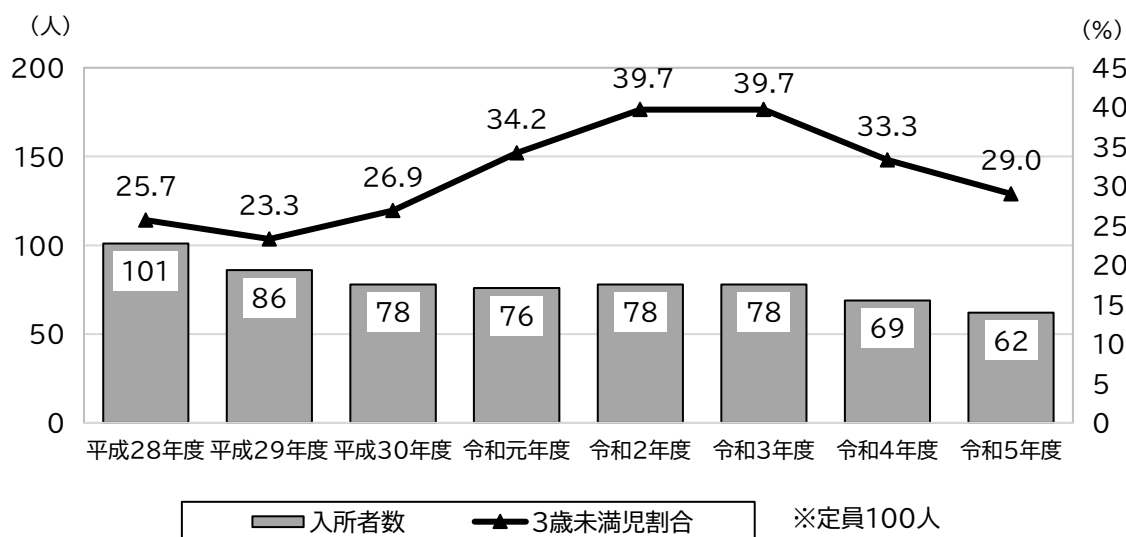


第2節 和寒町における保育サービスの状況

1 和寒町保育所の利用状況

- 保育所入所者数は、定員数 100 名に対し平成 28 年度をピークに減少し、令和 5 年は 62 人となっています。定員に対する入所者数は、令和 5 年には、約 6 割となっています。
- 3 歳未満児の利用割合は、平成 29 年以降増加し、令和 2 年及び 3 年は 39.7%となっています。その後減少し、令和 5 年は 29.0%となっています。

■保育所の定員数、入所者数、3歳未満児利用の割合の推移



2 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市、中核市市長を含む）が認可している認可保育所以外のものをいいます。

○ 事業所内保育

企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児の保育を目的として設置する施設です。

○ ベビーホテル

①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③一時預かりが半数以上のいずれかに該当する施設のことをいいます。

本町には、認可外保育施設に該当する施設はありません。

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て事業計画の法定 10 事業の実施状況についてまとめます。

(1) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の開所時間（11 時間）を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）サービスです。

【延長保育の実施状況】

（令和元年度実績） 現状実施していません。

【休日保育の実施状況】

（令和元年度実績） 現状実施していません。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の就労等により昼間留守等になる児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供しています。

【実施か所】 1 か所 子育て支援センター（こども館）に併設

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録人数（1年生）	17	6	14	16	7
（2年生）	10	16	6	12	14
（3年生）	13	8	10	3	4
（4年生）	0	3	3	3	2
（5年生）	0	0	1	0	2
（6年生）	0	0	1	1	0

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設、または、乳児院において子どもを一定期間（原則として7日以内）、一時的に預かるサービスです。

（令和6年度実績） 現状実施していません。

【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間、または、休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かるサービスです。

（令和6年度実績） 現状実施していません。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳幼児がいる家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行います。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問家庭数	9	8	11	5	10

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行います。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象児童数 (人) (0~18歳)	409	388	365	355	332
対象者数(人/年)	1	1	0	1	2
発生率(%)	0.2	0.2	0	0.2	0.6

(6) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

育児不安等の解消及び児童の健全育成を推進するセンターです。子どもたちの健やかな成長と、お父さんお母さんが楽しく子育てできるよう子育て相談、子育て情報提供、親子イベントなどを行っています。

【地域子育て支援センター】1か所 子育て支援センター（こども館）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	1,738	1,680	712	547	1,025
実施か所数	1	1	1	1	1

(7) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所に預けることができるサービスです。

【実施場所】和寒町保育所

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	173	275	189	45	444
実施か所数	1	1	1	1	1

(8) 病児保育事業（病後児保育）

病气やけがの回復期にある乳幼児（病後児）を専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービスです。

（令和6年度実績） 現状実施していません。

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。

（令和6年度実績） 現状実施していません。

(10) 妊産婦に対して健康診査を実施する事業（妊産婦健康診査）

妊娠中・産後の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、妊婦健診14回、産後健診2回を公費負担します。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	18	20	18	19	11



第3節 子ども・子育て支援に関するアンケートの結果概要

①調査の目的

子ども・子育て支援法第61条第4項、5項において、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、「子どもの数や施設・事業の利用に関する意向その他の事業の勘案」「子ども及び保護者の置かれている環境その他の事情の把握」が求められています。

そのため、潜在的な教育・保育の需要を把握するとともに、子育てがよりしやすくなるための事業や課題、既存の取組への評価、要望などを把握するためにニーズ調査を行いました。

また、テーマに沿った保護者の回答傾向を把握し、課題の有無を明らかにして、個々の施策や事業等の方向性の参考にすることにします。

②調査対象・配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童のいる世帯	48票	35票	72.9%
小学生児童のいる世帯	81票	51票	63.0%

③調査結果の見方

- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関してすべての小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。このすべての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問ですべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果、または回答者が皆無であることを表します。
- 質問文を一部省略しています。
- グラフ及び文章中、選択肢を一部省略しています。
- 有効回答数とするため、無回答は除外して集計をしています。

●テーマに沿ったアンケート回答傾向の把握について

■テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

→ 今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげる。

■テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

→ 子育て支援ネットワークの構築と地域共生社会への道筋につなげる。

■テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

→ 計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげる。

■テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

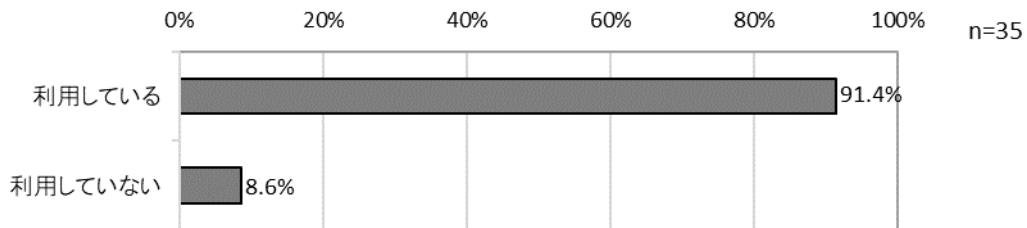
→ 相談先や相談相手の傾向を把握し、情報提供の手段や方法、今後の取組検討につなげる。

テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

●就学前児童の保護者

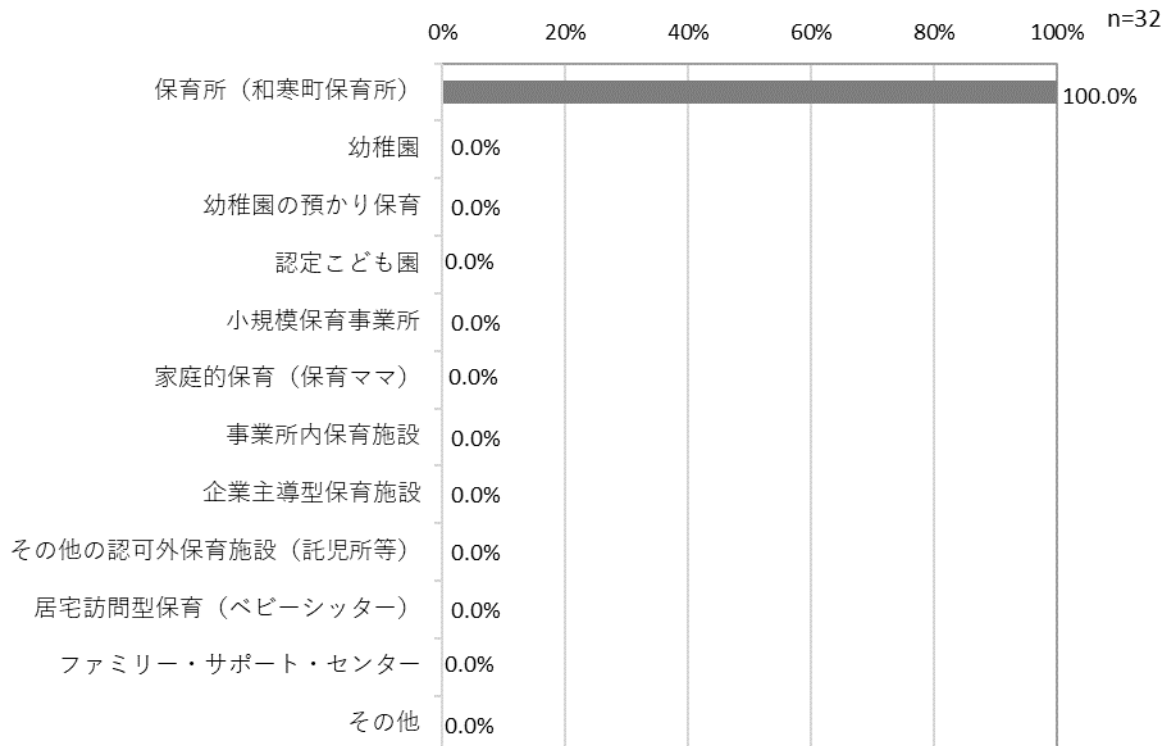
問 13 お子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか

「利用している」91.4%、「利用していない」8.6%となっています。



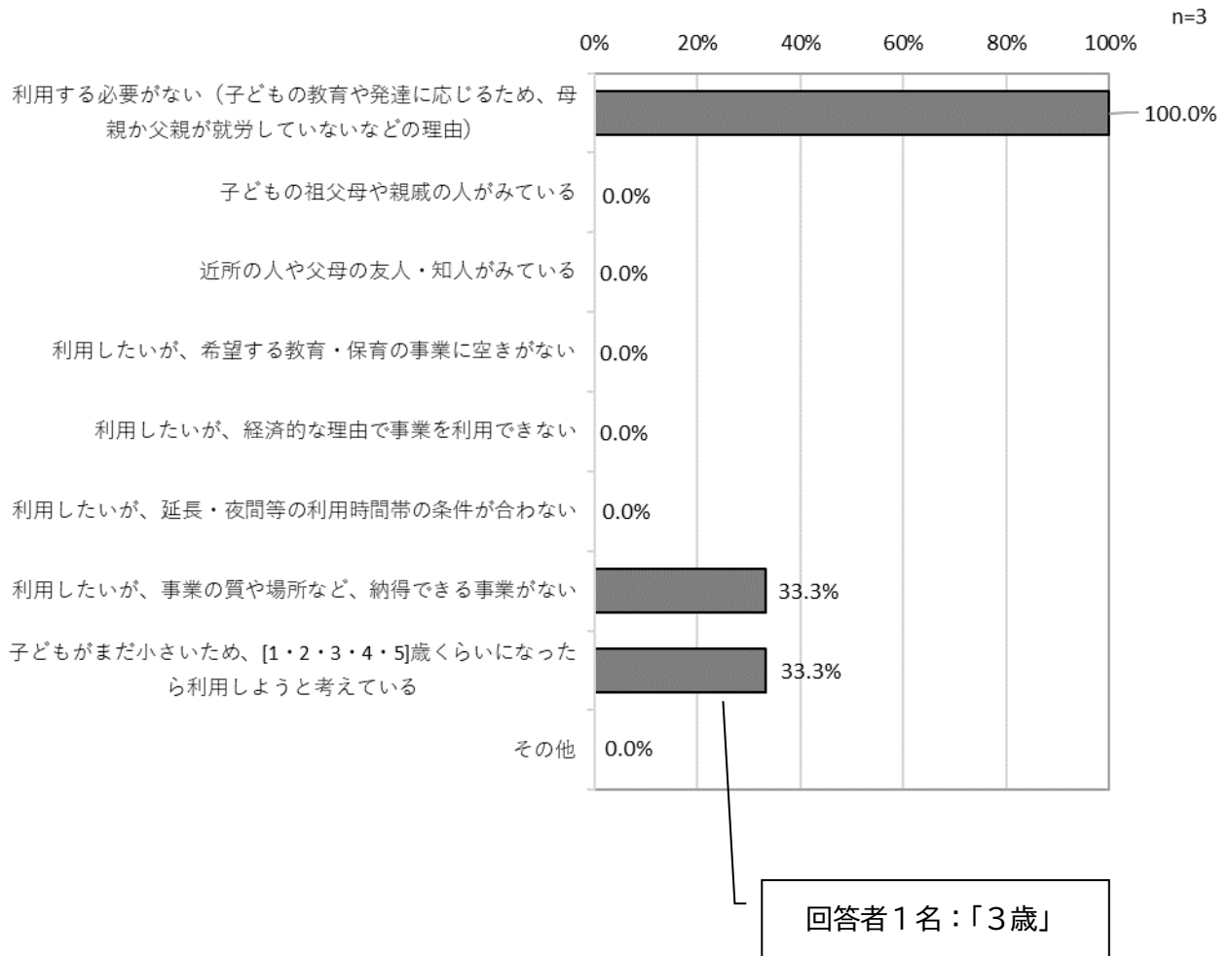
問 13-1 お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか

「保育所[和寒町保育所]」100.0%となっています。



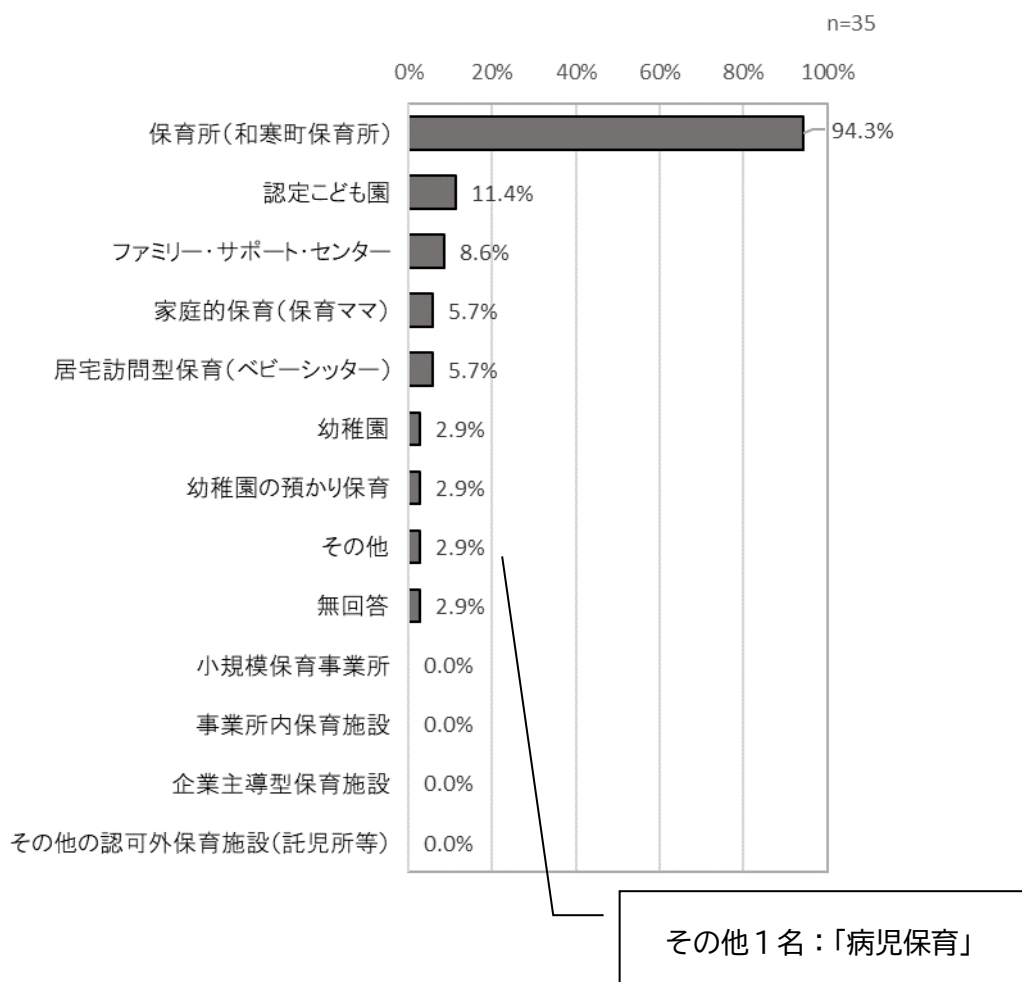
問 13-3 定期的な教育・保育の事業を利用していない理由は何ですか（複数回答）

「利用する必要がない（子どもの教育や発達に応じるため、母親か父親が就労していないなどの理由）」100.0%で最も多く、次いで、「利用したいが、事業のしつや場所など納得できる事業がない」「子どもがまだ小さいため」33.3%と続いています。



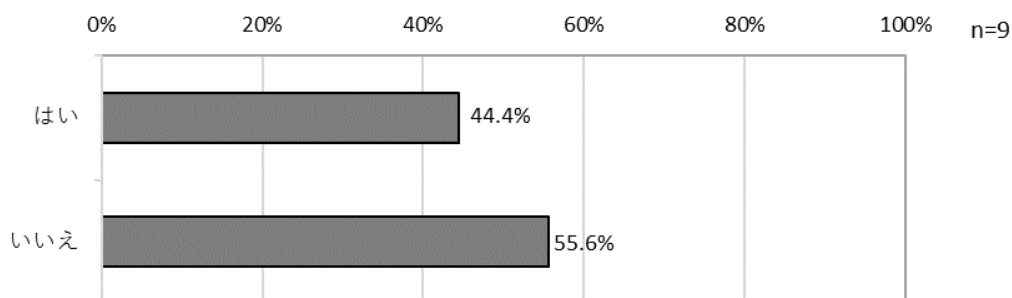
問 14 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「年間を通じて毎月」利用したいと考える事業

「保育所[和寒町保育所]」94.3%で最も多く、次いで「認定こども園」11.4%、「ファミリーサポートセンター」8.6%、「家庭的保育(保育ママ)」「居宅訪問型保育(ベビーシッター)」5.7%と続いています。



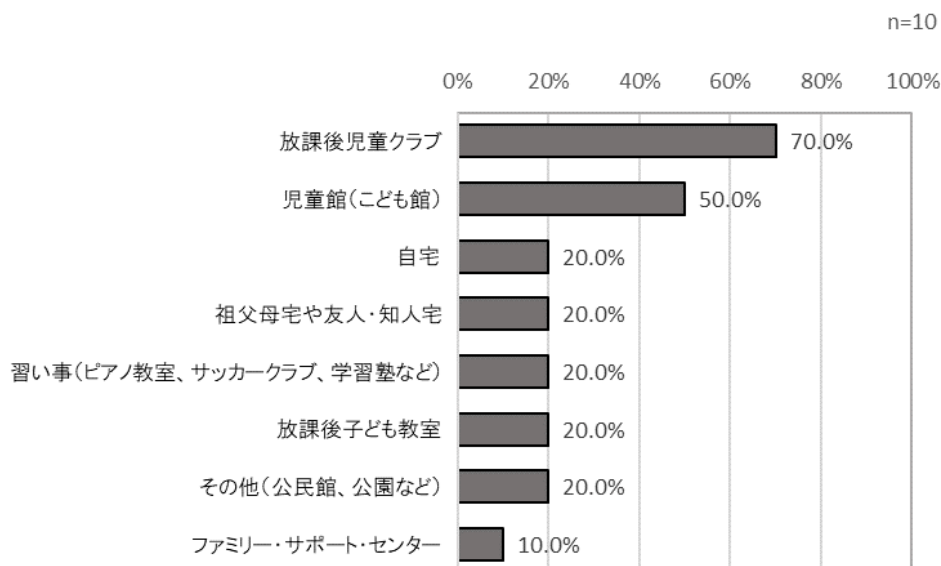
問 14-1 その中でも、特に幼稚園(預かり保育含む)の幼児教育の利用を強く希望しますか

「はい」44.4%、「いいえ」55.6%となっています。



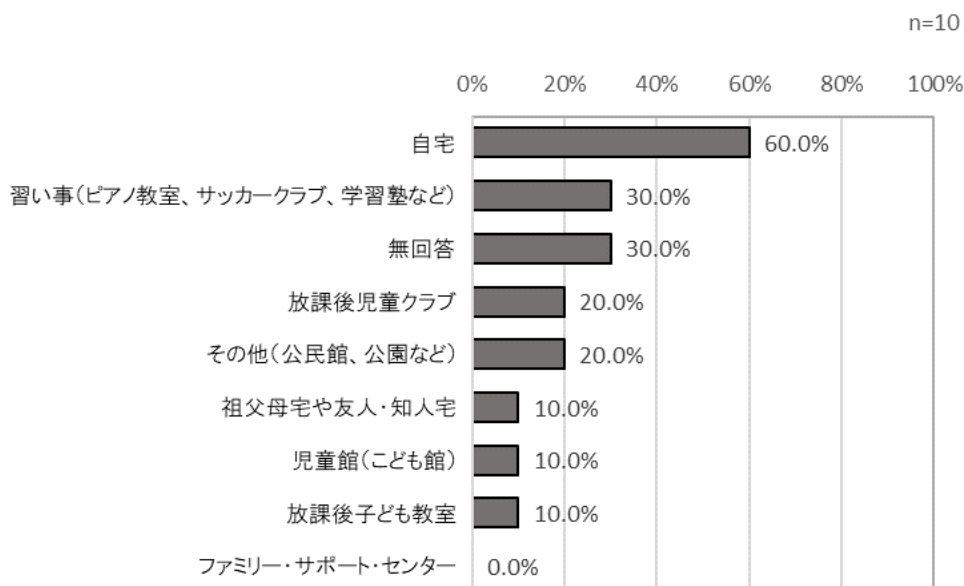
問 22 放課後の時間を過ごさせたい場所（令和7年4月から小学校入学するお子さんがいる方）／低学年

「放課後児童クラブ」70.0%で最も多く、次いで「児童館（こども館）」50.0%、「自宅」、「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「放課後子ども教室」、「その他（公民館、公園など）」20.0%、「ファミリー・サポート・センター」10.0%と続いています。



問 24 放課後の時間を過ごさせたい場所（令和7年4月から小学校入学するお子さんがいる方）／高学年

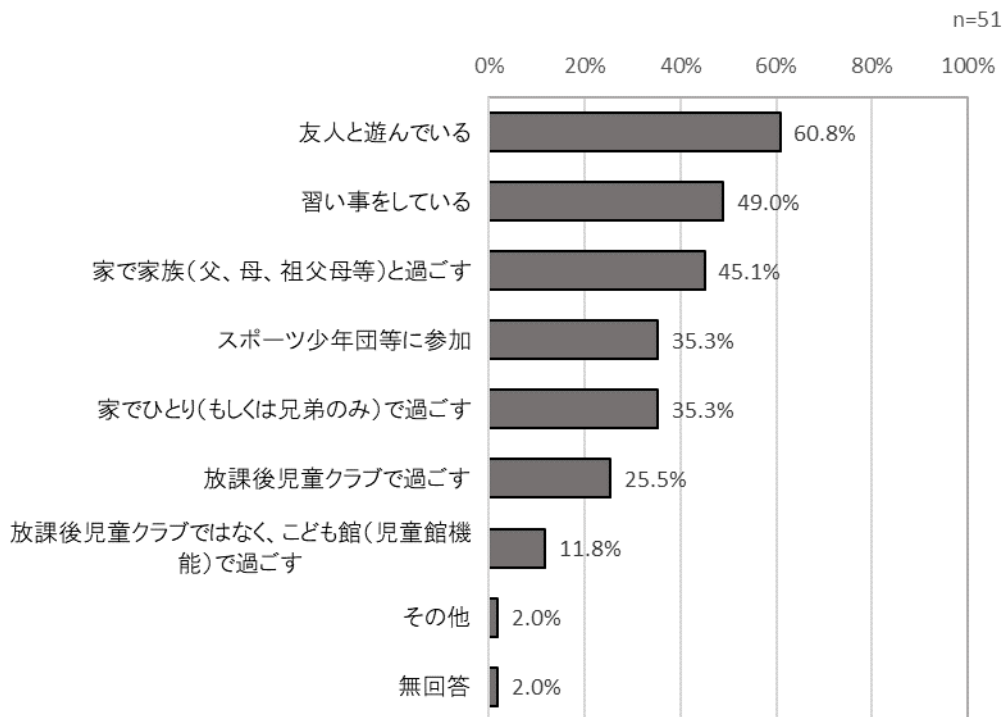
「自宅」60.0%で最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」30.0%、「放課後児童クラブ」、「その他（公民館、公園など）」20.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」、「児童館（こども館）」、「放課後子ども教室」10.0%と続いています。



●小学生児童の保護者

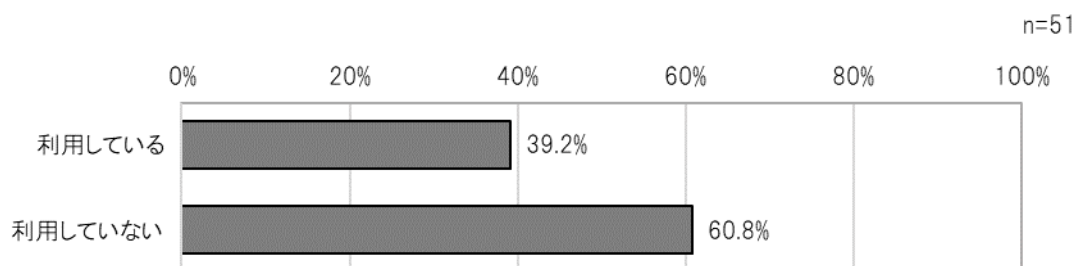
問 14 お子さんは放課後どのように過ごしていますか

「友人と遊んでいる」60.8%で最も多く、次いで「習い事をしている」49.0%、「家で家族（父、母、祖父母等）と過ごす」45.1%、「スポーツ少年団等に参加」、「家でひとり（もしくは兄弟のみ）で過ごす」35.3%、「放課後児童クラブで過ごす」25.5%、「放課後児童クラブではなく、こども館（児童館機能）で過ごす」11.8%、「その他」2.0%と続いています。



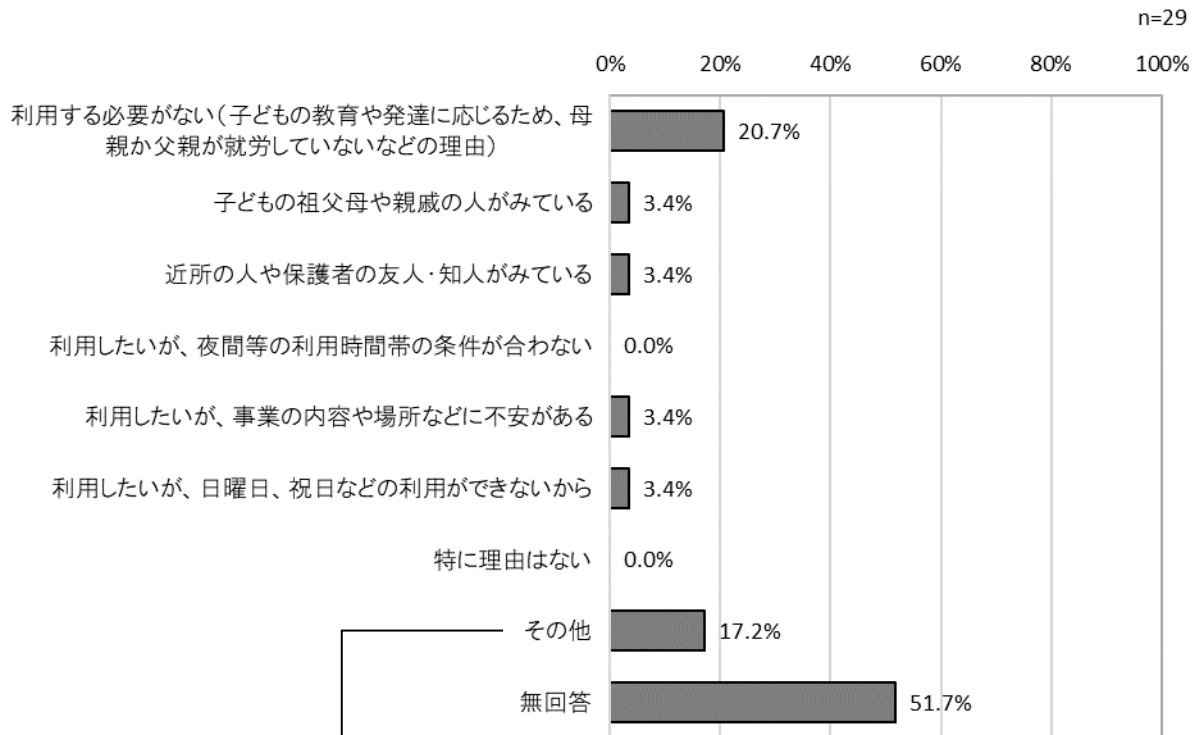
問 15 現在、放課後児童クラブを利用していますか

「利用していない」60.8%、「利用している」39.2%となっています。



問 15-3 放課後児童クラブを利用していない理由は何ですか

「利用する必要がない（子どもの教育や発達に応じるため、母親か父親が就労していないなどの理由）」20.7%、次いで「その他」17.2%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」、「近所の人や保護者の友人・知人がみている」「利用したいが、事業の内容や場所などに不安がある」、「利用したいが、日曜日、祝日などの利用ができないから」3.4%と続いています。

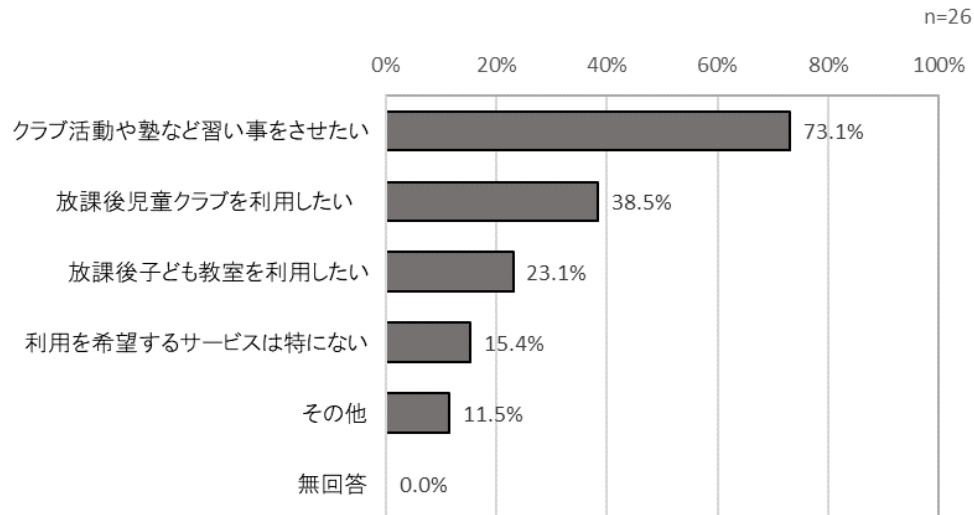


回答者7名：

- ・ 同級生に利用者がいないため、子どもが行きたがらなくなった
- ・ 子どもが行きたがらない（2名）
- ・ 子ども自身が利用に拒否的なため
- ・ 利用したいが就労していないので利用できない
- ・ 利用したかったが条件が合わず利用できなかった
- ・ 集団での活動が苦手で行きたがらないから

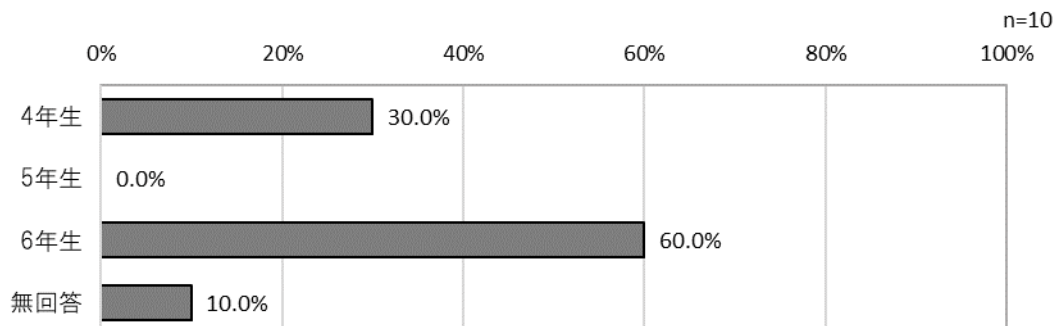
問 16 4年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか

「クラブ活動や塾など習い事をさせたい」73.1%で最も多く、次いで「放課後児童クラブを利用したい」38.5%、「放課後子ども教室を利用したい」23.1%、「利用を希望するサービスは特にない」15.4%、「その他」11.5%と続いています。



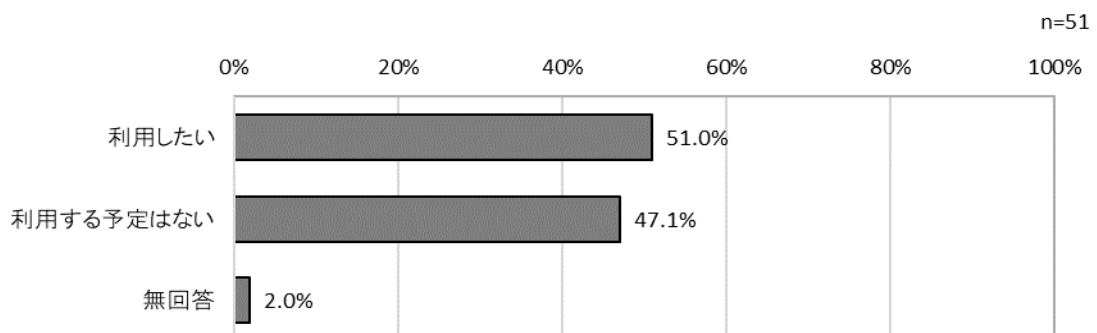
問 16 4年生以降の放課後児童クラブを利用したいのは何年生まで利用したい

「4年生」88.9%、「6年生」11.1%となっています。



問 17 放課後子ども教室について、将来、利用したいと思いますか

「利用する予定はない」60.8%、「利用したい」39.2%となっています。



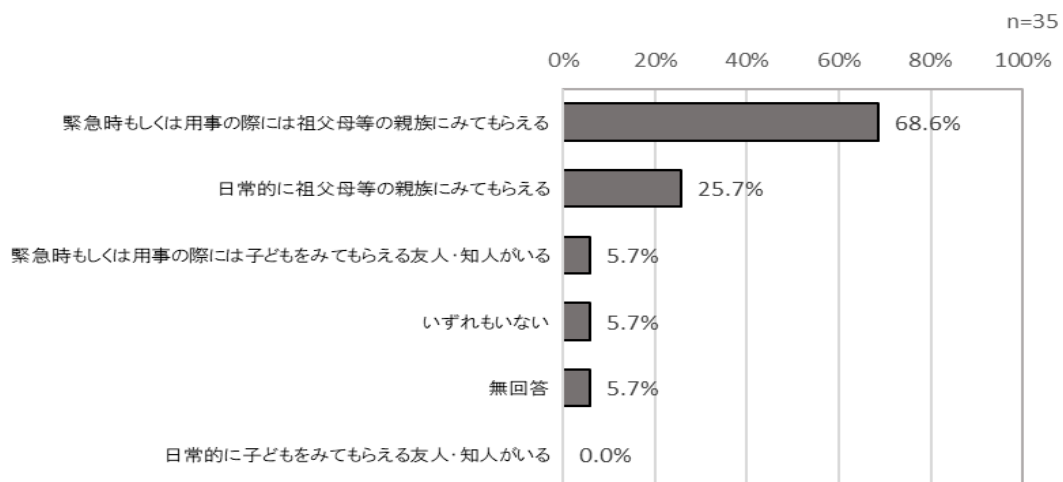
テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

子育てをしていて追い込まれてしまう状況については、孤立していたり、核家族が進みすぎて、身内とも疎遠になってしまったりしている状況で多く報告されています。

●就学前児童の保護者

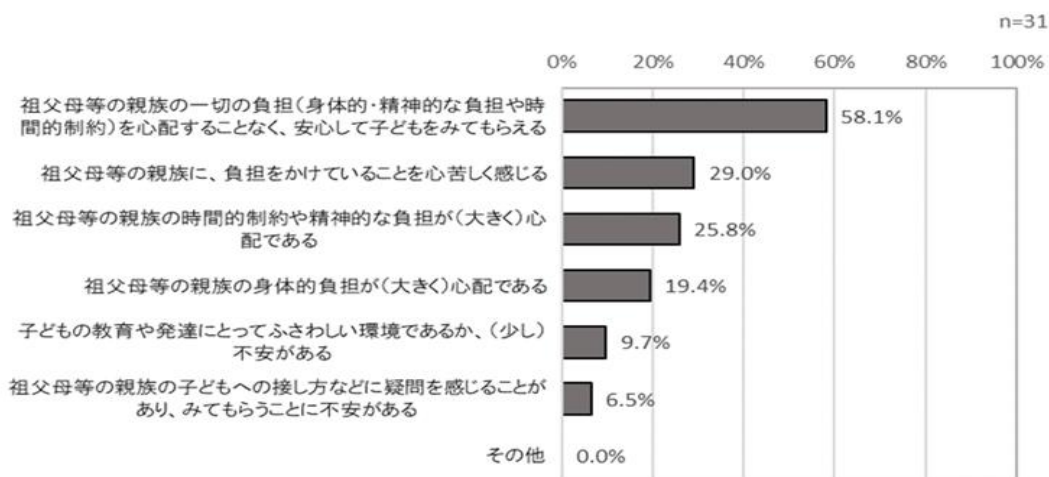
問 10 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか（複数回答）

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」68.6%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」25.7%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」「いずれもない」5.7%と続いています。



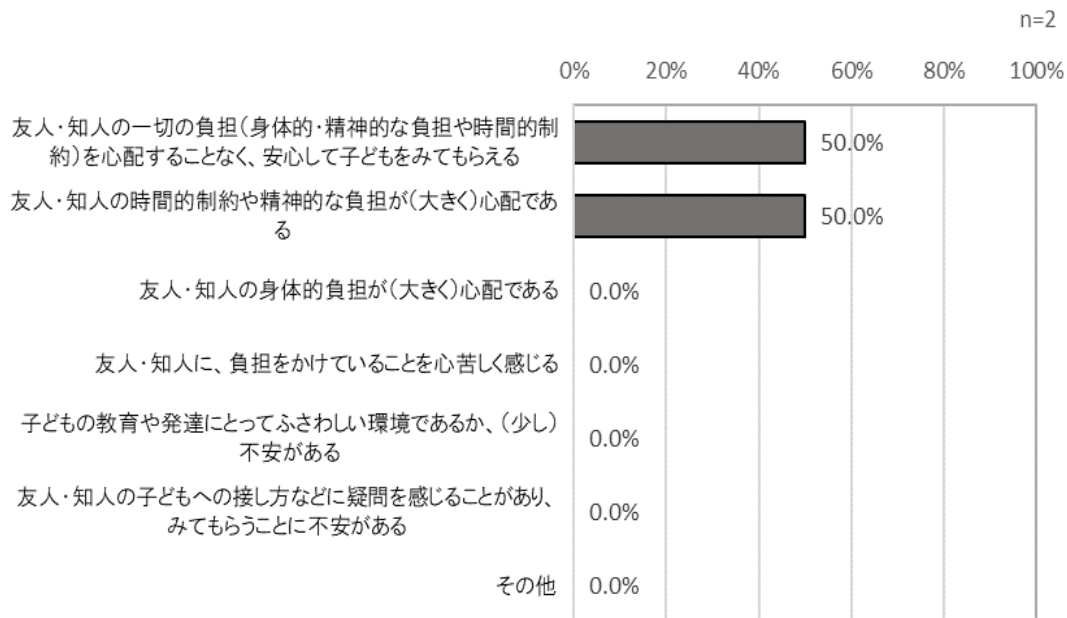
問 10-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況について

「祖父母等の親族の一切の負担（身体的・精神的な負担や時間的制約）を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」58.1%で最も多く、次いで「祖父母等の親族に、負担をかけていることを心苦しく感じる」29.0%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が（大きく）心配である」25.8%、「祖父母等の親族の身体的負担が（大きく）心配である」19.4%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、（少し）不安がある」9.7%と続いています。



問 10-2 友人・知人にお子さんをみてもらっている状況について

「友人・知人の一切の負担（身体的・精神的な負担や時間的制約）を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」および「友人・知人に、負担をかけていることを心苦しく感じる」が 50.0%となっています。



問 10 の「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか」と問 11「子育てについて気軽に相談できる人」について 2 つの回答を重ねて集計（クロス集計）し分析することで、子育てについて孤立した状態にある保護者がどの程度いるかを推測しています（下表）。

子どもをみてもらえる親族・知人がいないと答えた方が 2 名いますが、共に子育てについて気軽に相談できる人がいると回答していることから、具体的な支援を受けられる状態にはないものの、少なくとも子育てにおいて孤立した状態にはないことが推察されます。

一方で、「みてもらえる親族・知人がいる」と答えた方のうち、問 10-1 では「親族に負担をかけていることを心苦しく感じる」、問 10-2 では友人・知人の時間的制約や精神的な負担が心配であると答えた方が一定数みられることから、現在の祖父母世代の就業率が高い傾向と鑑みると、子どもをみてもらえるが気兼ねなくお願いできる状態にはない場合も想定され、よりみえにくい心理的な孤立の状況が潜んでいることも懸念されます。

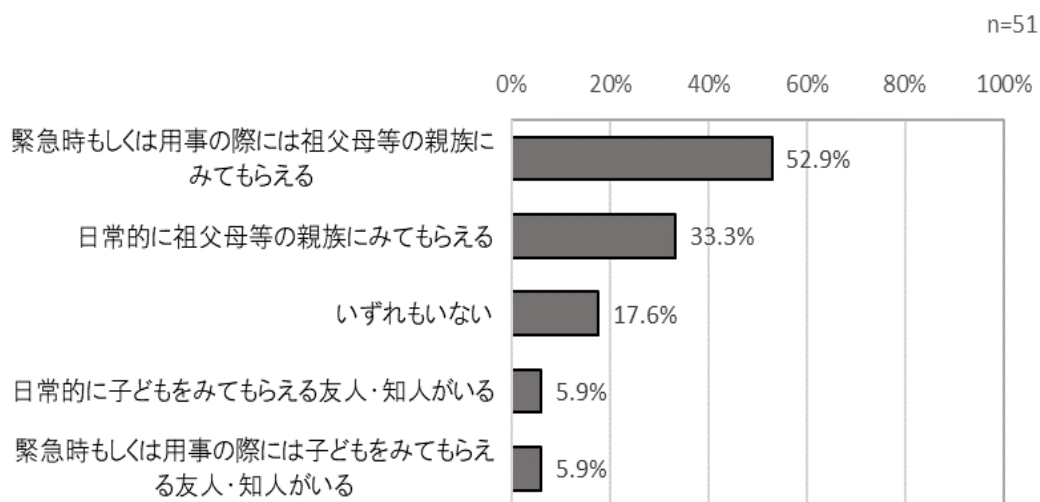
■問 10、問 11 のクロス集計について（就学前児童の保護者）

		合計	問11 子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか		
			いる/ある	いない/ない	無回答
全体		39	35	0	4
		100.0%	89.7%	0.0%	10.3%
問10 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか(複数回答)	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	9	7	0	2
		100.0%	77.8%	0.0%	22.2%
	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	24	23	0	1
		100.0%	95.8%	0.0%	4.2%
	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	2	2	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
いずれもない	2	2	0	0	
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
無回答	2	1	0	1	
	100.0%	50.0%	0.0%	50.0%	

●小学生児童の保護者

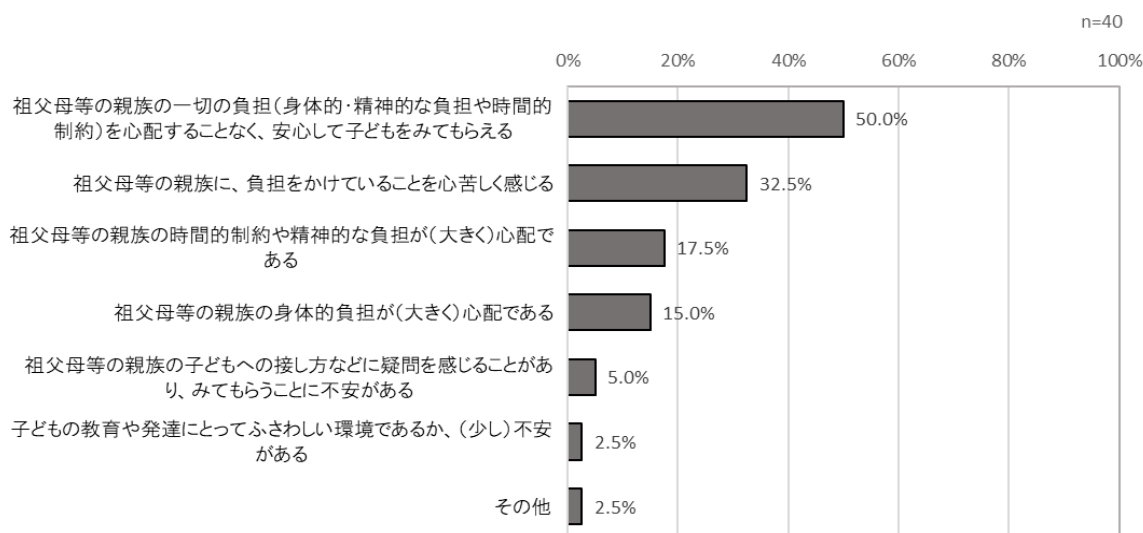
問 11 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」52.9%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」33.3%、「いずれもない」17.6%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」5.9%と続いています。



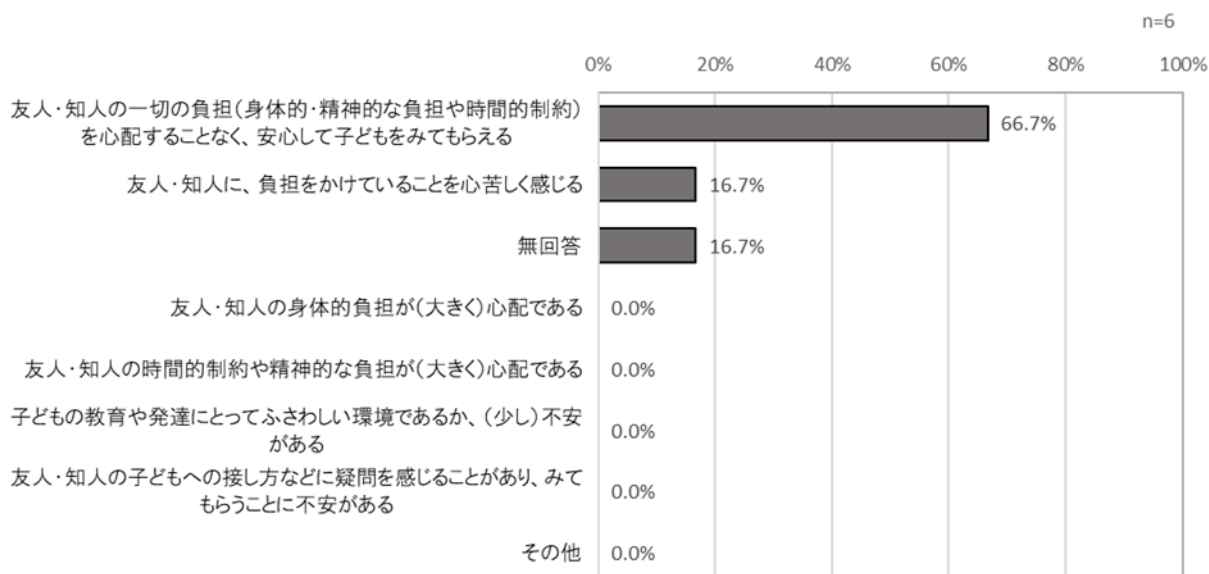
問 11-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください

「祖父母等の親族の一切の負担（身体的・精神的な負担や時間的制約）を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」50.0%で最も多く、次いで「祖父母等の親族に、負担をかけていることを心苦しく感じる」32.5%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が（大きく）心配である」17.5%、「祖父母等の親族の身体的負担が（大きく）心配である」15.0%、「祖父母等の親族の子どもへの接し方などに疑問を感じることもあり、みてもらうことに不安がある」5.0%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、（少し）不安がある」、「その他」2.5%と続いています。



問 11-2 友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください

「友人・知人の一切の負担（身体的・精神的な負担や時間的制約）を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」66.7%、「友人・知人に、負担をかけていることを心苦しく感じる」16.7%となっています。



就学前児童の保護者と同様、問11「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか」と問12「子育てについて気軽に相談できる人の有無」についてクロス集計分析した結果、3名（約5.9%）の方が、孤立した状態にある可能性が推察されます。また、「みてもらえる親族・知人がいる」と答えた方のうち、問11-1および問11-2では就学前児童の保護者と同様、「親族または友人・知人に負担をかけていることを心苦しく感じる」と答えた方が3割以上となり、子どもをみてもらえるが気兼ねなくお願いできる状態にはないことが予測されます。

■問11、問12のクロス集計について（小学生児童の保護者）

		合計	問12 子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか		
			いる/ある	いない/ない	無回答
全体		53	45	0	8
		100.0%	84.9%	0.0%	15.1%
問11 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか(複数回答)	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	17	17	0	0
		100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	27	20	3	4
		100.0%	74.1%	11.1%	14.8%
	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	3	0	0	3
		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	3	2	0	1
	100.0%	66.7%	0.0%	33.3%	
いずれもない	9	6	3	0	
	100.0%	66.7%	33.3%	0.0%	
無回答	0	0	0	0	
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

このような情報を要保護児童対策地域協議会や関係者間で共有することで、より具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。また、子育てに関する孤立や疎遠の状況を防ぐため、子どもを含めた親子で参加できる地域交流やイベントの実施、常設の交流スペース等の場の提供を検討し、職員を介した交流のきっかけづくりや保護者同士の自発的なつながりが育まれるような環境整備が望まれます。

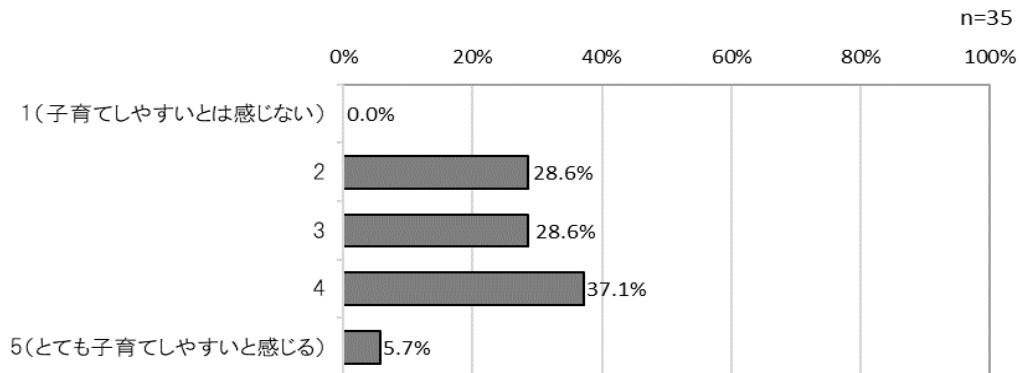
テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

満足度については、計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげていく項目になります。

●就学前児童の保護者のお住まいの地区の子育てのしやすさについてしてみると以下の通りです。「子育てしやすいと感じる」42.8%（「5. とても子育てしやすいと感じる」5.7%+「4. どちらかといえば子育てしやすい」37.1%）、「子育てしやすいと感じない」28.6%（「2. どちらかといえば子育てしやしくない」28.6%+「1. 子育てしやすいとは感じない」0.0%）となっています。

問 34 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

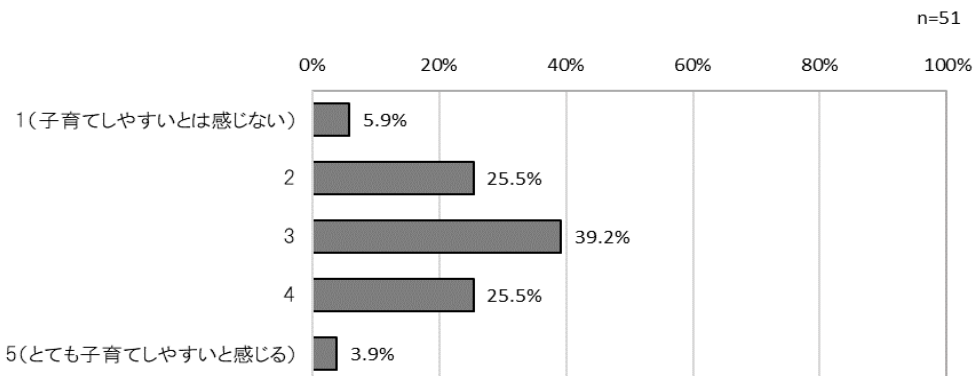
「4」37.1%で最も多く、次いで「2」、「3」28.6%、「5（とても子育てしやすいと感じる）」5.7%と続いています。



●一方、小学生児童の保護者のお住まいの地区の子育てのしやすさについてしてみると以下の通りです。「子育てしやすいと感じる」29.4%（「5. とても子育てしやすいと感じる」3.9%+「4. どちらかといえば子育てしやすい」25.5%）、「子育てしやすいと感じない」31.4%（「2. どちらかといえば子育てしやしくない」25.5%+「1. 子育てしやすいとは感じない」5.9%）となっています。

問 26 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

「3」39.2%で最も多く、次いで「2」「4」25.5%、「1（子育てしやすいとは感じない）」5.9%、「5（とても子育てしやすいと感じる）」3.9%と続いています。



●就学前児童の保護者

		合計	問34 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか				
			1(子育てしやすいと感じない)	2	3	4	5(子育てしやすいと感じる)
全体		35	0	10	10	13	2
問37 本町の子育て支援について希望することはありますか	子育て支援センターこども館のような、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい	28.6%	0.0%	8.6%	5.7%	14.3%	0.0%
	子育て支援センターこども館での講座やイベントを増やしてほしい	2.9%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%
	子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	65.7%	0.0%	25.7%	14.3%	22.9%	2.9%
	保育所を増やしてほしい	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	幼稚園を設置してほしい	5.7%	0.0%	5.7%	0.0%	0.0%	0.0%
	保育所などの利用にかかる費用を軽減してほしい	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい	17.1%	0.0%	5.7%	8.6%	2.9%	0.0%
	発達支援センター、ことばの教室などのサポートを充実してほしい	31.4%	0.0%	5.7%	14.3%	11.4%	0.0%
	誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい	25.7%	0.0%	8.6%	5.7%	11.4%	0.0%
	公営住宅での多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面での配慮をしてほしい	5.7%	0.0%	5.7%	0.0%	0.0%	0.0%
	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	17.1%	0.0%	2.9%	5.7%	8.6%	0.0%
	子育てについて学べる機会をつくってほしい	14.3%	0.0%	8.6%	2.9%	2.9%	0.0%
	子育てに関する情報が配信されるアプリなどをつくってほしい	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	その他	5.7%	0.0%	0.0%	2.9%	2.9%	0.0%
	特になし	8.6%	0.0%	0.0%	2.9%	5.7%	0.0%
	無回答	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%

今後の取組検討課題について、就学前児童の保護者アンケートの問34「お住まいの地区の子育て環境」と問37「子育て支援について希望すること」をクロス集計分析してみると、問34で評価の低かった項目と、問37で子育て支援について希望することについて、重なる項目がみられます。

「親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい」「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもたちの医療に関するサポートを充実してほしい」「子育てについて学べる機会をつくってほしい」などの項目で高い値がみられています。

●小学生児童の保護者

		合計	問26 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか				
			1(子育てしやすいとは感じない)	2	3	4	5(子育てしやすいと感じる)
全体		51	3	13	20	13	2
問29 本町の子育て支援について希望することはありますか	子育て支援センター・子ども館のような、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい	19.6%	0.0%	7.8%	5.9%	5.9%	0.0%
	子育て支援センター・子ども館での講座やイベントを増やしてほしい	7.8%	0.0%	0.0%	2.0%	5.9%	0.0%
	子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	37.3%	2.0%	11.8%	13.7%	7.8%	2.0%
	保育所を増やしてほしい(ほしいと感じていた)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	幼稚園を設置してほしい(欲しいと感じていた)	5.9%	0.0%	3.9%	2.0%	0.0%	0.0%
	保育所などの利用にかかる費用を軽減してほしい(ほしいと感じていた)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい(ほしいと感じていた)	9.8%	2.0%	5.9%	2.0%	0.0%	0.0%
	発達支援センター、ことばの教室などのサポートを充実してほしい	33.3%	0.0%	13.7%	11.8%	5.9%	2.0%
	誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい	27.5%	2.0%	5.9%	5.9%	11.8%	2.0%
	公営住宅での多子世帯の優先入居や広い部屋の割りあてなど、住宅面での配慮をしてほしい	3.9%	0.0%	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%
	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	13.7%	3.9%	0.0%	5.9%	3.9%	0.0%
	子育てについて学べる機会をつくってほしい	7.8%	0.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
	子育てに関する情報が配信されるアプリなどをつくってほしい	5.9%	0.0%	0.0%	3.9%	2.0%	0.0%
	その他	11.8%	0.0%	2.0%	9.8%	0.0%	0.0%
	特にない	13.7%	0.0%	2.0%	5.9%	5.9%	0.0%
無回答	2.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

小学生児童の保護者アンケートについて、問 26「お住まいの地区の子育て環境」と問 29「子育て支援について希望すること」をクロス集計分析についても、就学前児童の保護者の結果と同様、問 26 で評価の低かった項目と、問 29 とに関係性がみられました。

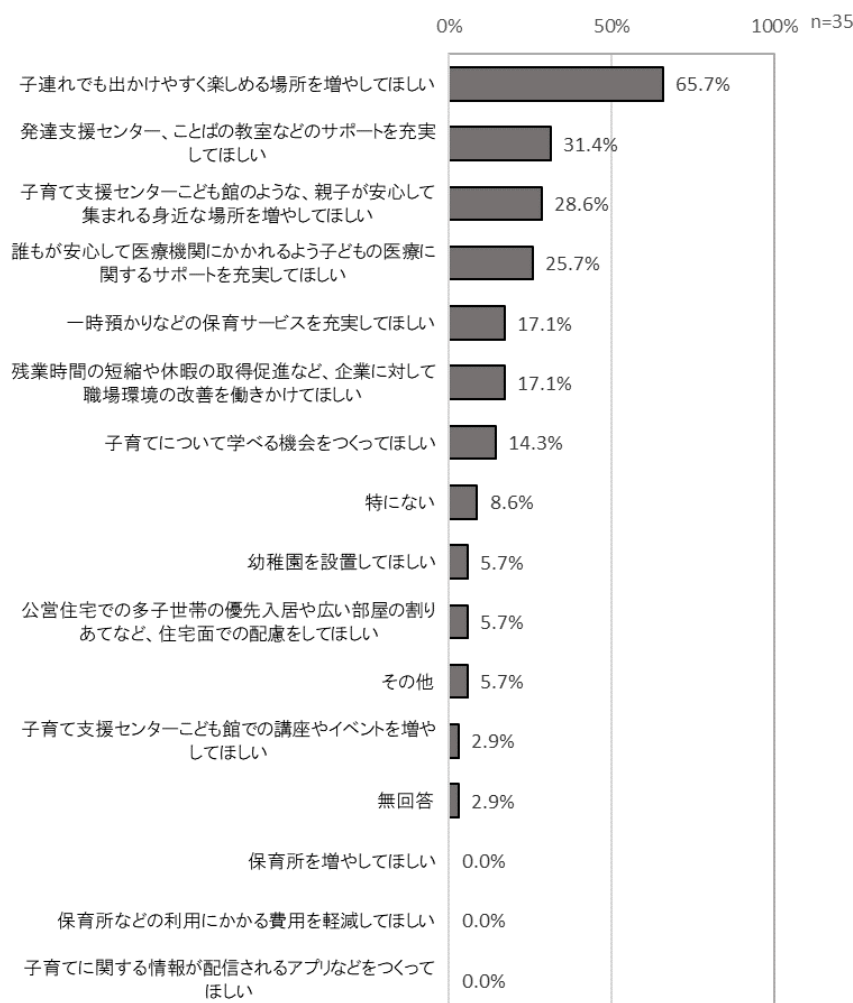
「親子が安心して集まれる身近な場所」「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもたちの医療に関するサポート」について希望が多い他、「発達支援センター、ことばの教室などのサポートを充実してほしい」「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」などの項目で高い値がみられました。

●就学前児童の保護者

問 37 本町の子育て支援について希望することはありますか

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」65.7%で最も多く、次いで「発達支援センター、ことばの教室などのサポートを充実してほしい」31.4%、「子育て支援センターこども館のような、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい」28.6%、「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」25.7%、「一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」17.1%、「子育てについて学べる機会をつくってほしい」14.3%、「特にない」8.6%、「幼稚園を設置してほしい」、「公営住宅での多子世帯の優先入居や広い部屋の割りあてなど、住宅面での配慮をしてほしい」、「その他」5.7%、「子育て支援センターこども館での講座やイベントを増やしてほしい」2.9%と続いています。

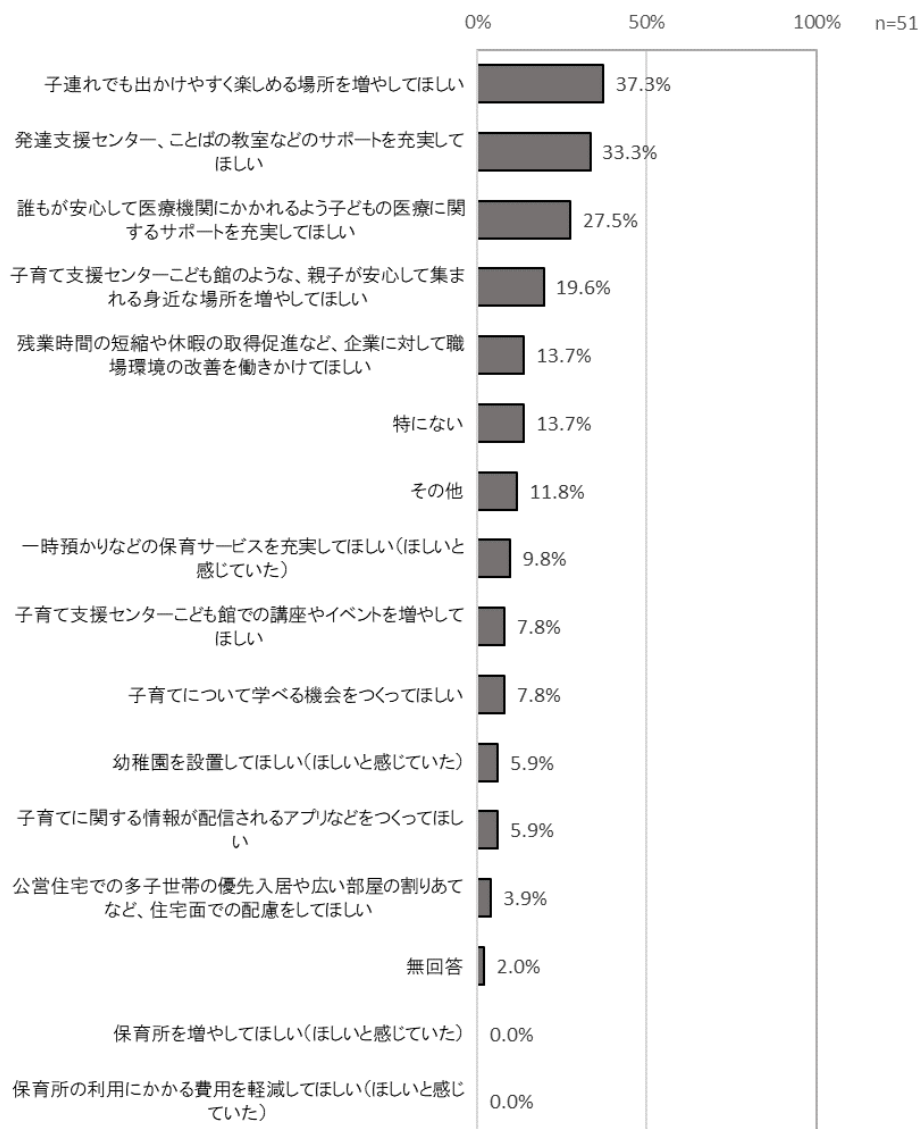
「その他」2名は、「ファミリーサポートか休日保育など、休日祝日の預け先がほしい。子ども支援に関わる職員の資質向上してほしい。」「土日でも夫が仕事の人（農家とか）の母と子で土日遊べる場所がほしい。」との回答があります。



●小学生児童の保護者

問 29 本町の子育て支援について希望することはありますか

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」37.3%で最も多く、次いで「発達支援センター、ことばの教室などのサポートを充実してほしい」33.3%、「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」27.5%と続いています。

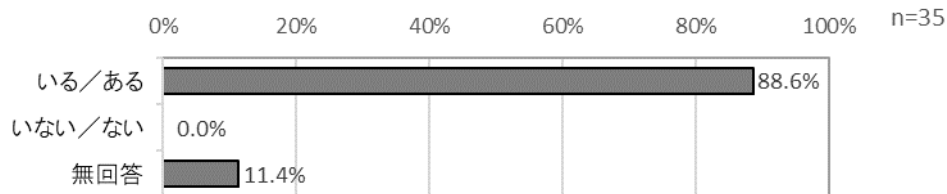


テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

●就学前児童の保護者

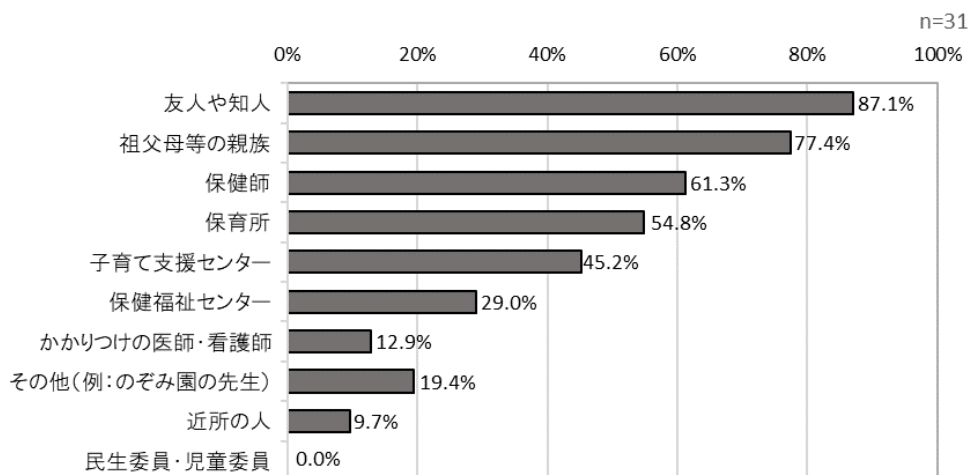
問11 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか

「いる／ある」88.6%、「無回答」11.4%となっています。



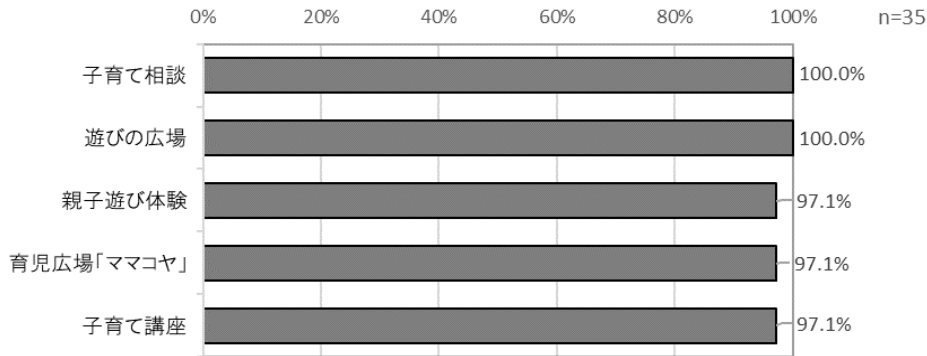
問11-1 子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか

「友人や知人」87.1%で最も多く、「祖父母等の親族」次いで77.4%、「保健師」61.3%、「保育所」54.8%、「子育て支援センター」45.2%と続いています。



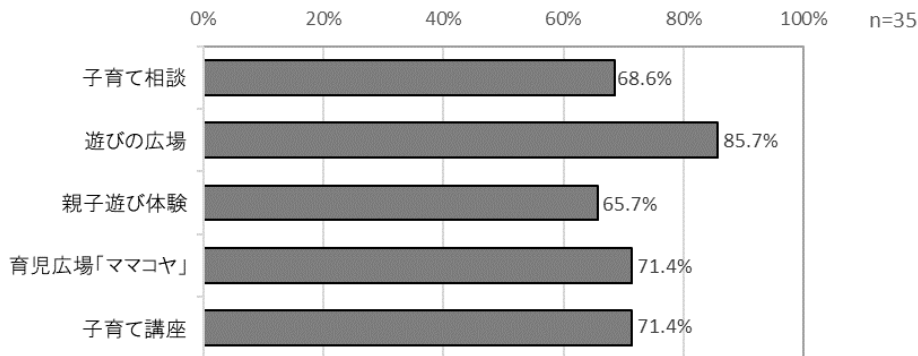
問15 A. 子育て支援センター「こども館」について、各事業を知っていますか

- ①子育て相談：「はい」が100.0%となっています。
- ②遊びの広場：「はい」が100.0%となっています。
- ③親子遊び体験：「はい」が97.1%となっています。
- ④育児広場『ママコヤ』：「はい」が97.1%となっています。
- ⑤子育て講座：「はい」が97.1%となっています。



問 15 B. 子育て支援センター「こども館」について、各事業を利用したことがありますか

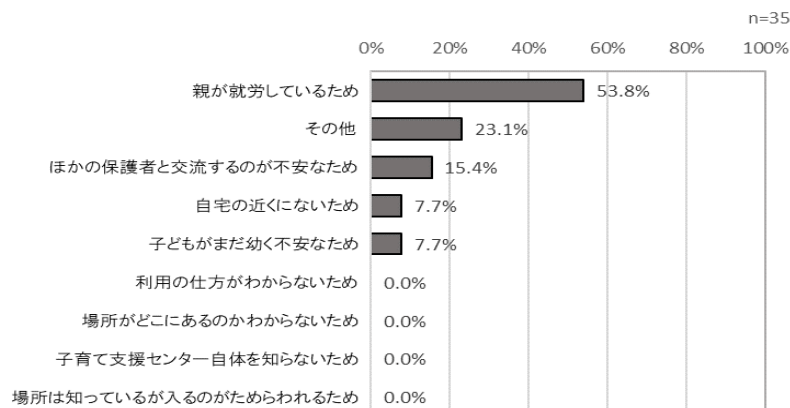
「遊びの広場」85.7%で最も多く、次いで、「育児広場『ママコヤ』」「子育て講座」71.4%、「子育て相談」68.6%、「親子遊び体験」65.7%と続いています。



問 15-3 「こども館」の事業を知っているが、利用していない理由はおもに何ですか

「親が就労しているため」53.8%で最も多く、次いで「その他」23.1%、「ほかの保護者と交流するのが不安なため」15.4%、「自宅の近くにないため」「子どもがまだ幼く不安なため」7.7%と続いています。

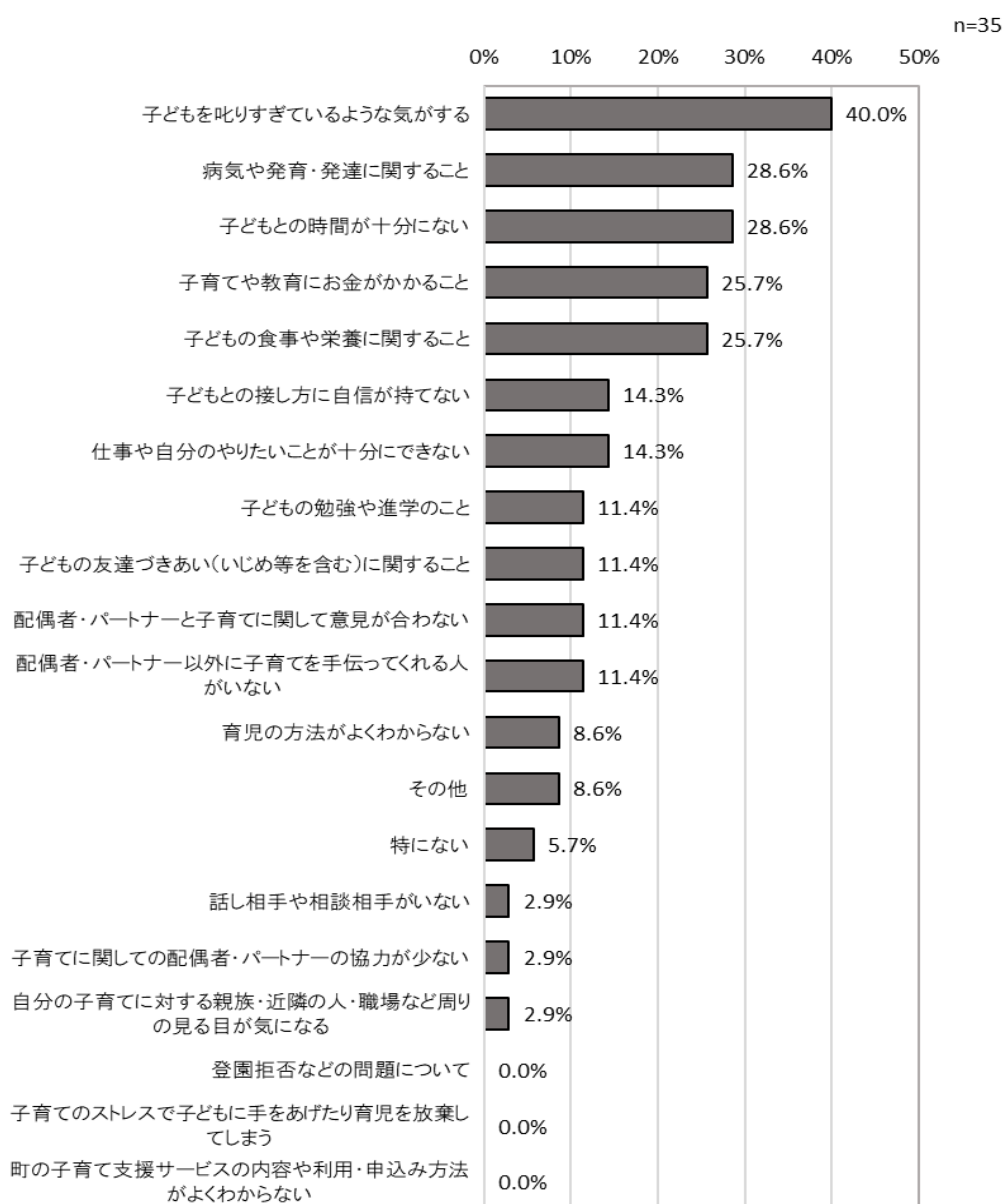
「その他」3名…「利用する必要がなかった」、「保育所入所中」、「ほかに相談するところがある」との回答がありました。



問31 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また、気になることはありますか

「子どもを叱りすぎているような気がする」40.0%で最も多く、次いで「病気や発育・発達に関すること」、「子どもとの時間が十分でない」28.6%、「子育てや教育にお金がかかること」、「子どもの食事や栄養に関すること」25.7%、「子どもとの接し方に自信が持てない」、「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」14.3%、「子どもの勉強や進学のこと」、「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」、「配偶者・パートナーと子育てに関して意見が合わない」、「配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいない」11.4%、「育児の方法がよくわからない」、「その他」8.6%、「特にない」5.7%、「話し相手や相談相手がない」、「子育てに関する配偶者・パートナーの協力が少ない」、「自分の子育てに対する親族・近隣の人・職場など周りの見目が気になる」2.9%と続いています。

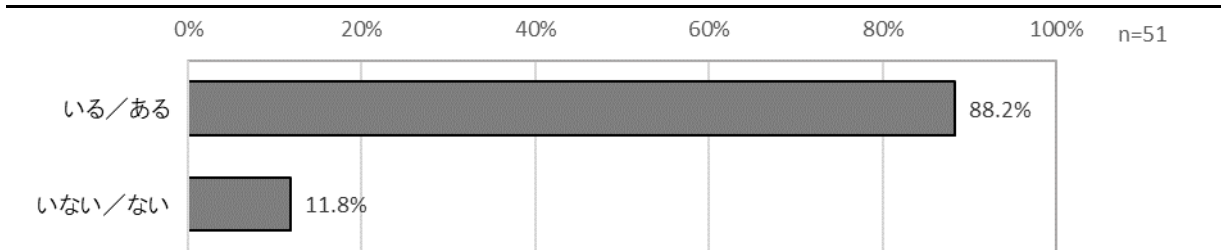
「その他」3名は「自分の病気があり、子の世話が思うようにできず、とても悲しい。」「夫の子どもと接する態度。」「日曜日や子どもの病氣中の預け先がない。」との回答があります。



●小学生児童の保護者

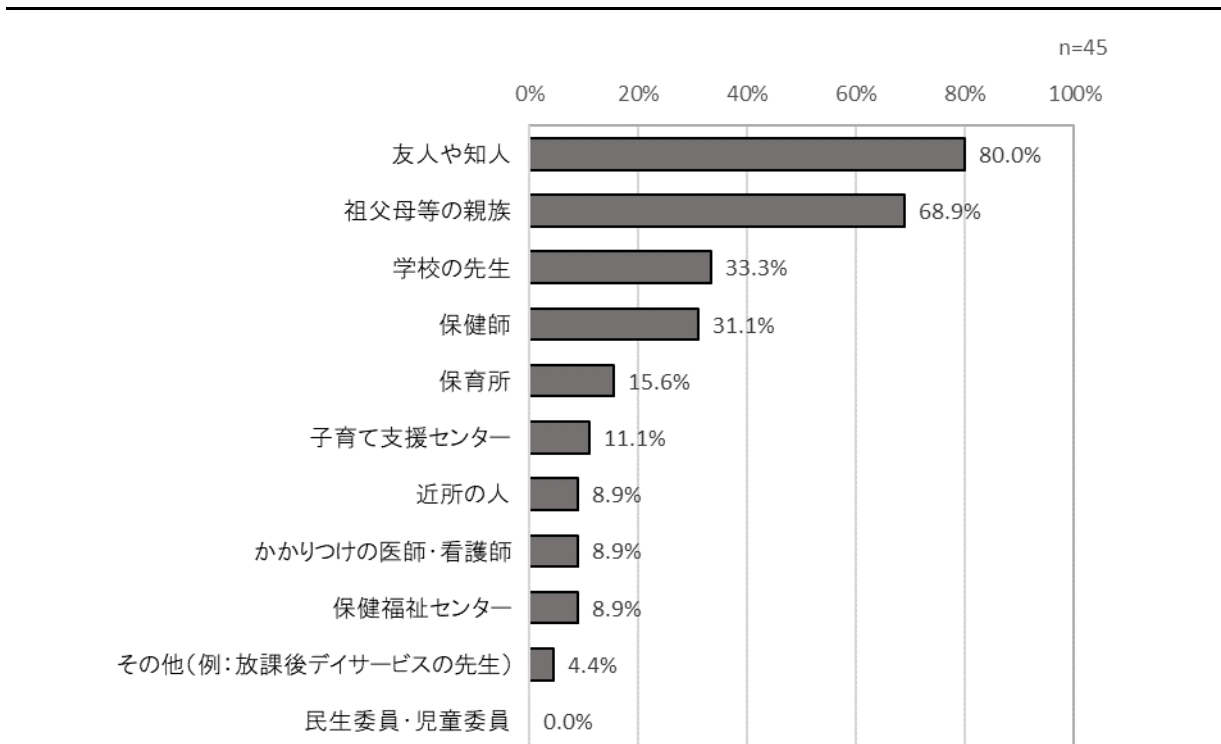
問 12 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか

「いる／ある」88.2%、「いない／ない」11.8%となっています。



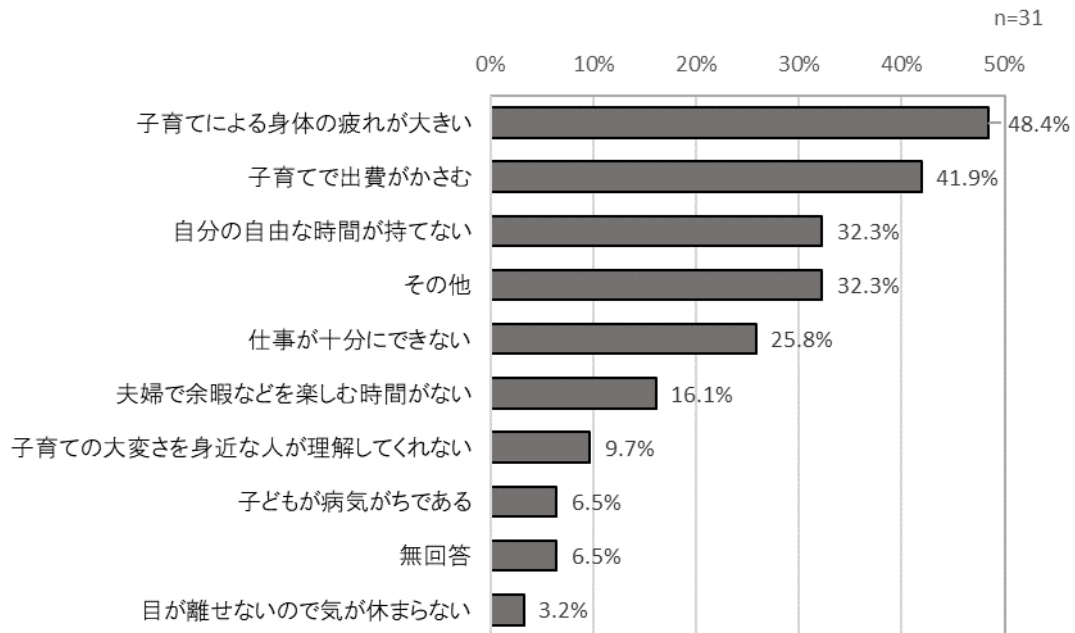
問 12-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか

「友人や知人」80.0%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」68.9%、「学校の先生」33.3%、「保健師」31.1%、「保育所」15.6%、「子育て支援センター」11.1%、「近所の人」、「かかりつけの医師・看護師」、「保健福祉センター」8.9%、「その他」4.4%と続いています。



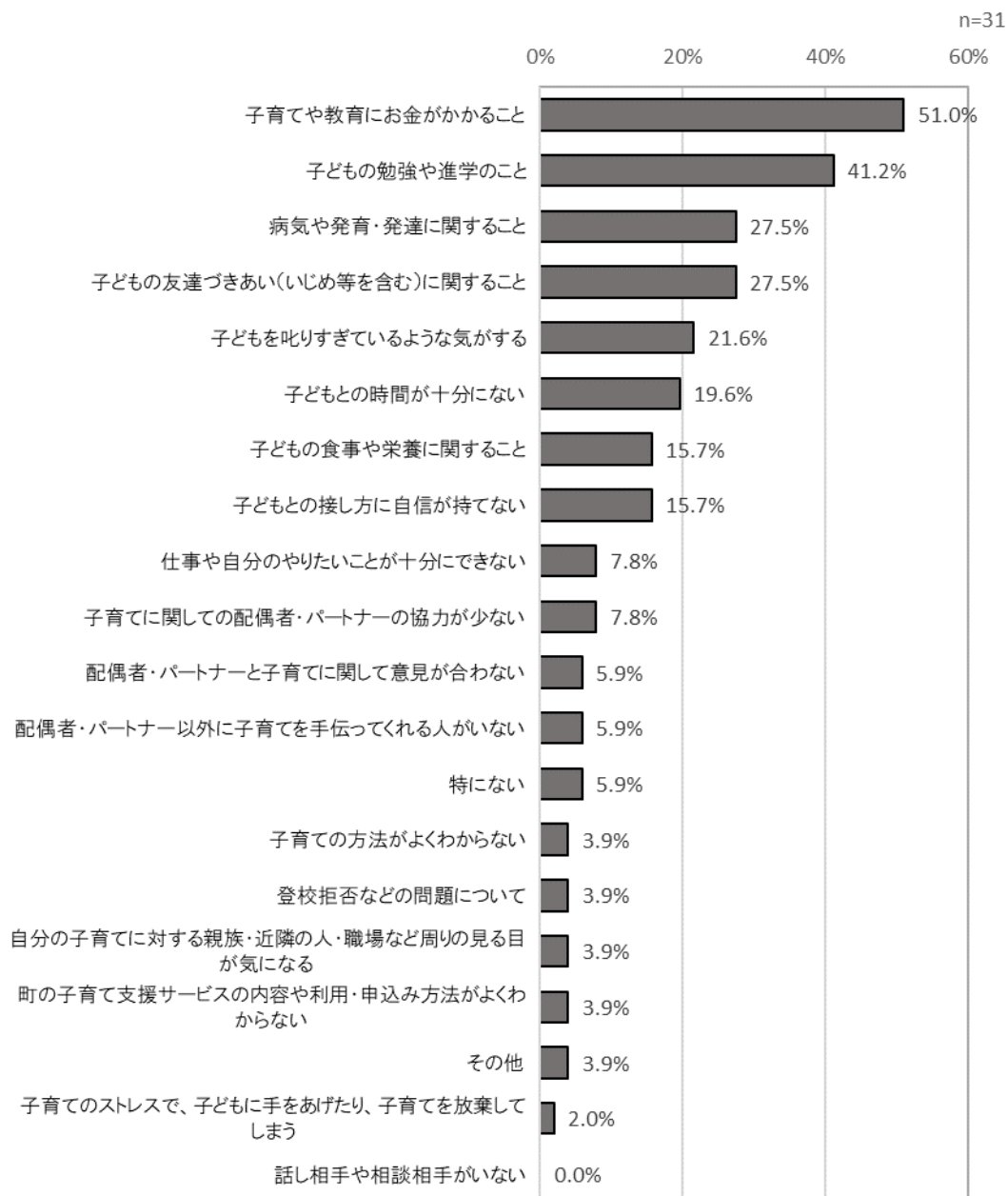
問 21-1 子育てをする上で、特に負担に思っていることはどのようなことですか

「子育てによる身体の疲れが大きい」48.4%で最も多く、次いで「子育てで出費がかさむ」41.9%、「自分の自由な時間が持てない」、「その他」32.3%、「仕事が十分にできない」25.8%、「夫婦で余暇などを楽しむ時間がない」16.1%、「子育ての大変さを身近な人が理解してくれない」9.7%、「子どもが病気がちである」6.5%、「目が離せないので気が休まらない」3.2%と続いています。



問 23 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また、気になることはありますか

「子育てや教育にお金がかかること」51.0%で最も多く、次いで「子どもの勉強や進学のこと」41.2%、「病気や発育・発達に関すること」、「子どもの友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること」27.5%、「子どもを叱りすぎているような気がする」21.6%、「子どもとの時間が十分でない」19.6%、「子どもの食事や栄養に関すること」、「子ども接し方に自信が持てない」15.7%と続いています。



第4節 子どもの貧困対策に関するアンケートの結果概要

①調査の目的

和寒町では、より安心して子どもを育てるために必要な取組を検討するにあたり、子どものいる家庭の生活状況や子どもの様子、また子育ての悩みや困りごと等の実態を把握するため調査を実施しました。

②調査対象・配布・回収状況

○配付・回収状況：

	配付数	回収数	回収率
小学5・6年生保護者票	44票	40票	90.9%
中学生保護者票	71票	49票	69.0%
小学5・6年生子ども票	44票	38票	86.4%
中学生子ども票	71票	48票	67.6%

③調査結果の見方

- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関してすべての小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。このすべての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問ですべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果、または回答者が皆無であることを表します。
- 質問文や、グラフ及び文章中の選択肢を一部省略しています。
- 有効回答数とするため、無回答は除外して集計をしています。
- 回答に **こども** とあるものは、児童または生徒の回答となっています。

●テーマに沿ったアンケート回答傾向の把握について

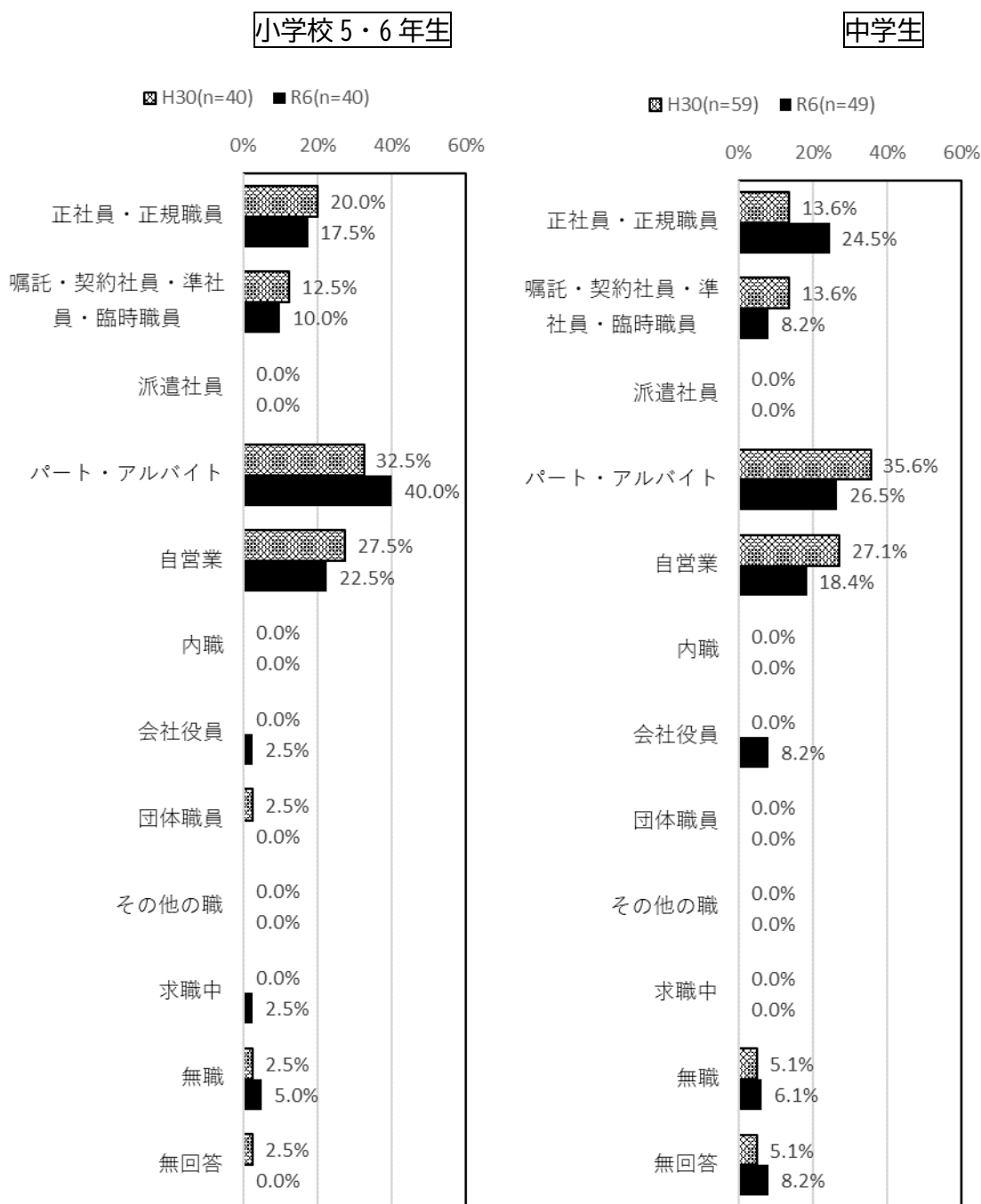
- テーマ1 世帯の状況（保護者の就業状況、健康状況、介護の必要者の有無）
→ 保護者の就労状況や健康状況、経済状況から子どものいる世帯の様子を知る。
- テーマ2 子どもの生活の様子（朝食の摂取状況、放課後の過ごす場所、過ごし方）
者の→ 子ども達の普段の生活の様子や、放課後の居場所・過ごし方をしるる。
- テーマ3 習い事や学習の理解度、進学や就職の希望、持ち物の状況
→ 学校以外での学習の機会の有無や、自己有用感や将来への希望を理解する。
- テーマ4 悩み事の有無や相談先、自己有用感、望む支援
→ 子育て支援ネットワークの構築と地域共生社会への道筋につなげる。

テーマ1 世帯の状況（保護者の就業状況、健康状況、介護の必要者の有無）

問9 両親の就労状況／母親

小学校5・6年生：「パート・アルバイト」が40.0%と最も多く、次いで「自営業」が22.5%、「正社員・正規職員」が17.5%、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」が10.0%となっています。

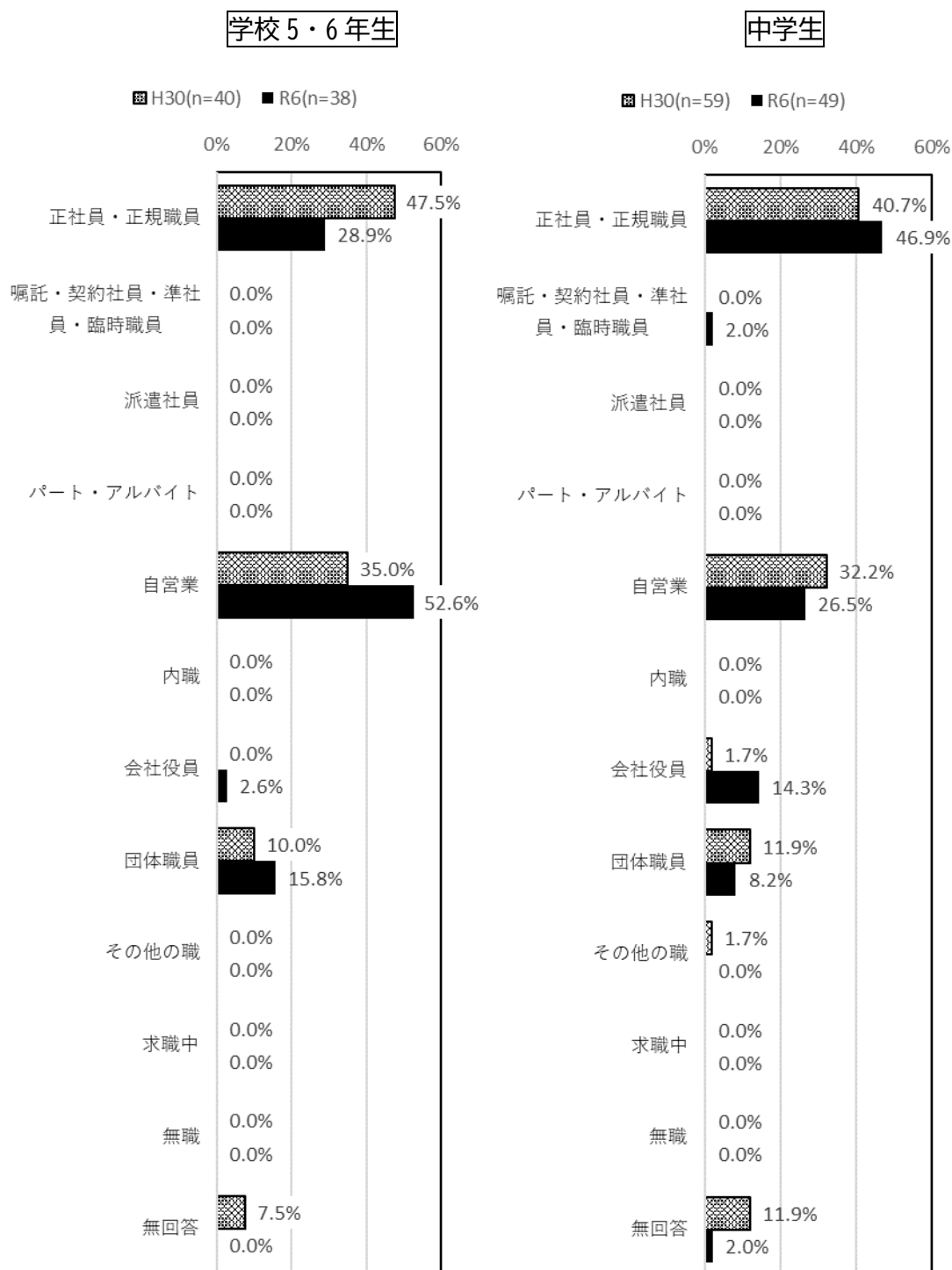
中学生：「パート・アルバイト」が26.5%と最も多く、次いで「正社員・正規職員」が24.5%、「自営業」が18.4%、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」「会社役員」が8.2%となっています。



問9 両親の就労状況／父親

小学校5・6年生：「自営業」が52.6%と最も多く、次いで「正社員・正規職員」が28.9%、「団体職員」が15.8%、「会社役員」が2.6%となっています。

中学生：「正社員・正規職員」が46.9%と最も多く、次いで「自営業」が26.5%、「会社役員」が14.3%、「団体職員」が8.2%、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」が2.0%となっています。



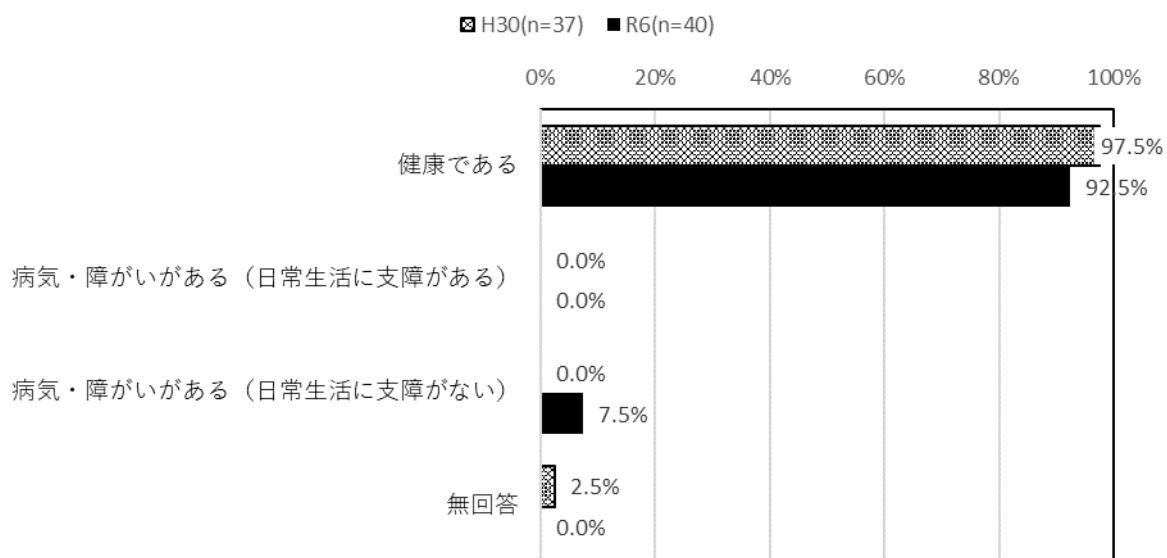
問 10 両親の健康状態／母親

小学校 5・6 年生：「健康である」が 92.5%と最も多く、次いで「病気・障がいがある（日常生活に支障がない）」が 7.5%となっています。

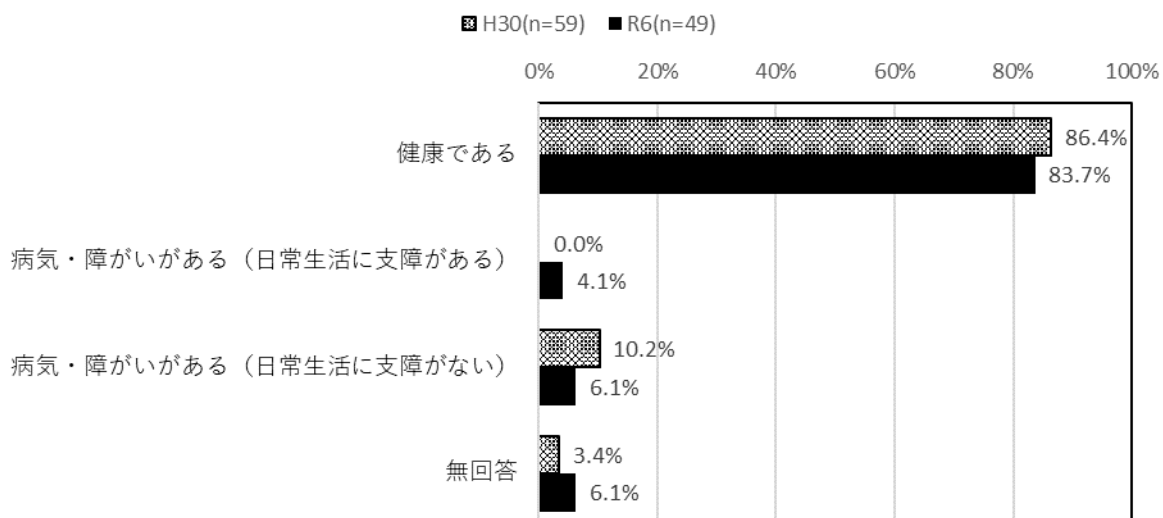
なっています。

中学生：「健康である」が 83.7%と最も多く、次いで「病気・障がいがある（日常生活に支障がない）」が 6.1%、「病気・障がいがある（日常生活に支障がある）」が 4.1%となっています。

小学校 5・6 年生



中学生

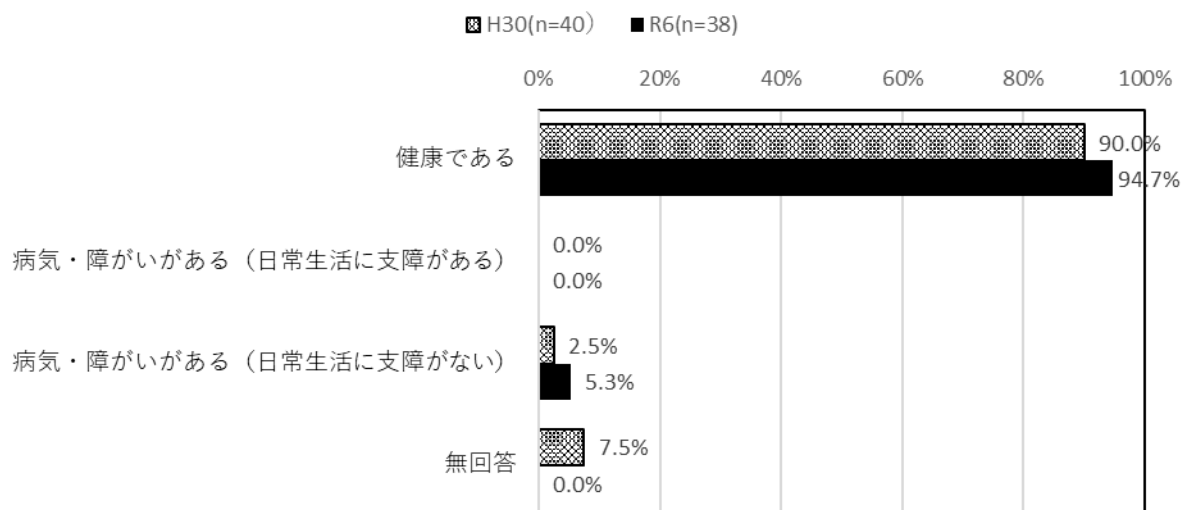


問 10 両親の健康状態／父親

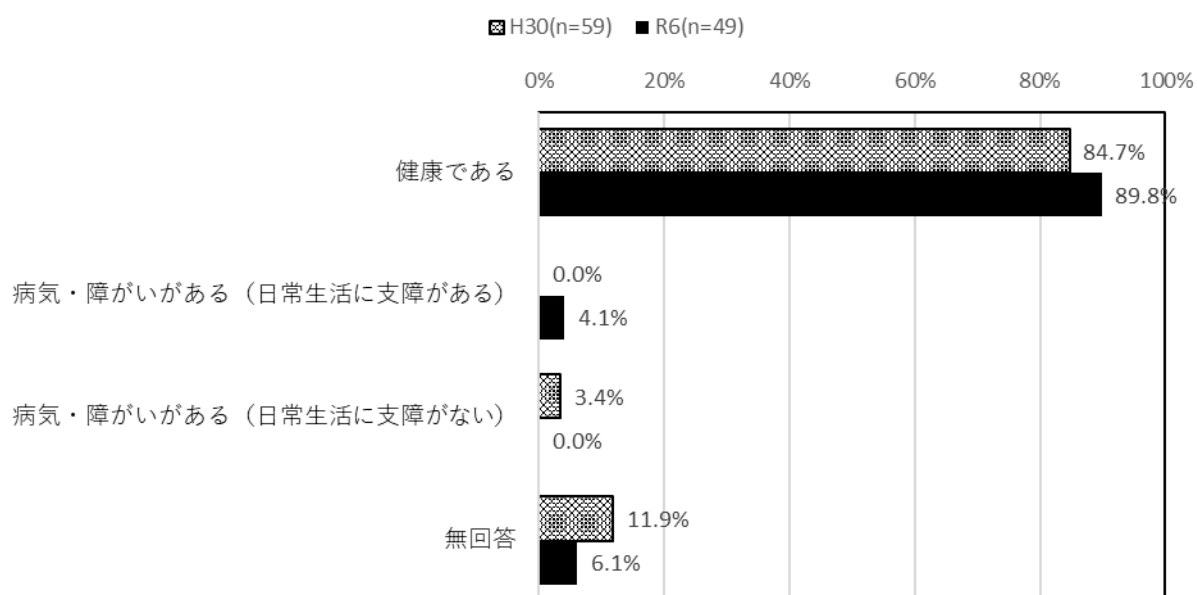
小学校 5・6 年生：「健康である」が 94.7%と最も多く、次いで「病気・障がいがある（日常生活に支障がない）」が 5.3%となっています。

中学生：「健康である」が 89.8%と最も多く、次いで「病気・障がいがある（日常生活に支障がある）」が 4.1%となっています。

小学校 5・6 年生



中学生

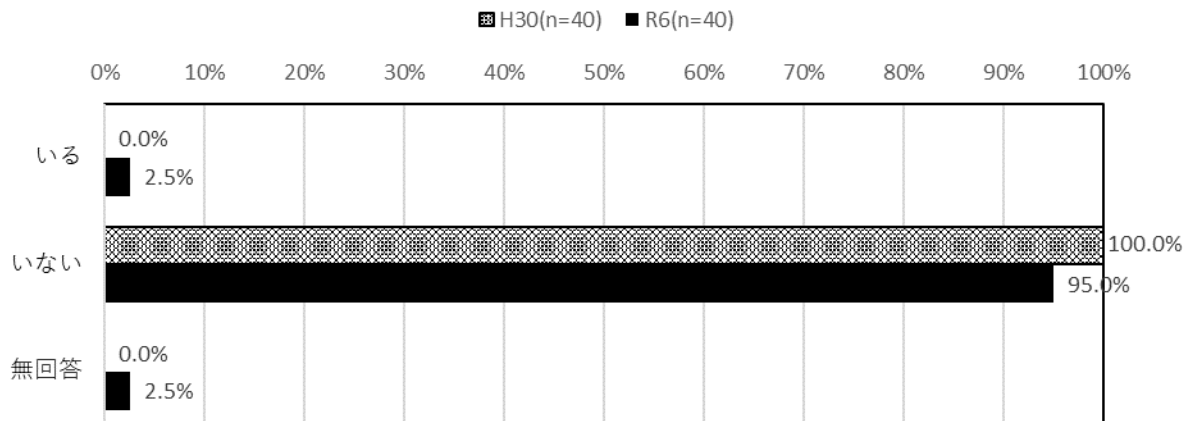


問5 あなたの世帯の中に、介護や介助が必要な方はいますか

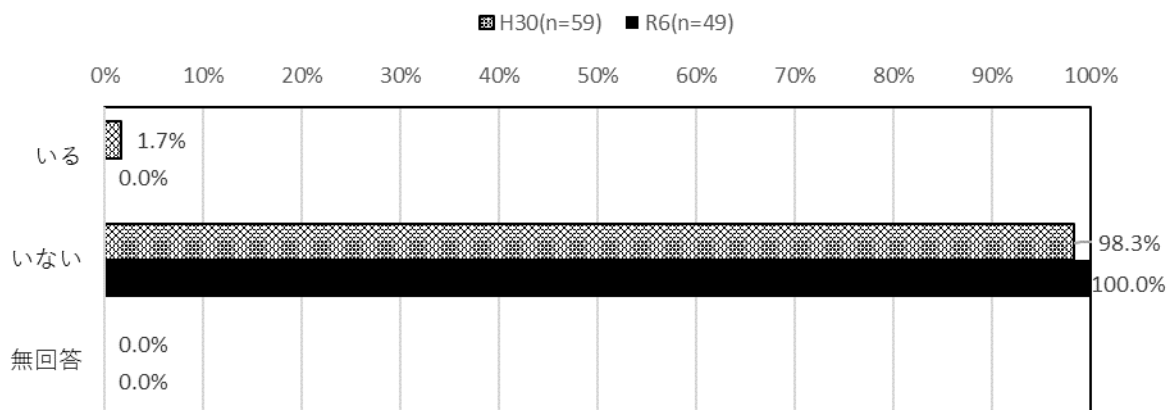
小学校5・6年生：「いる」が2.5%、「いない」が95.0%となっています。

中学生：「いない」が100.0%となっています。

小学校5・6年生



中学生

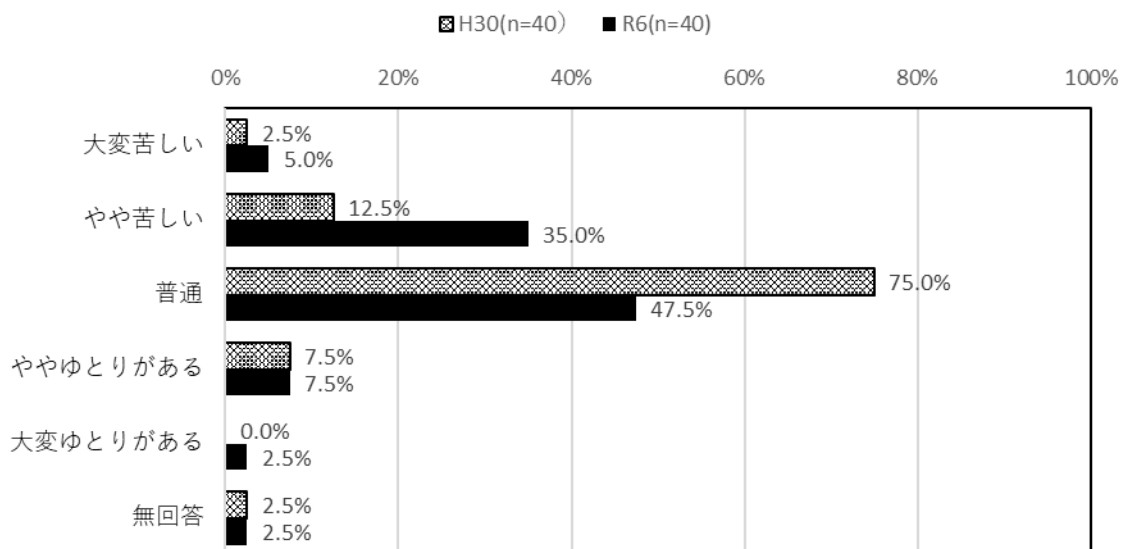


問 26 現在の暮らしの状況を総合的に見て、どう感じますか

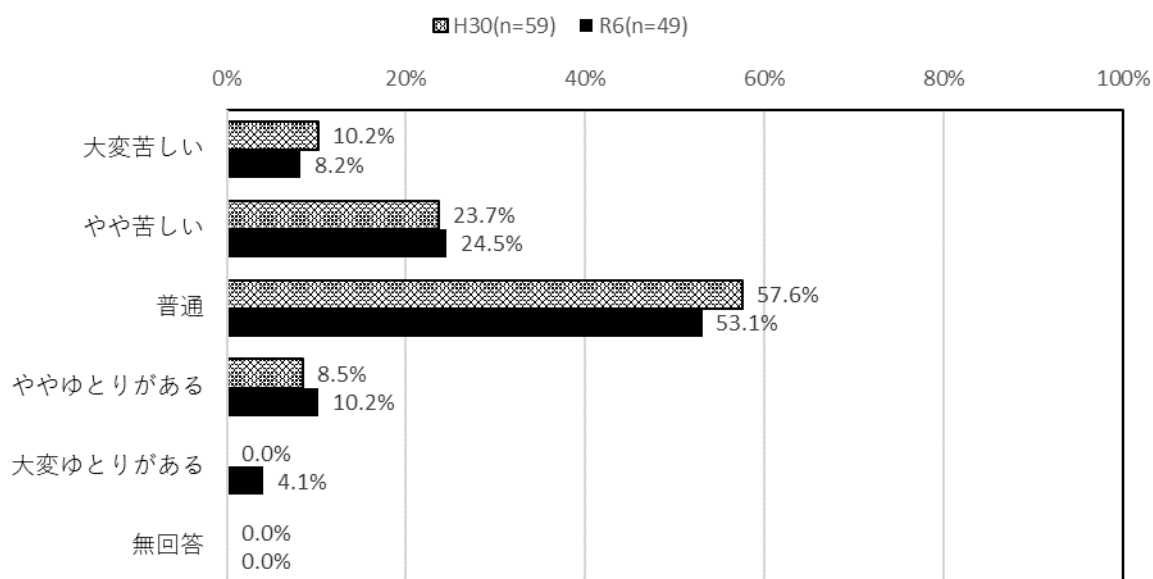
小学校 5・6 年生：「普通」が 47.5%と最も多く、次いで「やや苦しい」が 35.0%、「ややゆとりがある」が 7.5%、「大変苦しい」が 5.0%となっています。

中学生：「普通」が 53.1%と最も多く、次いで「やや苦しい」が 24.5%、「ややゆとりがある」が 10.2%、「大変苦しい」が 8.2%となっています。

小学校 5・6 年生



中学生



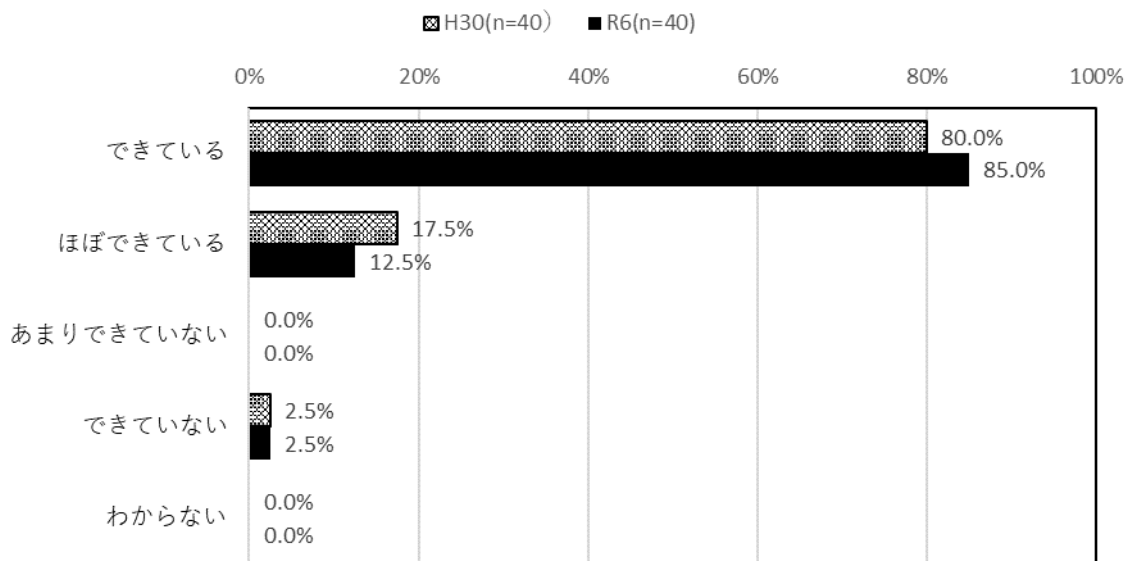
テーマ2 子どもの生活の様子（朝食の摂取状況、放課後過ごす場所、過ごし方）

問12 お子さまの基本的な生活・学習習慣について／平日の朝、朝食を食べる

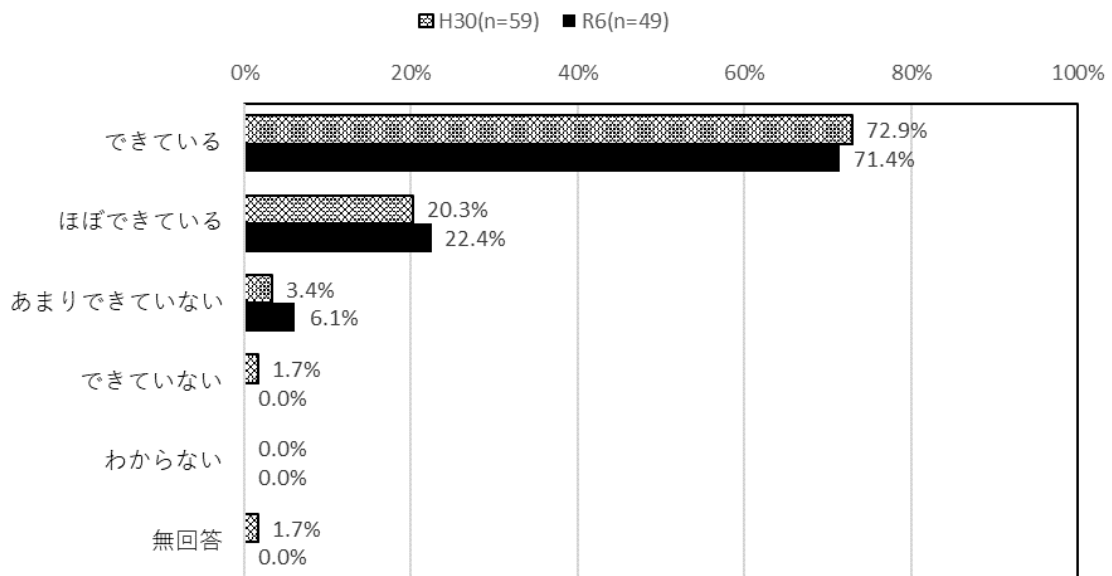
小学校5・6年生：「できている」が85.0%と最も多く、次いで「ほぼできている」が12.5%、「できていない」が2.5%となっています。

中学生：「ほぼできている」が42.9%と最も多く、次いで「あまりできていない」が32.7%、「できている」が18.4%「できていない」が4.1%となっています。

小学校5・6年生



中学生



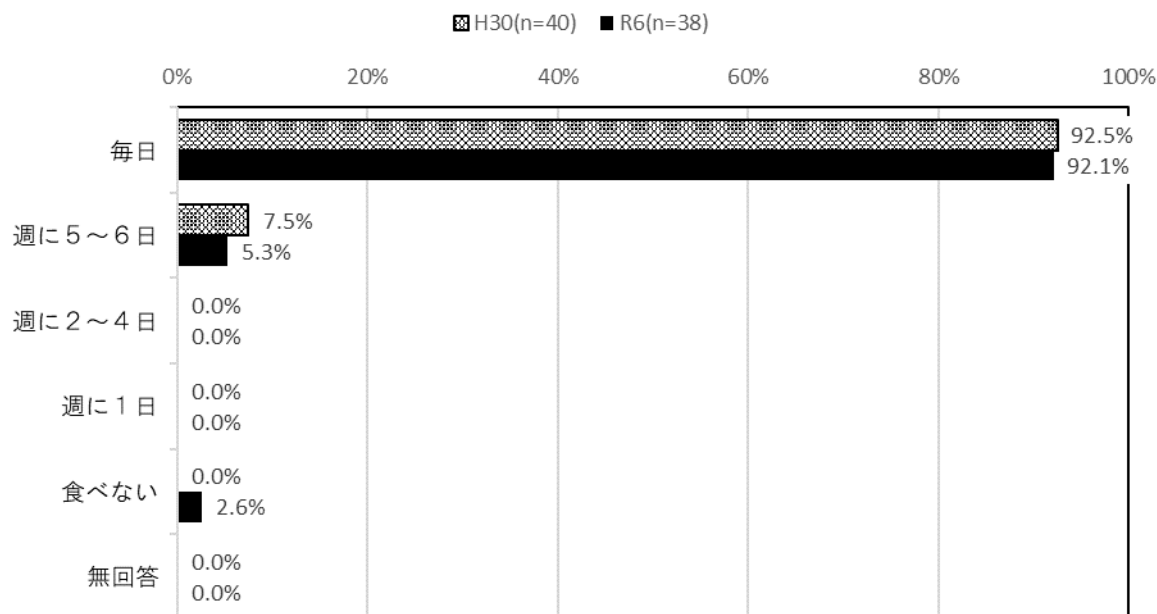
問7 あなたは平日に、どれくらい朝食を食べていますか

こども

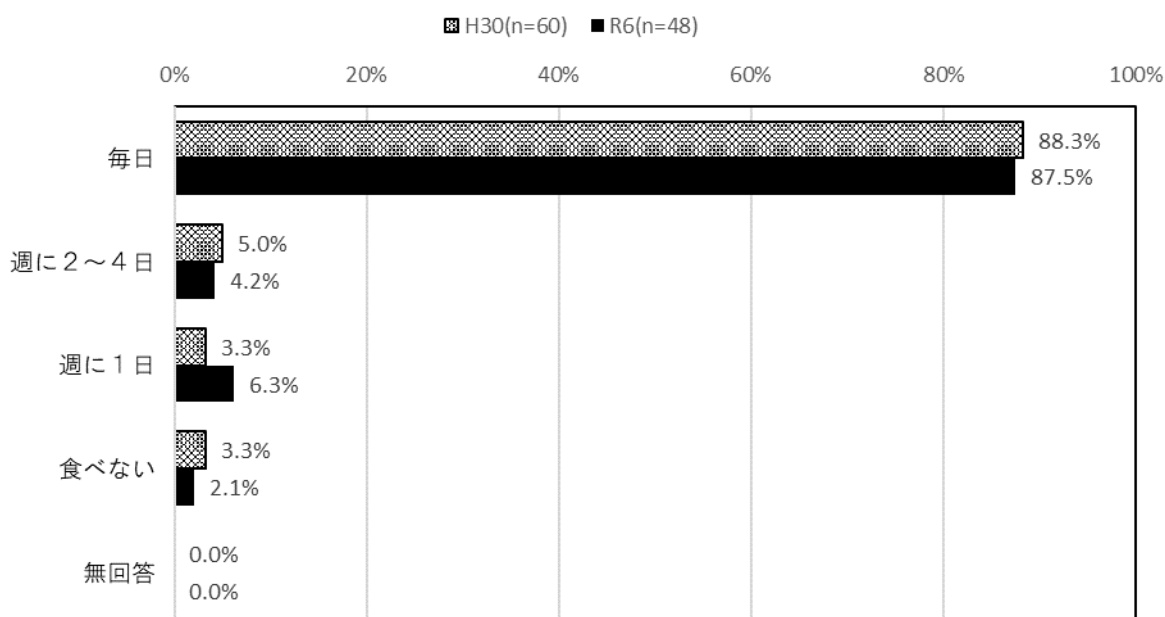
小学校5・6年生：「毎日」が92.1%と最も多く、次いで「週に5～6日」が2.6%となっています。

中学生：「毎日」が87.5%と最も多く、次いで「週に1日」が6.3%、「週に2～4日」で4.2%「食べない」が2.1%となっています。

小学校5・6年生



中学生



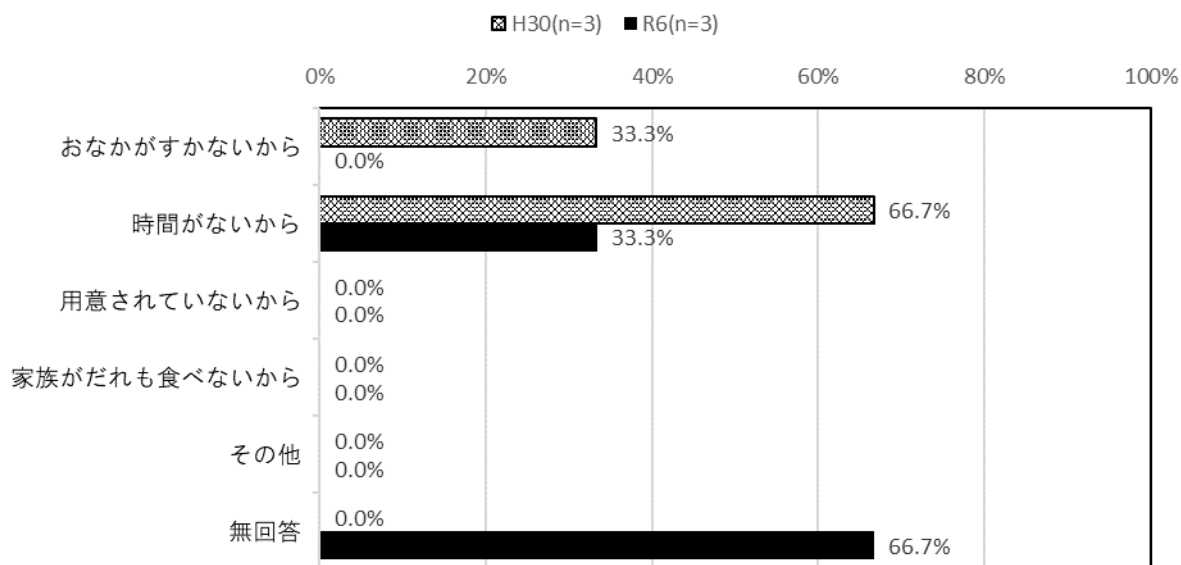
問7-1 毎日、朝食を食べない理由は何ですか

こども

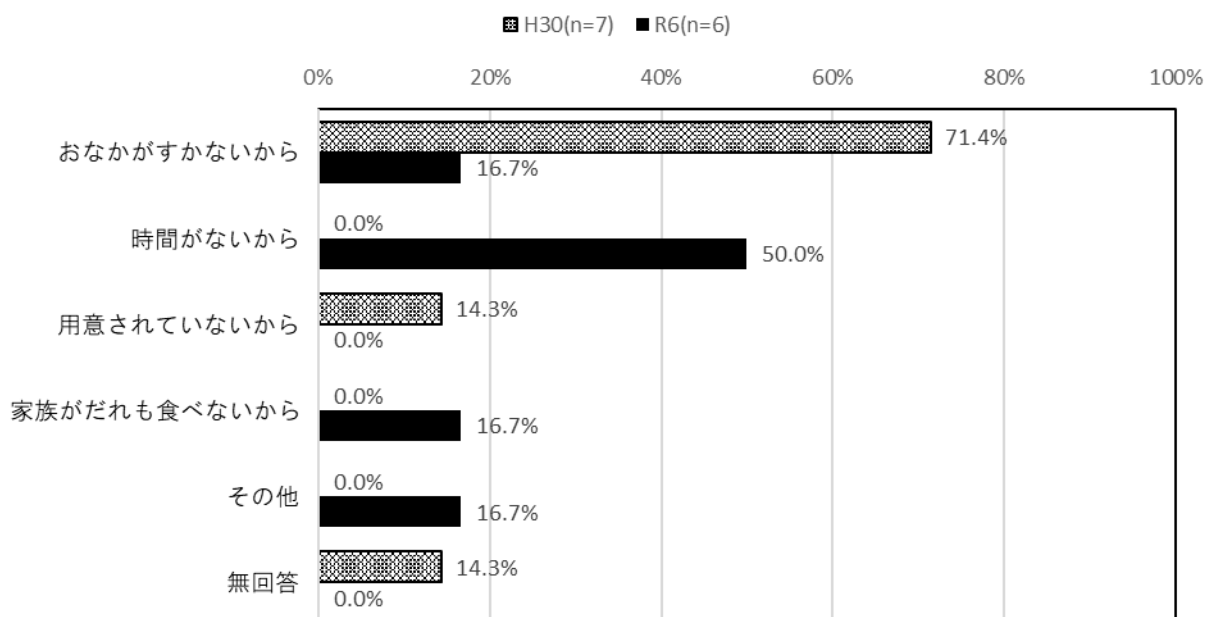
小学校5・6年生：「無回答」が66.7%と最も多く、次いで「時間がないから」が33.3%となっています。

中学生：「時間がないから」が50.0%と最も多く、次いで「おなかがすかないから」「家族がだれも食べないから」「その他」で16.7%となっています。

小学校5・6年生



中学生



問5 あなたは放課後はどこで過ごしていますか（複数回答）

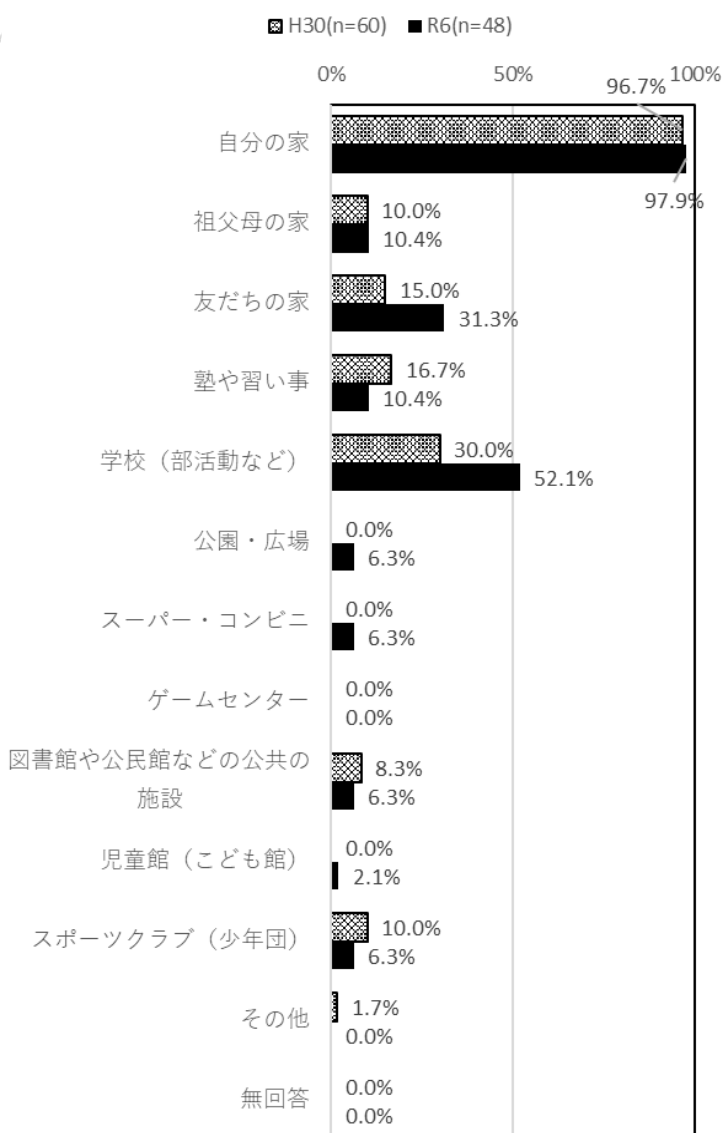
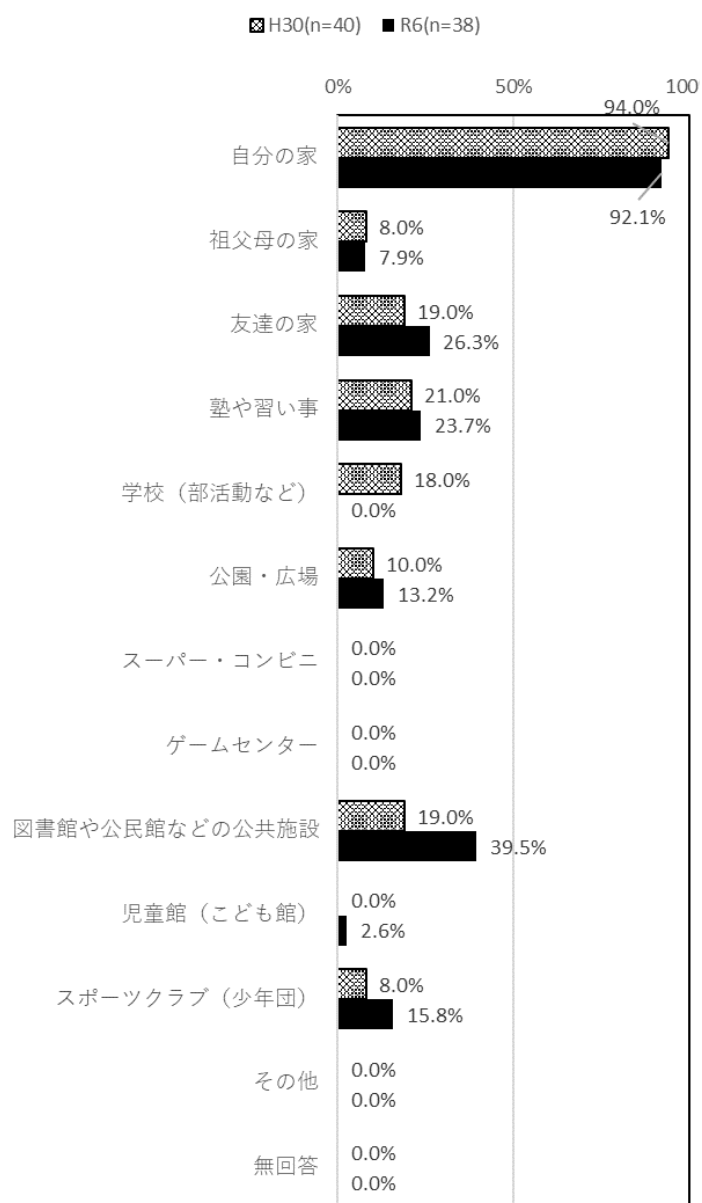
こども

小学校5・6年生：「自分の家」が92.1%と最も多く、次いで「図書館やまちづくりセンターなどの公共の施設」が39.5%、「友だちの家」が26.3%、「塾や習い事」23.7%、「スポーツクラブ（少年団）」15.8%「公園・広場」が13.2%となっています。

中学生：「自分の家」が97.9%と最も多く、次いで「学校（部活動など）」が52.1%、「友だちの家」が31.3%、「塾や習い事」「祖父母の家」が10.4%となっています。

小学校5・6年

中学生

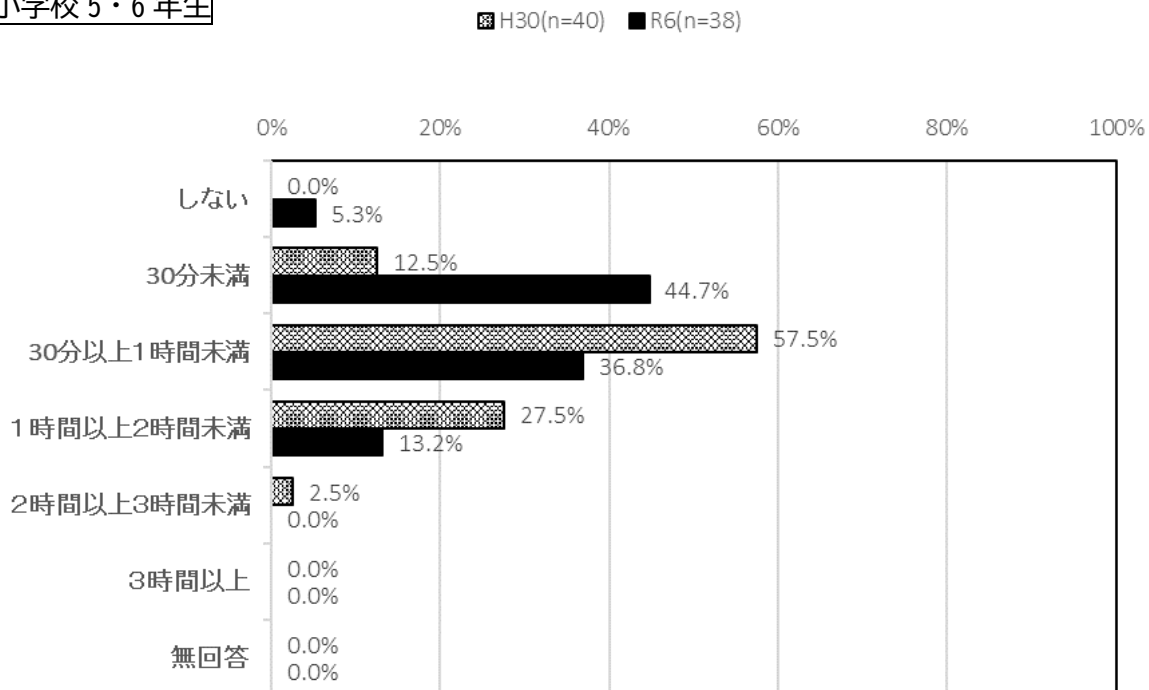


問6 あなたは平日の放課後の時間を、どのように過ごしていますか／勉強や宿題をする（塾等をふくむ） こども

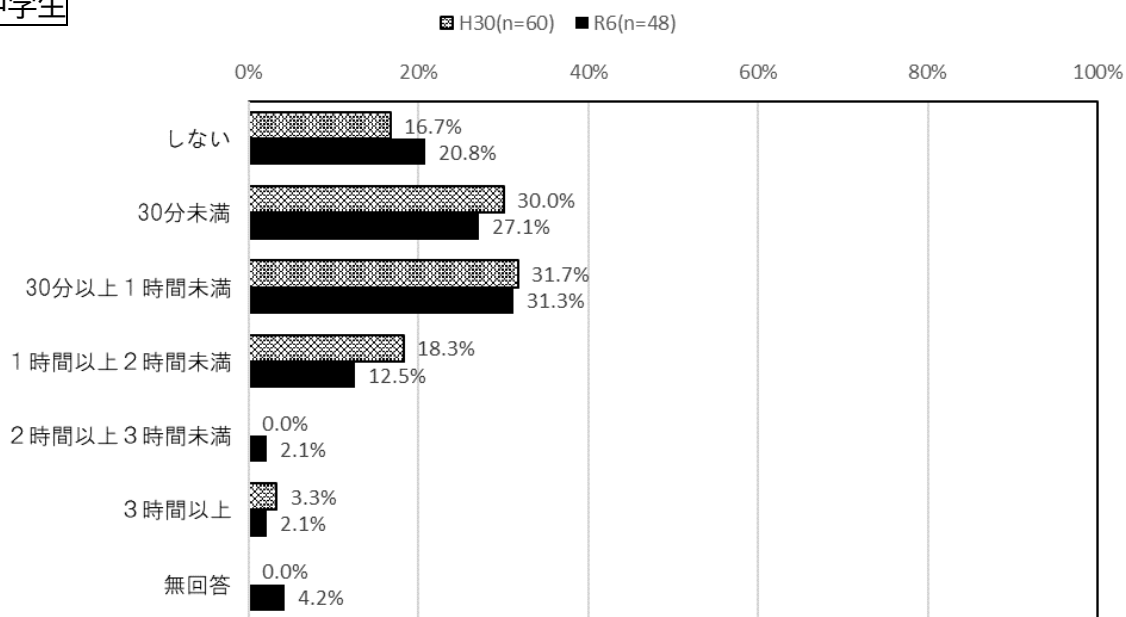
小学校 5・6年生：「30分未満」が44.7%、「30分以上1時間未満」が36.8%と最も多く、次いで「1時間以上2時間未満」が13.2%、「しない」が5.5%となっています。

中学生：「30分以上1時間未満」が31.3%と最も多く、次いで「30分未満」が27.1%、「しない」が20.8%、「1時間以上2時間未満」が12.5%となっています。

小学校 5・6年生



中学生

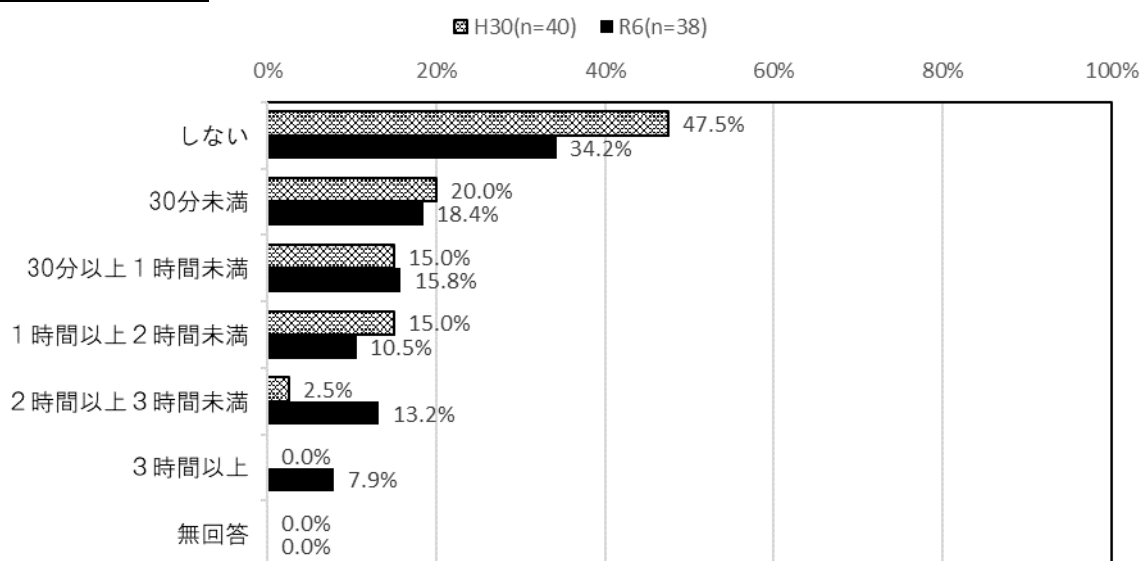


問6 あなたは平日の放課後の時間を、どのように過ごしていますか／スマートフォン、パソコン等のSNS（LINE・Twitter・Facebookなど）の使用 **こども**

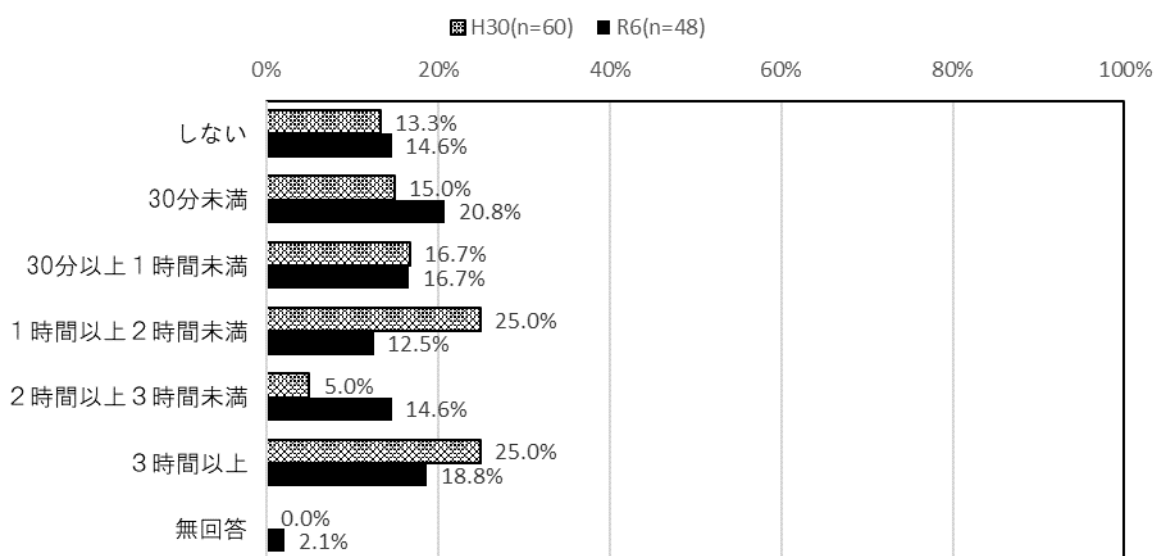
小学校5・6年生：「しない」が34.2%と最も多く、次いで「30分未満」が18.4%、「30分以上1時間未満」が15.8%、「2時間以上3時間未満」が13.2%、「1時間以上2時間未満」が10.5%となっています。

中学生：「30分未満」が20.8%と最も多く、次いで「3時間以上」が18.8%、「30分以上1時間未満」が16.7%、「しない」「2時間以上3時間未満」が14.6%、「1時間以上2時間未満」が12.5%となっています。

小学校5・6年生



中学生

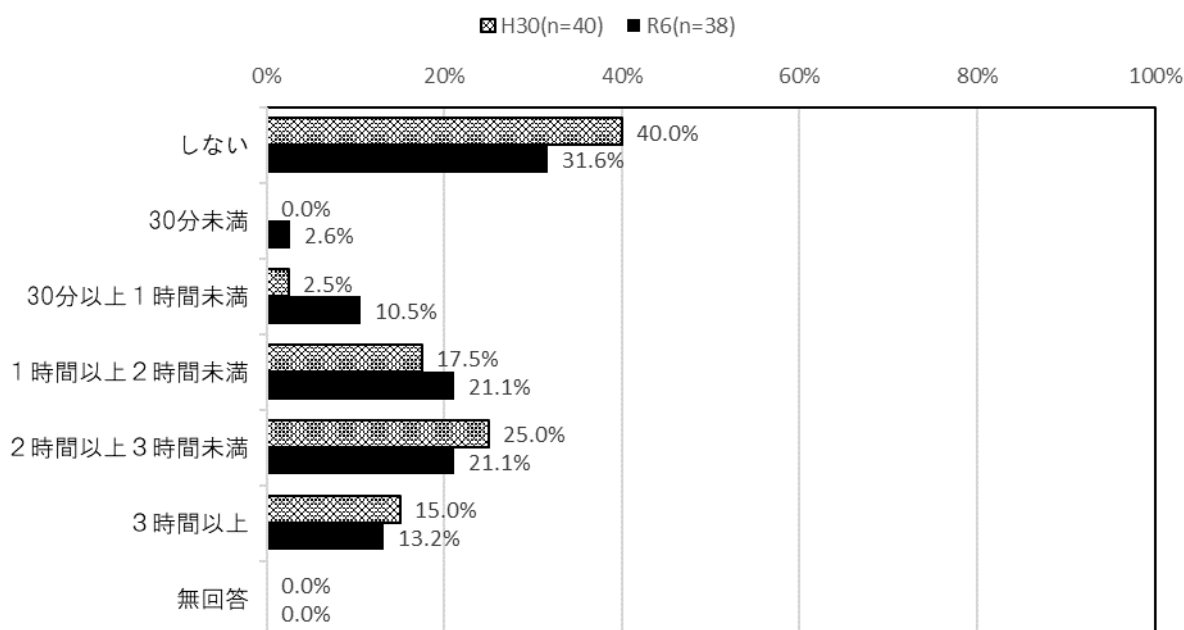


問6 あなたは平日の放課後の時間を、どのように過ごしていますか／スポーツ少年団やクラブ活動、部活動をする こども

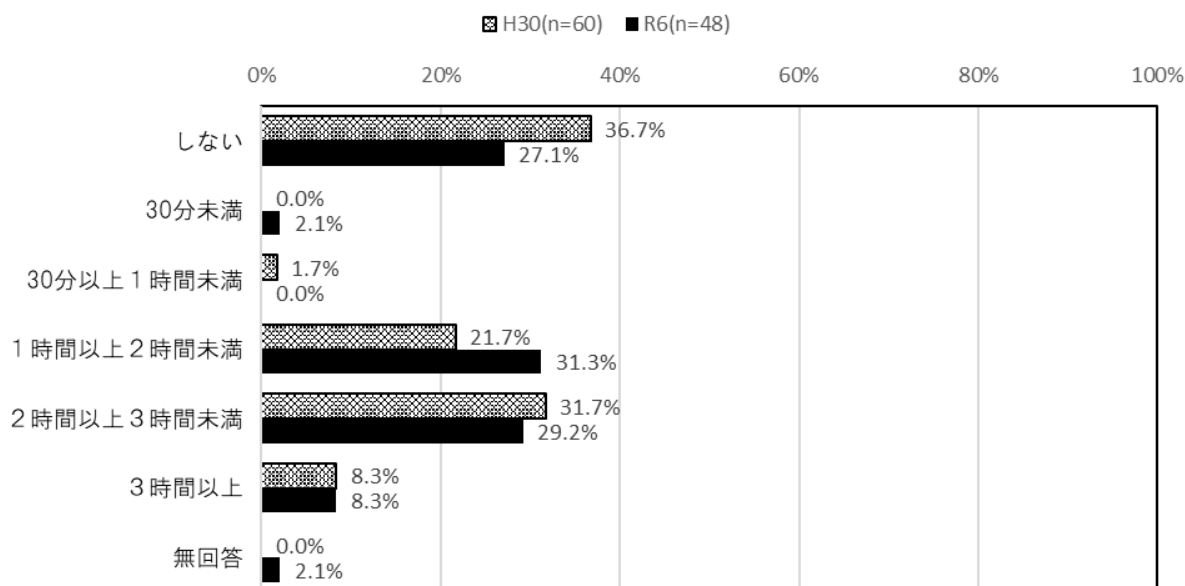
小学校 5・6 年生：「しない」が 31.6%と最も多く、次いで「1時間以上2時間未満」「2時間以上3時間未満」が 21.1%、「3時間以上」が 13.2%、「30分以上1時間未満」が 10.5%となっています。

中学生：「1時間以上2時間未満」が 31.3%と最も多く、次いで「2時間以上3時間未満」が 29.2%、「しない」が 27.1%、「3時間以上」が 8.3%となっています。

小学校 5・6 年生



中学生

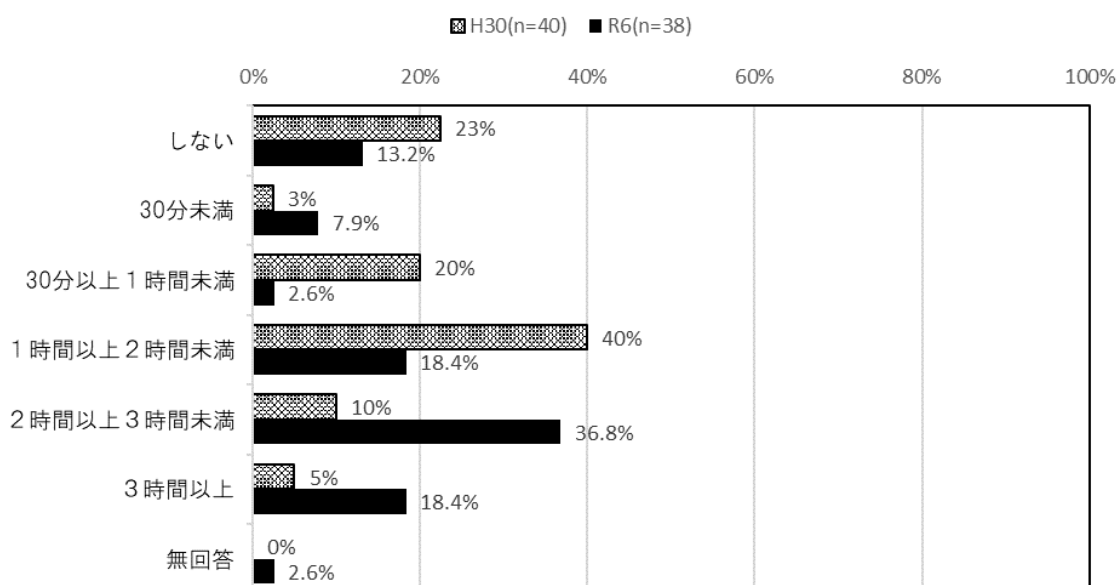


問6 あなたは平日の放課後の時間を、どのように過ごしていますか／友だちと遊ぶ **こども**

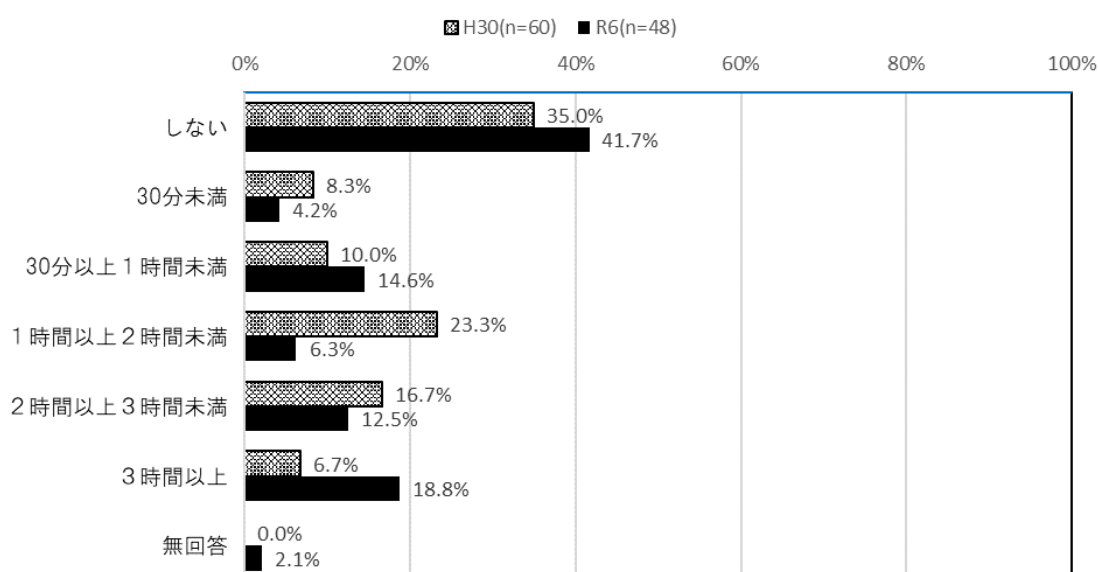
小学校5・6年生：「2時間以上3時間未満」が36.8%と最も多く、次いで「1時間以上2時間未満」「3時間以上」18.4%、「しない」が13.2%、「30分未満」が7.9%となっています。

中学生：「しない」が41.7%と最も多く、次いで「3時間以上」で18.8%、「30分以上1時間未満」が14.6%、「2時間以上3時間未満」12.5%、「1時間以上2時間未満」が6.3%となっています。

小学校5・6年生



中学生



テーマ3 習い事の状況や学習の理解度、進学や就職の希望、持ち物の状況

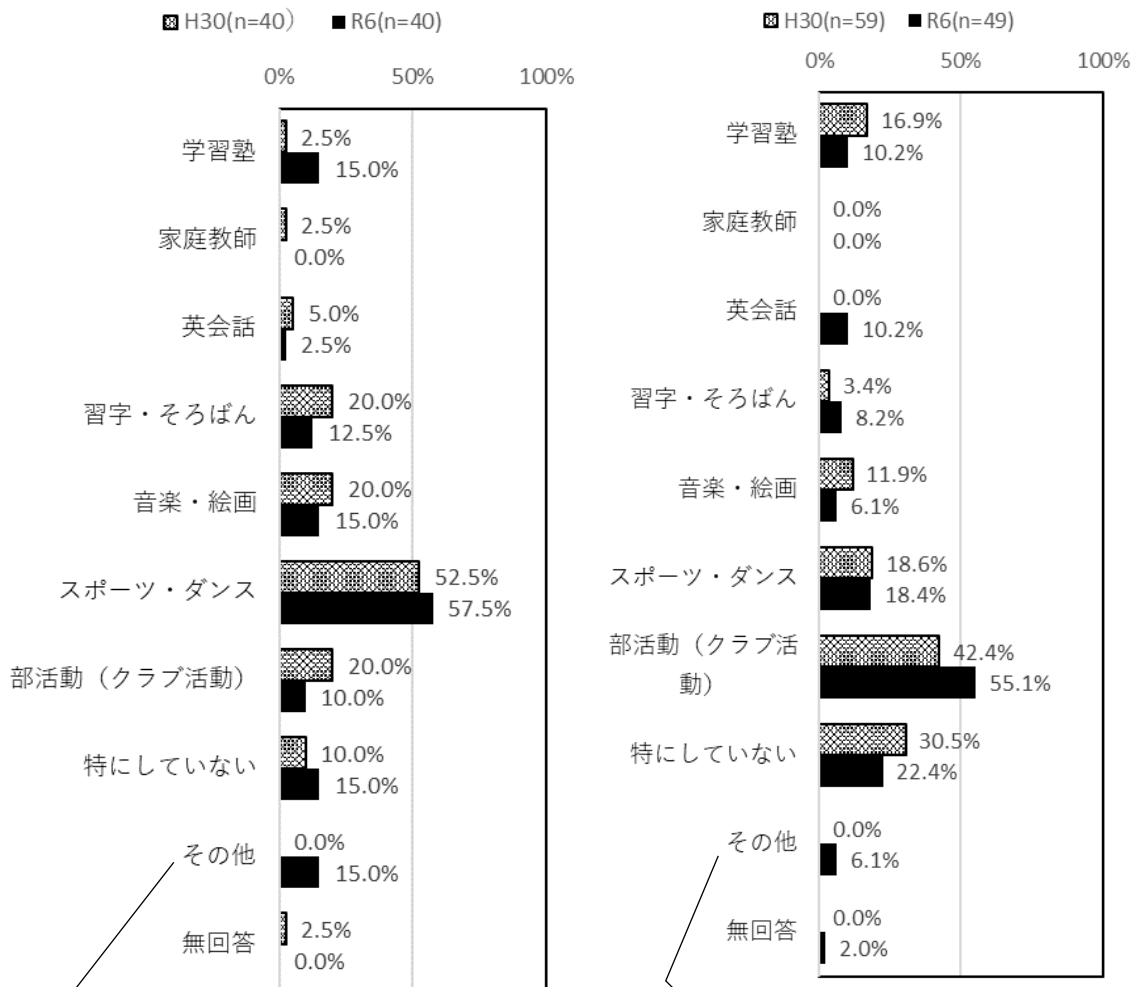
問13 お子さまは現在、どのような習い事等をしていますか（複数回答）

小学校5・6年生：「スポーツ・ダンス」が57.5%と最も多く、次いで「学習塾」「音楽・絵画」「特にしていない」「その他」が15.0%となっています。

中学生：「部活動（クラブ活動）」が55.1%と最も多く、次いで「特にしていない」が22.4%、「スポーツ・ダンス」が18.4%、「学習塾」「英会話」が10.2%となっています。

小学校5・6年生

中学生



【R6 その他】

- ・将棋 1件
- ・少年団 3件
- ・プログラミング 1件
- ・塩狩太鼓 1件

【R6 その他】

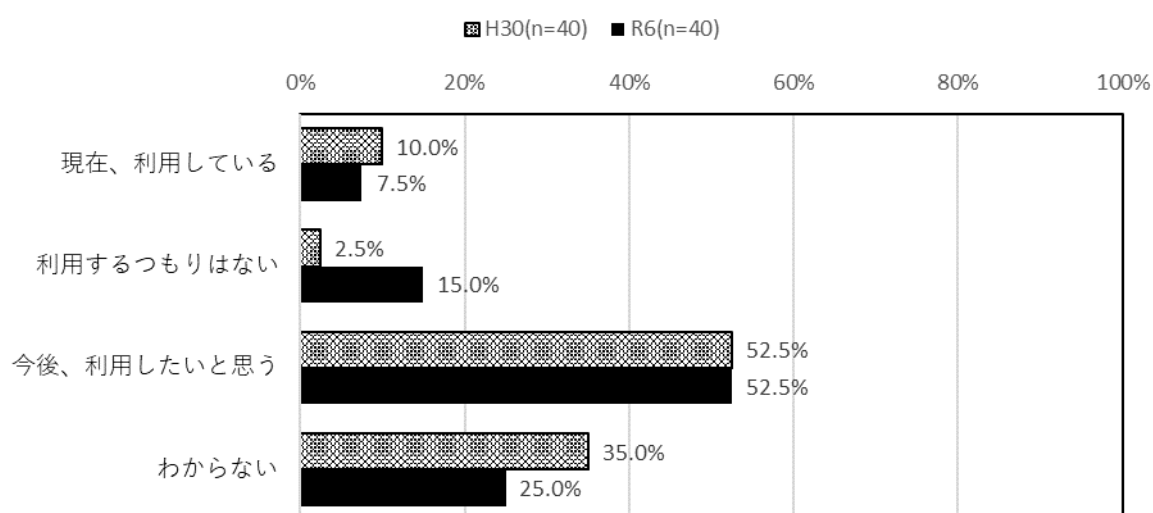
- ・単発塾 1件
- ・プログラミング 1件
- ・少年団活動 1件

問 14 無料の学習支援制度（学習の手助けなど）があった場合、利用したいと思いますか

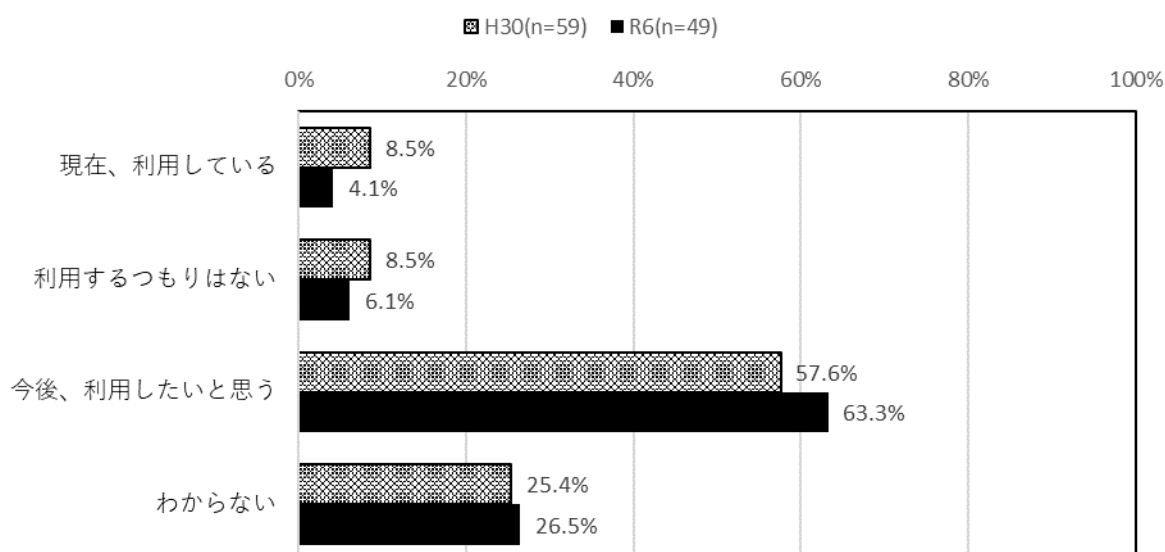
小学校 5・6 年生：「今後、利用したいと思う」が 52.5%と最も多く、次いで「わからない」が 25.0%、「利用するつもりはない」が 15.0%、「現在、利用している」が 7.5%、となっています。

中学生：「今後、利用したいと思う」が 63.3%と最も多く、次いで「わからない」が 26.5%、「利用するつもりはない」が 6.1%「現在、利用している」が 4.1%となっています。

小学校 5・6 年生



中学生

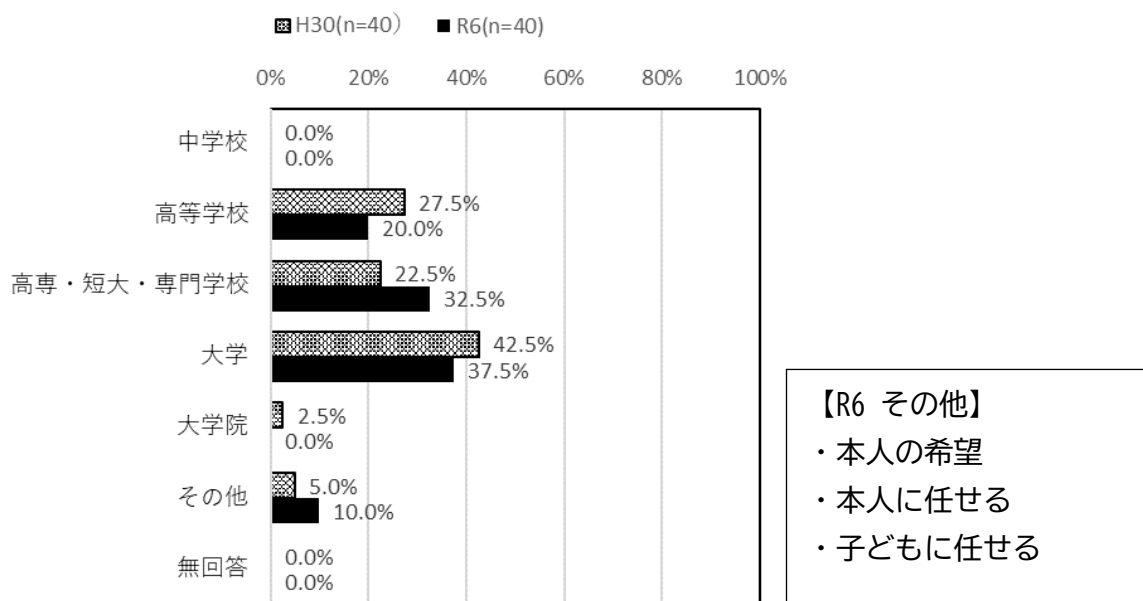


問 15 あなたは、お子さまの進学についてどこまで希望されていますか

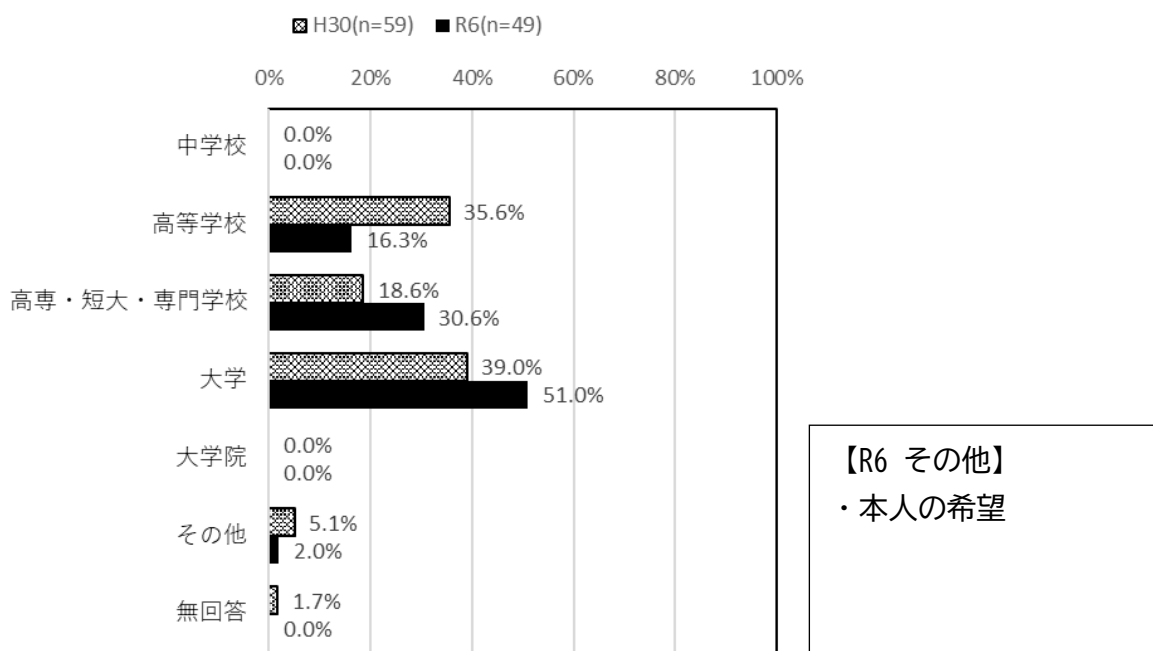
小学校 5・6 年生：「大学」が 37.5%と最も多く、次いで「高専・短大・専門学校」が 32.5%、「高等学校」が 20.0%、「その他」が 10.0%となっています。

中学生：「大学」が 51.0%と最も多く、次いで「高専・短大・専門学校」が 30.6%、「高等学校」が 16.3%、「その他」が 2.0%となっています。

小学校 5・6 年生



中学生

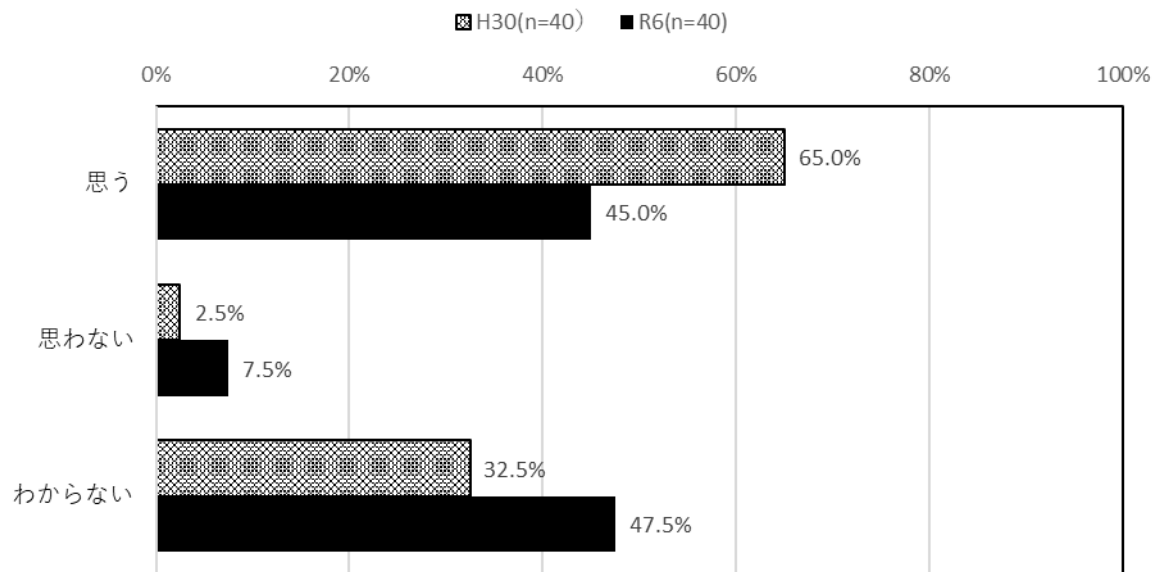


問 15-1 あなたは、お子さまが問 15 の希望どおりの学校まで進むことになると思いますか

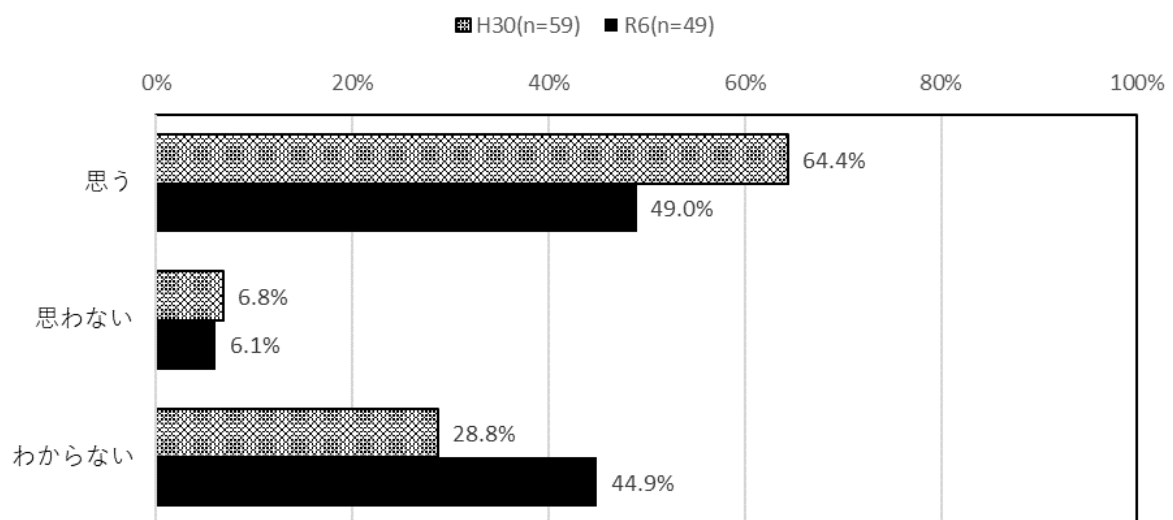
小学校 5・6 年生：「わからない」が 47.5%と最も多く、次いで「思う」が 45.0%、「思わない」が 7.5%となっています。

中学生：「思う」が 49.0%と最も多く、次いで「わからない」が 44.9%、「思わない」が 6.1%となっています。

小学校 5・6 年生



中学生

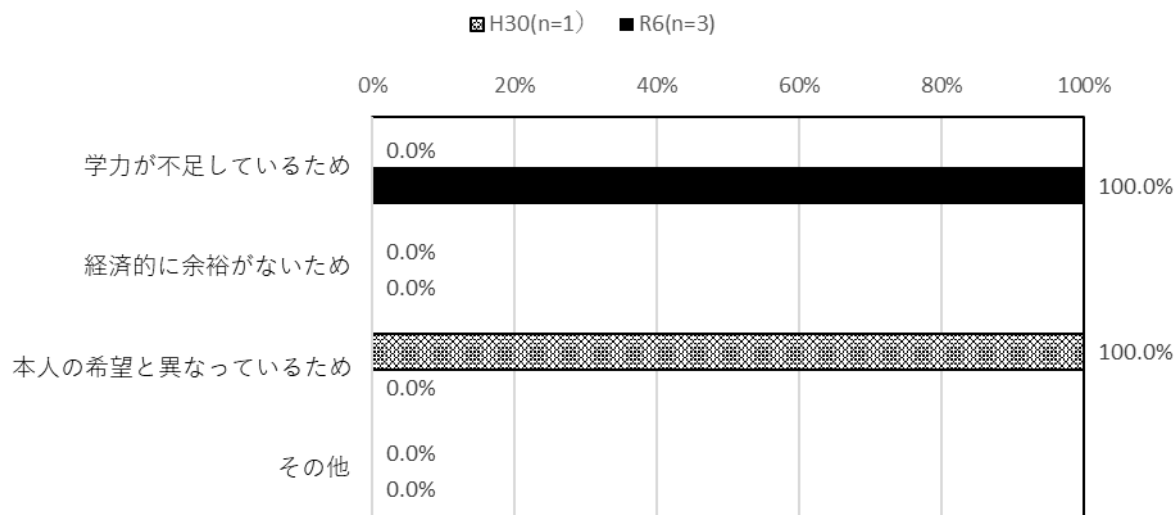


問 15-2 問 15-1 で「思わない」に○をつけた方のうち、その理由を教えてください

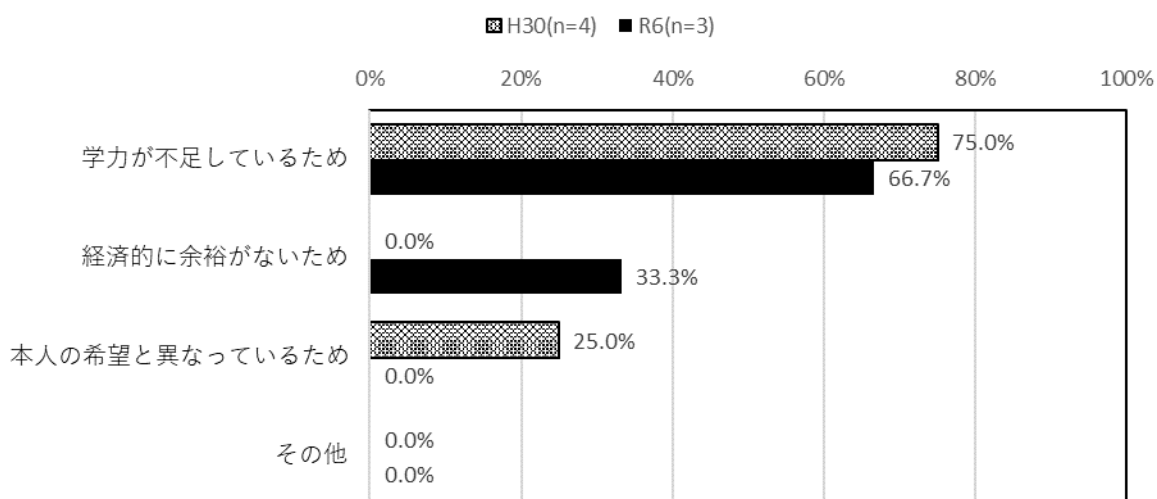
小学校 5・6 年生：「学力が不足しているため」が 100.0%となっています。

中学生：「学力が不足しているため」が 66.7%と最も多く、次いで「経済的に余裕がないため」が 33.3%となっています。

小学校 5・6 年生



中学生

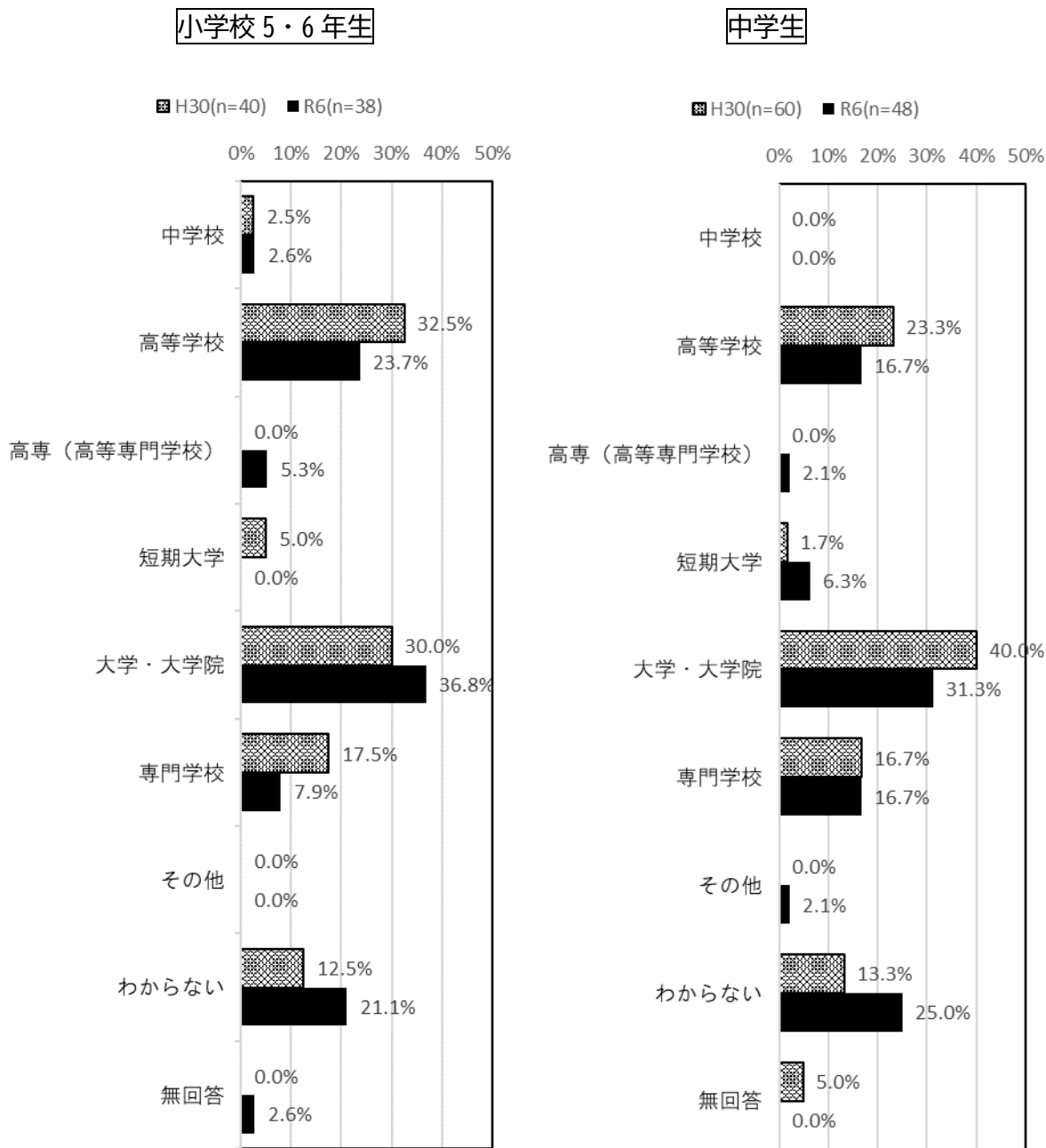


問3 あなたは、将来どの学校までできれば行きたいと思いますか

こども

小学校5・6年生：「大学・大学院」が36.8%と最も多く、次いで「高等学校」が23.7%、「わからない」が21.1%、「専門学校」が7.9%となっています。

中学生：「大学・大学院」が31.3%と最も多く、次いで「わからない」が25.0%、「専門学校」が16.7%、「高等学校」が16.7%、「短期大学」が6.3%となっています。



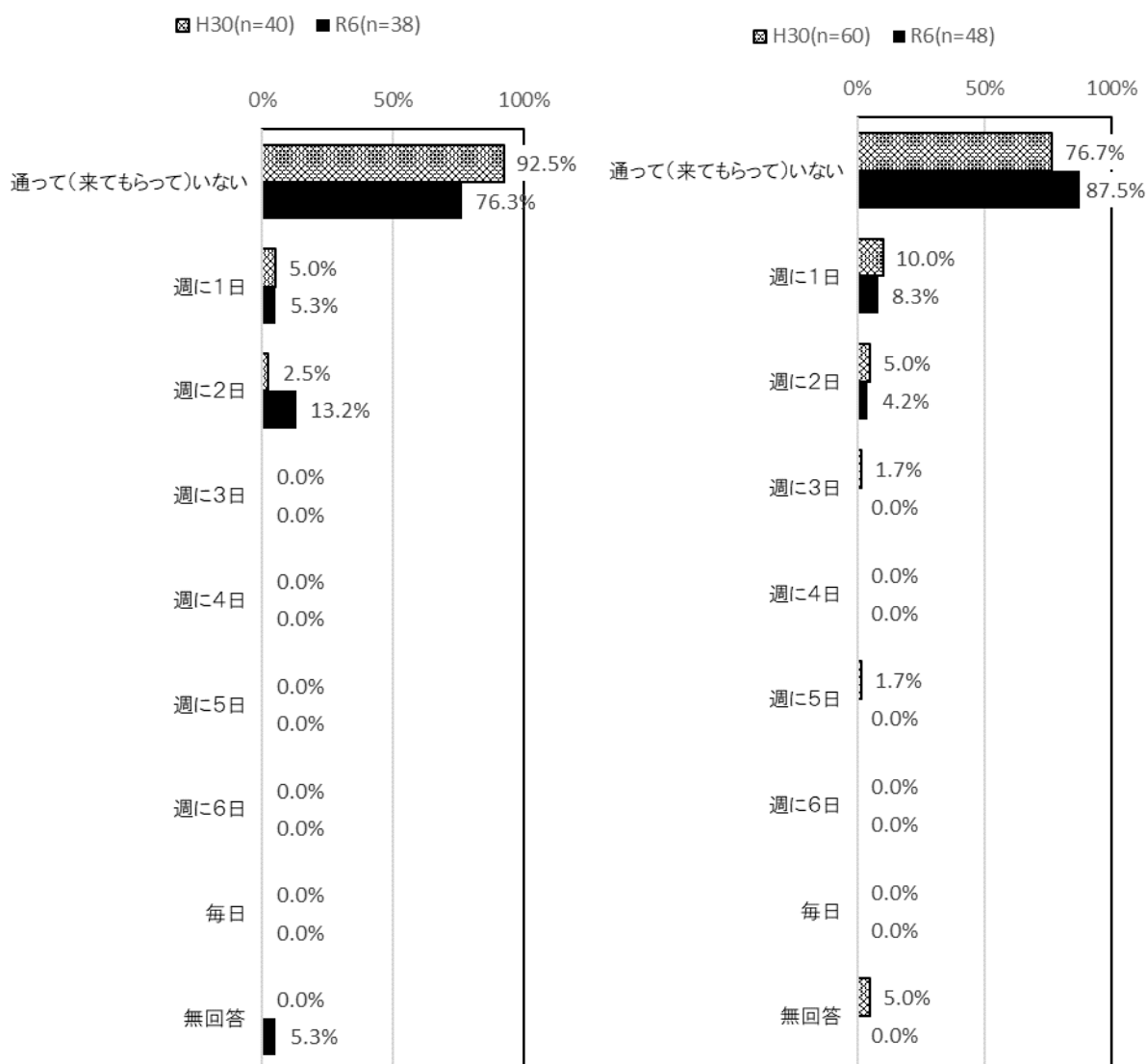
問 15 あなたは、学習塾に通ったり、家庭教師に来てもらっていますか こども

小学校5・6年生：「通って（来てもらって）いない」が76.3%と最も多く、次いで「1週間に1日」が5.3%、「1週間に2日」が13.2%となっています。

中学生：「通って（来てもらって）いない」が87.5%と最も多く、次いで「1週間に1日」が8.3%、「1週間に2日」が4.2%となっています。

小学校5・6年生

中学生



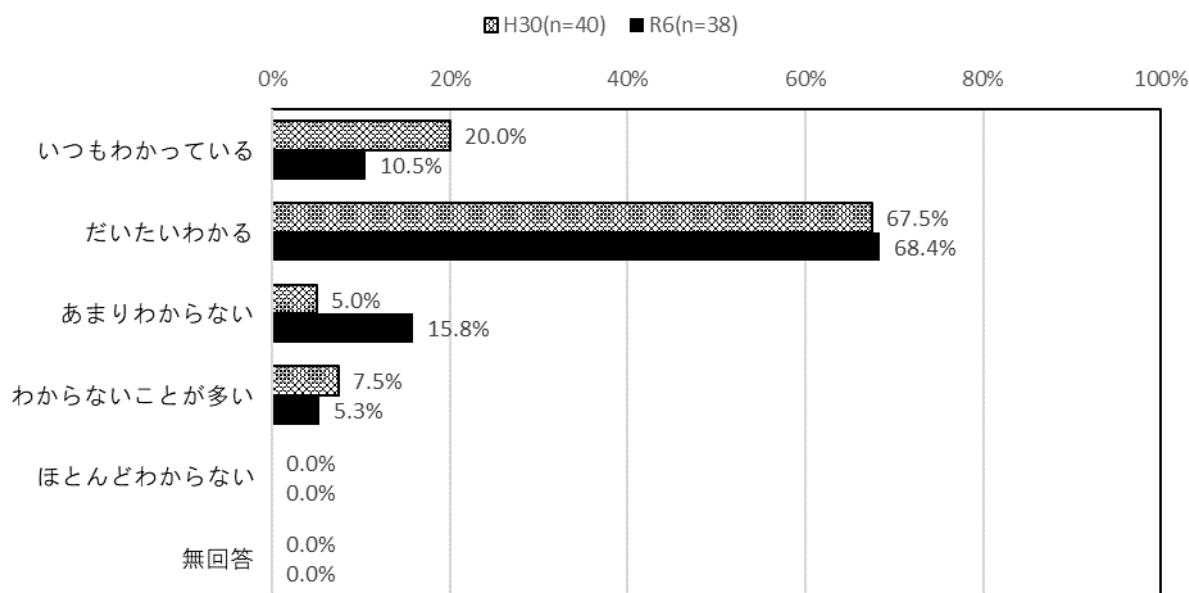
問 17 学校の授業についてわからないことがありますか

子ども

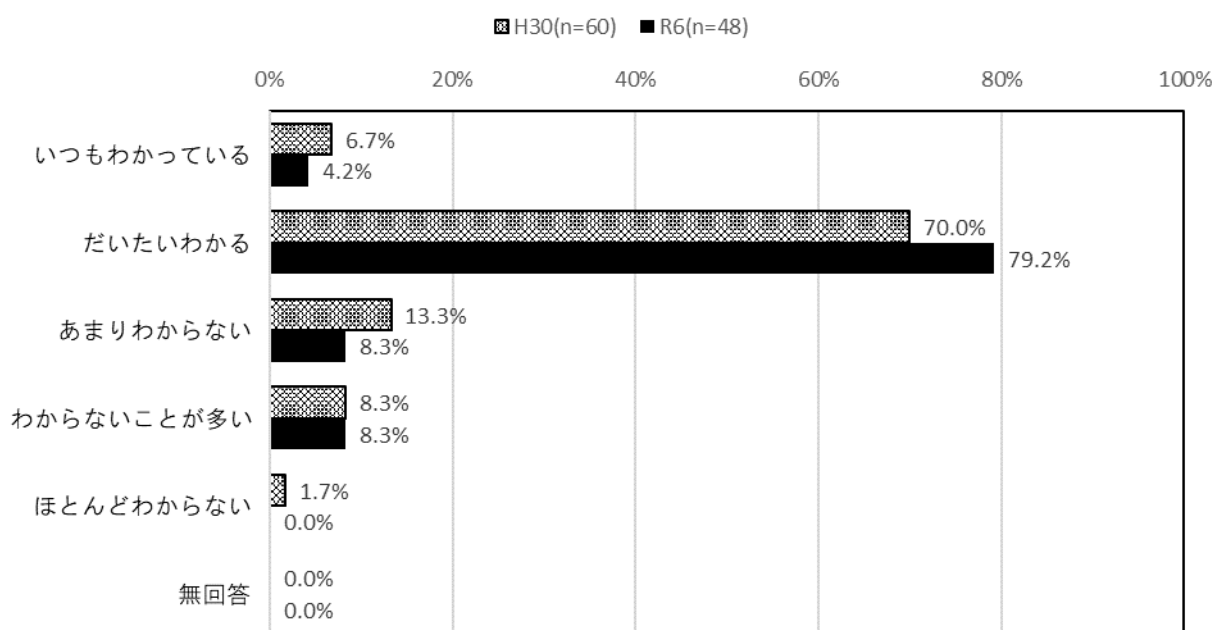
小学校 5・6 年生:「だいたいわかる」が 68.4%と最も多く、次いで「いつもわかっている」が 10.5%、「あまりわからない」が 15.8%、「わからないことが多い」が 5.3%となっています。

中学生:「だいたいわかる」が 79.2%と最も多く、次いで「あまりわからない」「わからないことが多い」が 8.3%、「いつもわかっている」が 4.2%となっています。

小学校 5・6 年生



中学生

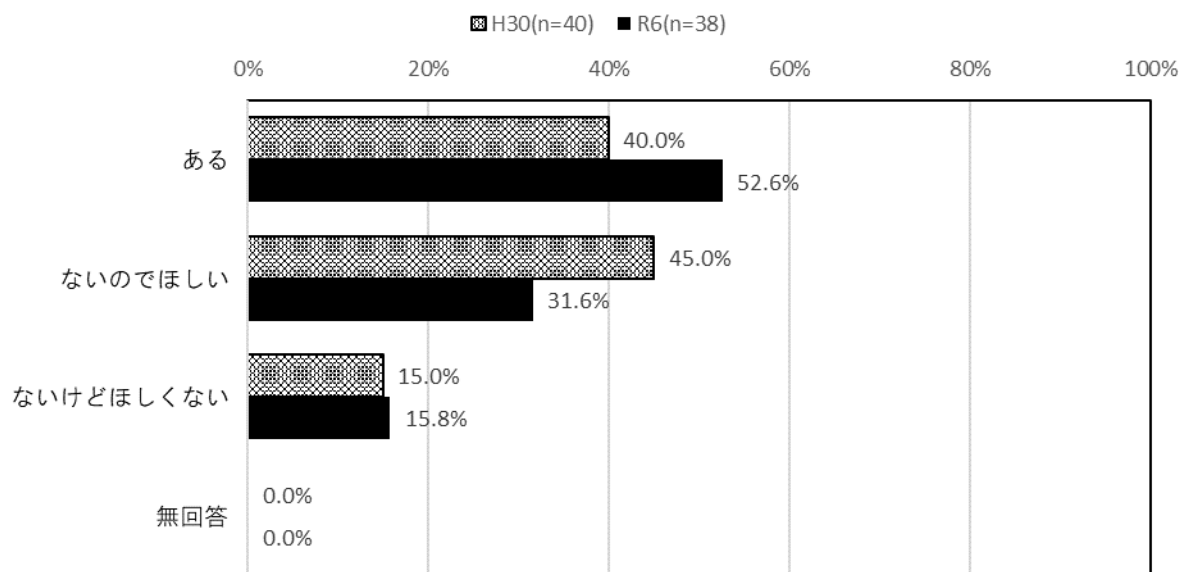


問 20 次の中に、あなたが持っているものがありますか／携帯電話、スマートフォン **こども**

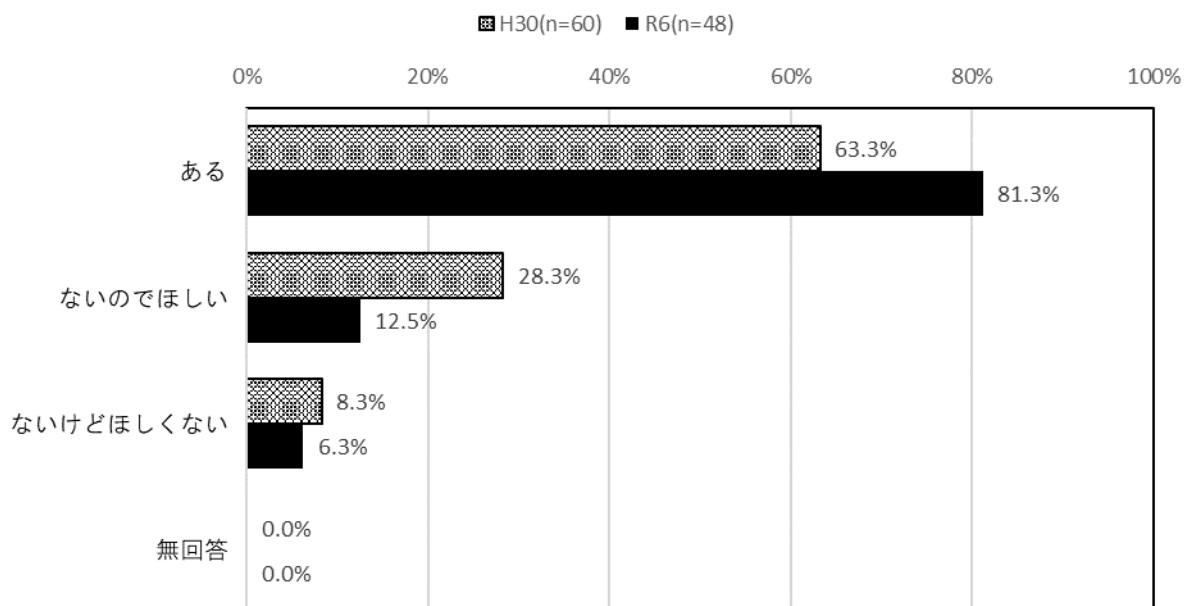
小学校 5・6 年生：「ある」が 52.0%と最も多く、次いで「ないのでほしい」が 31.6%、「ないけどほしくない」が 15.8%となっています。

中学生：「ある」が 81.3%と最も多く、次いで「ないのでほしい」が 12.5%、「ないけどほしくない」が 6.3%となっています。

小学校 5・6 年生



中学生

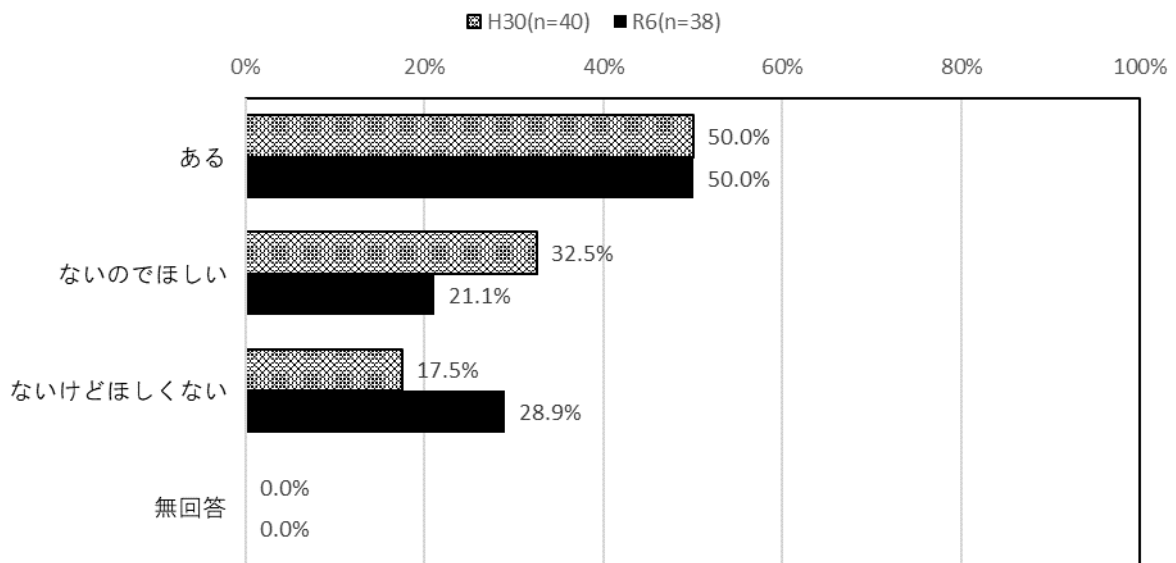


問 20 次の中に、あなたが持っているものがありますか／インターネットにつながる
パソコン、タブレット こども

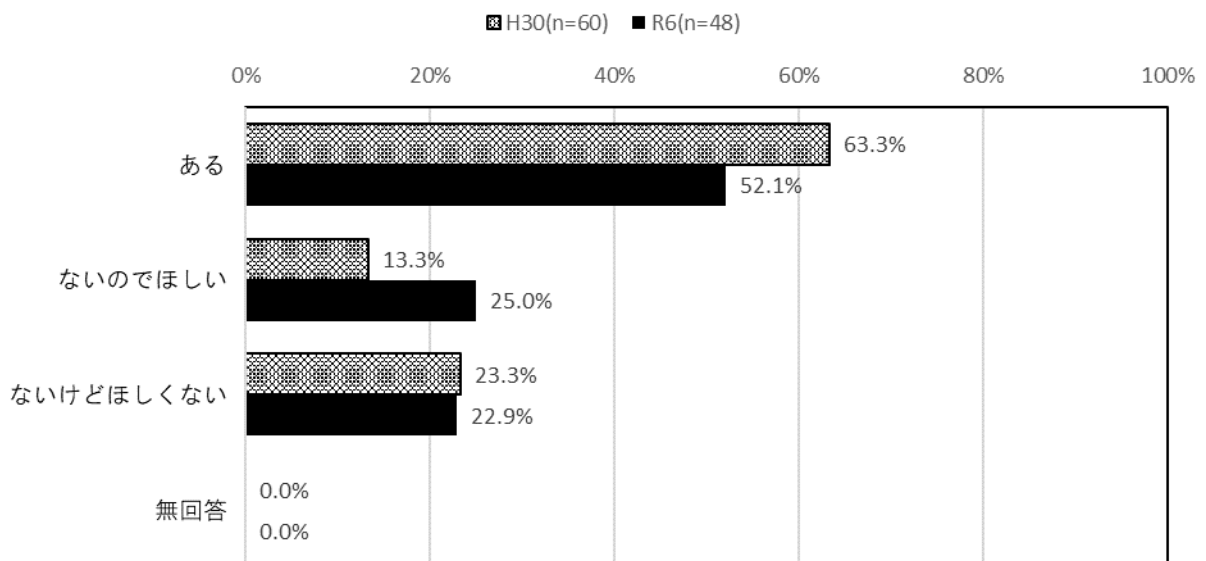
小学校 5・6 年生：「ある」が 50.0%と最も多く、次いで「ないけどほしくない」が 28.9%、「ないのでほしい」が 21.1%となっています。

中学生：「ある」が 52.1%と最も多く、次いで「ないのでほしい」が 25.0%、「ないけどほしくない」が 22.9%となっています。

小学校 5・6 年生



中学生

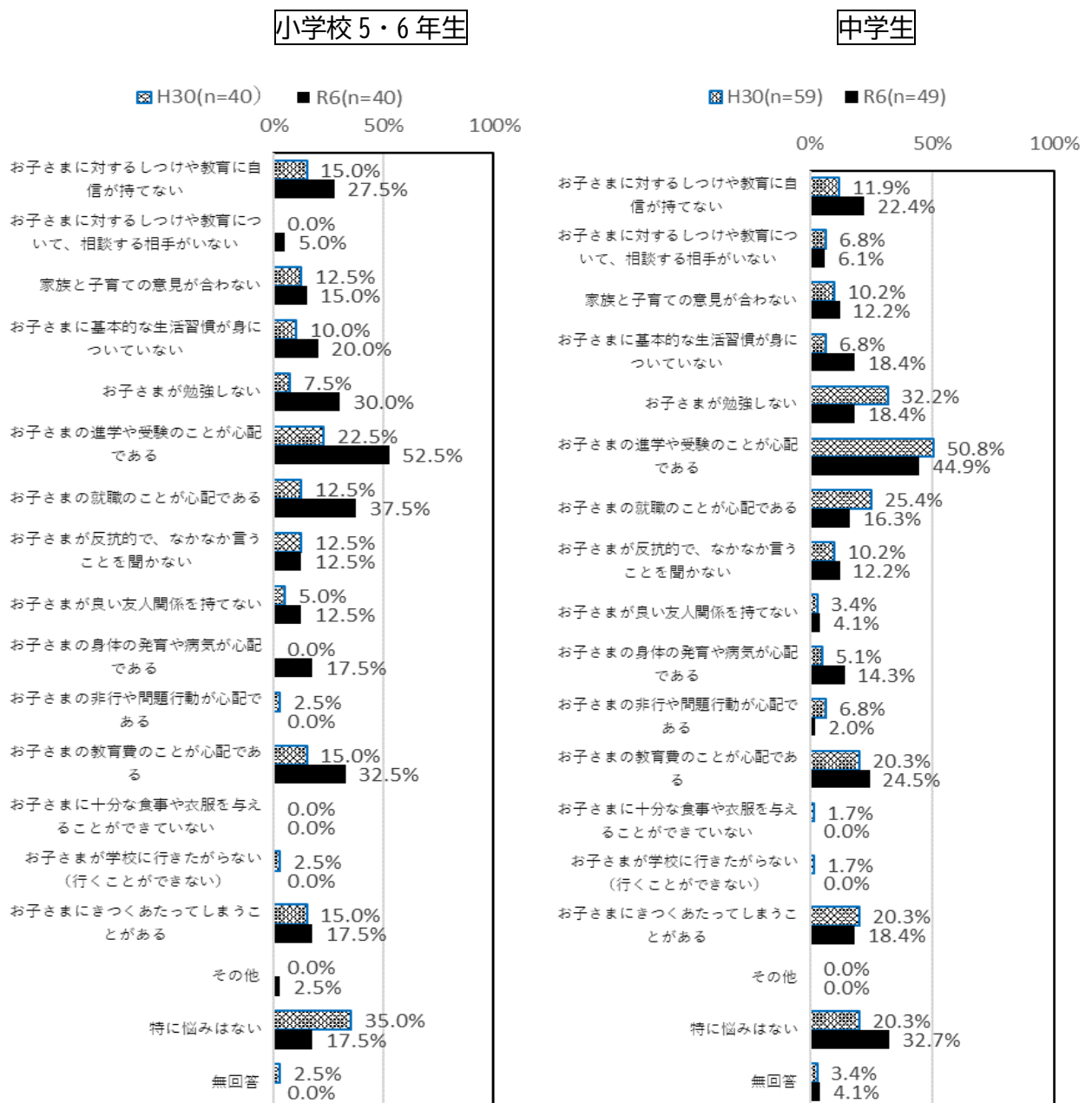


テーマ4 悩み事の有無や相談先、自己肯定感、望む支援について

問 21 あなたは、現在、お子さまのことについて、悩みや不安はありますか(複数回答)

小学校5・6年生:「お子さまの進学や受験のことが心配である」が52.5%と最も多く、次いで「お子さまの就職のことが心配である」が37.5%、「お子さまの教育費のことが心配である」32.5%、「お子さまが勉強しない」30.0%、「お子さまに対するしつけや教育に自信が持てない」が27.5%、「お子さまにきつくあたってしまうことがある」17.5%となっています。

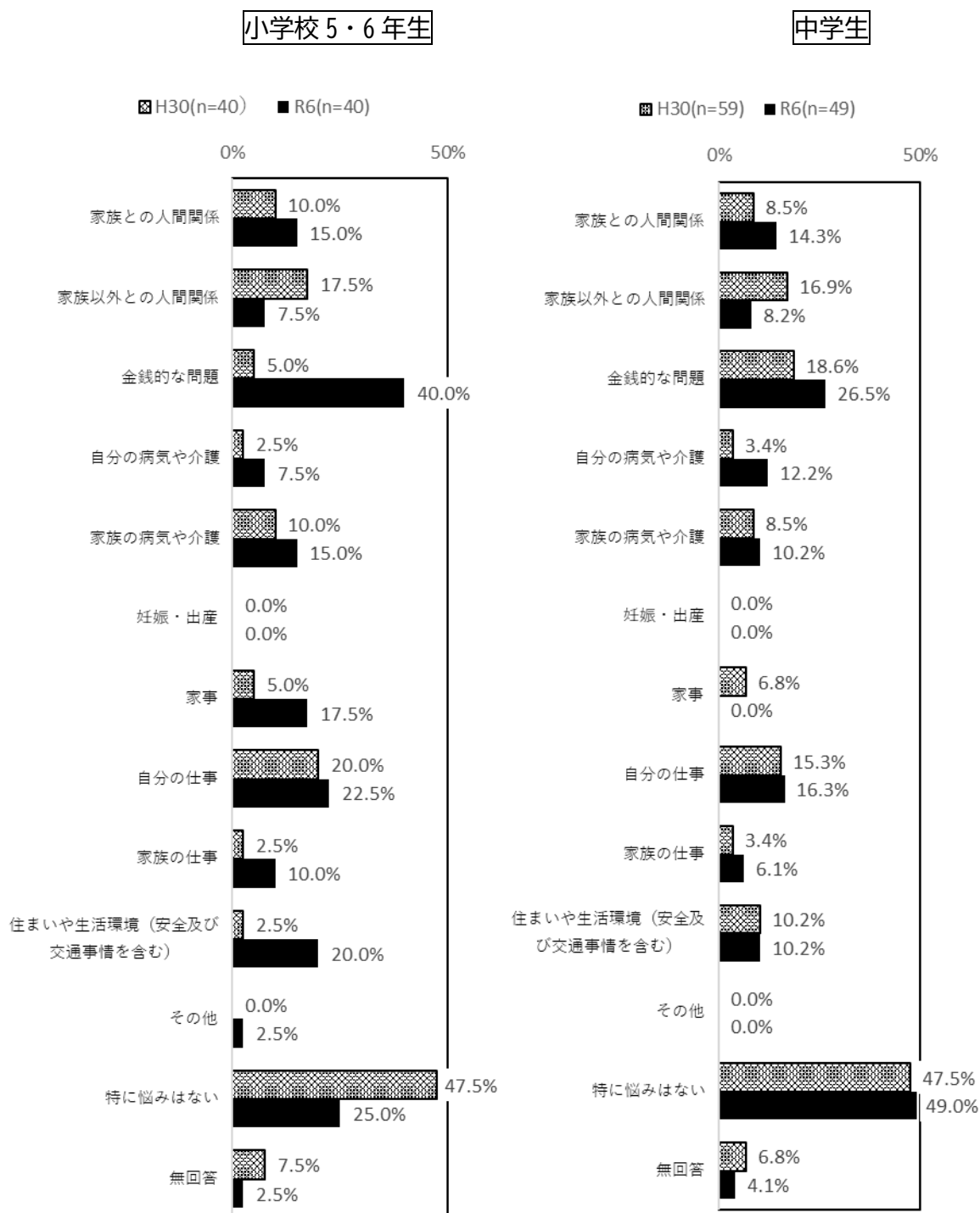
中学生:「お子さまの進学や受験のことが心配である」が44.9%と最も多く、次いで「特に悩みはない」32.7%、「お子さまの教育費のことが心配である」24.5%、「お子さまに対するしつけや教育に自信が持てない」22.4%、「お子さまに基本的な生活習慣が身についていない」18.4%、「お子さまが勉強しない」「お子さまにきつくあたってしまうことがある」が18.4%となっています。



問 22 あなたは、お子さまに関すること以外で、心配や悩み事がありますか（複数回答）

小学校 5・6 年生：「金銭的な問題」が 40.0%と最も多く、次いで「特に悩みはない」が 25.0%、「自分の仕事」が 22.5%、「住まいや生活環境（安全及び交通事情を含む）」が 20.0%、「家事」が 17.5%となっています。

中学生：「特に悩みはない」が 49.0%と最も多く、次いで「金銭的な問題」が 26.5%、「自分の仕事」が 16.3%、「家族との人間関係」が 14.3%、「自分の病気や介護」が 12.2%となっています。

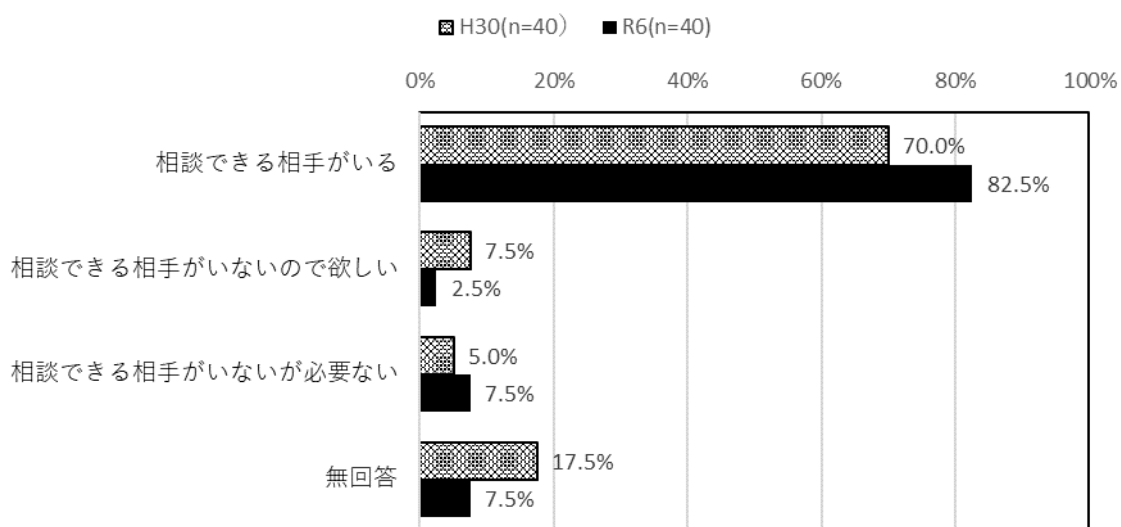


問 23 あなたには、現在心おきなく相談できる相手がありますか

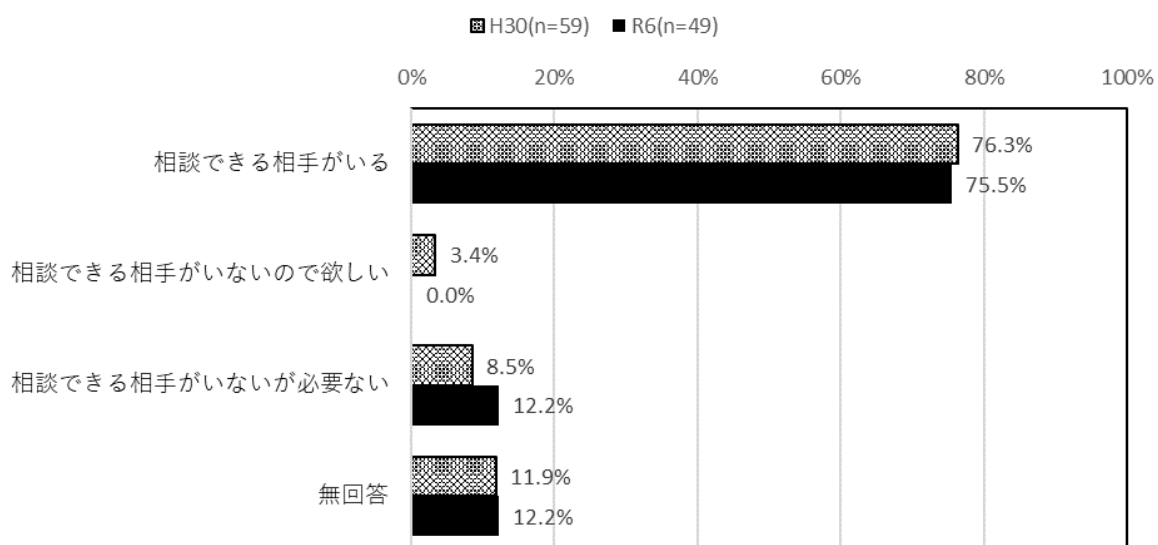
小学校 5・6 年生：「相談できる相手がいる」が 82.5%と最も多く、次いで「相談できる相手がないが必要ない」が 7.5%、「相談できる相手がないので欲しい」が 2.5%となっています。

中学生：「相談できる相手がいる」が 75.5%と最も多く、次いで「相談できる相手がないが必要ない」が 12.2%となっています。

小学校 5・6 年生



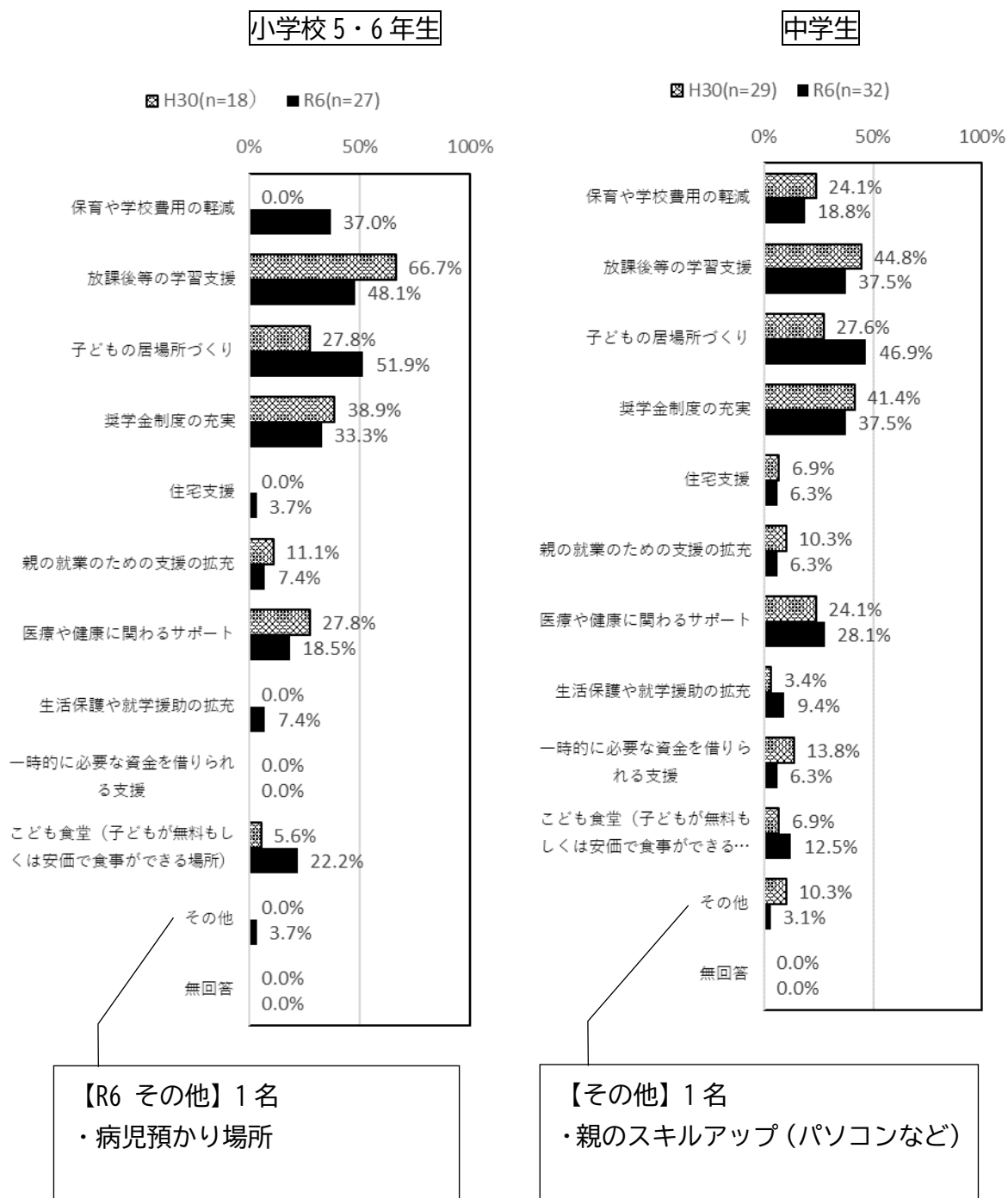
中学生



問 25-1 あなたが必要だと思う支援は、どのようなことですか（複数回答）

小学校5・6年生：「子どもの居場所づくり」が51.9%と最も多く、次いで「放課後等の学習支援」が48.1%、「保育や学校費用の軽減」37.0%、「奨学金制度の充実」が33.3%、「医療や健康に関わるサポート」が18.5%、「こども食堂」が22.2%となっています。

中学生：「子どもの居場所づくり」が46.9%と最も多く、次いで「放課後等の学習支援」「奨学金制度の充実」が37.5%、「医療や健康に関わるサポート」が28.1%、「保育や学校費用の軽減」が18.1%、「こども食堂」が12.5%となっています。

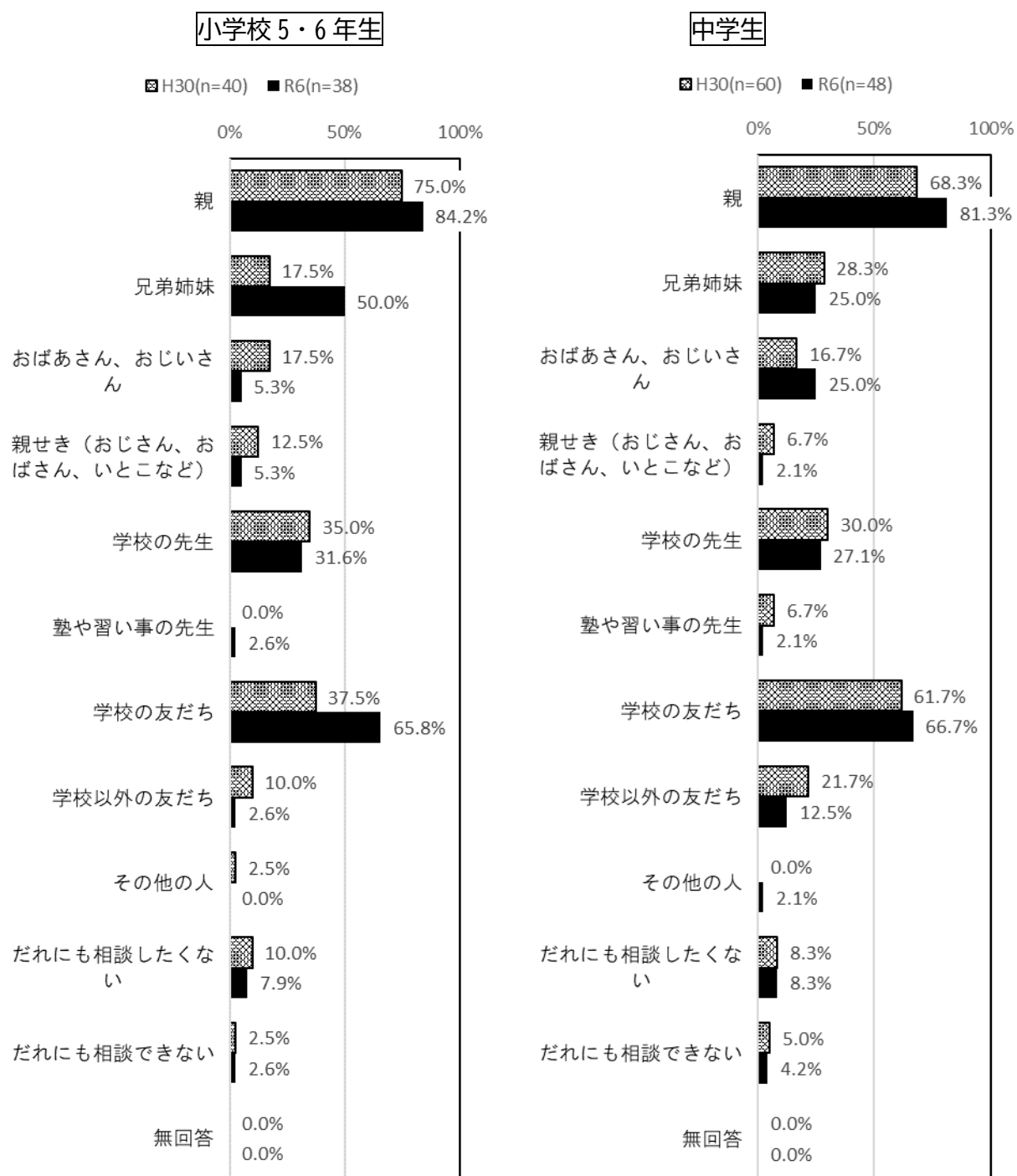


問 12 あなたが悩んでいるときに悩みを相談できる人はだれですか（複数回答）

こども

小学校5・6年生：「親」が84.2%と最も多く、次いで「学校の友だち」が65.8%、「兄弟姉妹」が50.0%、「学校の先生」が31.6%、「誰にも相談したくない」が7.9%となっています。

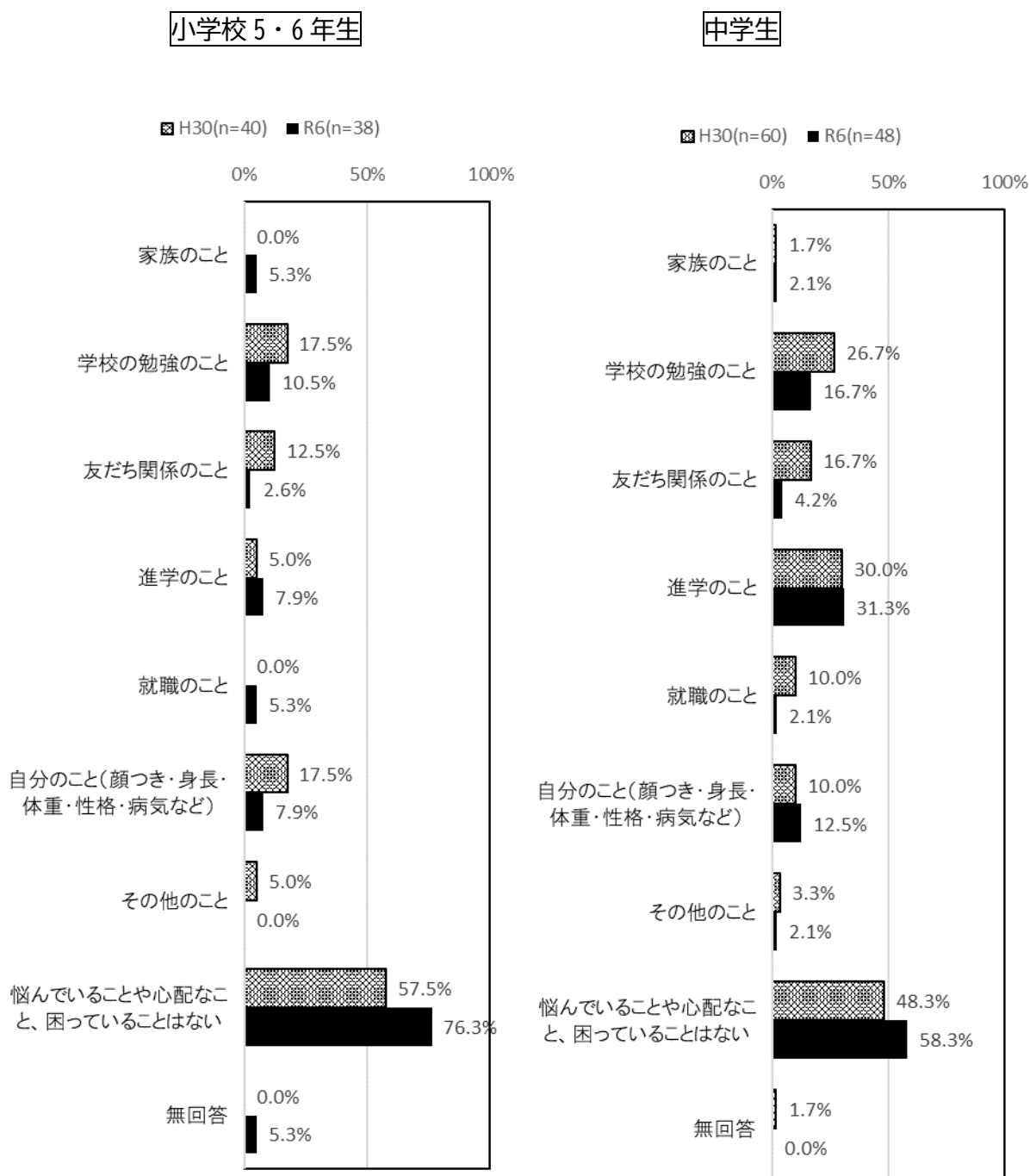
中学生：「親」が81.3%と最も多く、次いで「学校の友だち」が66.7%、「学校の先生」が27.1%、「兄弟姉妹」「おばあさん、おじいさん」が25.0%、「学校以外の友だち」が12.5%となっています。



問 13 あなたが今悩んでいることや心配なこと、困っていることや、だれかに相談したいと思っていることは何ですか（複数回答） こども

小学校5・6年生：「悩んでいることや心配なこと、困っていることはない」が76.3%と最も多く、次いで「学校の勉強のこと」が10.5%、「自分のこと（顔つき・身長・体重・性格・病気など）」「進学のこと」が7.9%、「家族のこと」「就職のこと」が5.3%となっています。

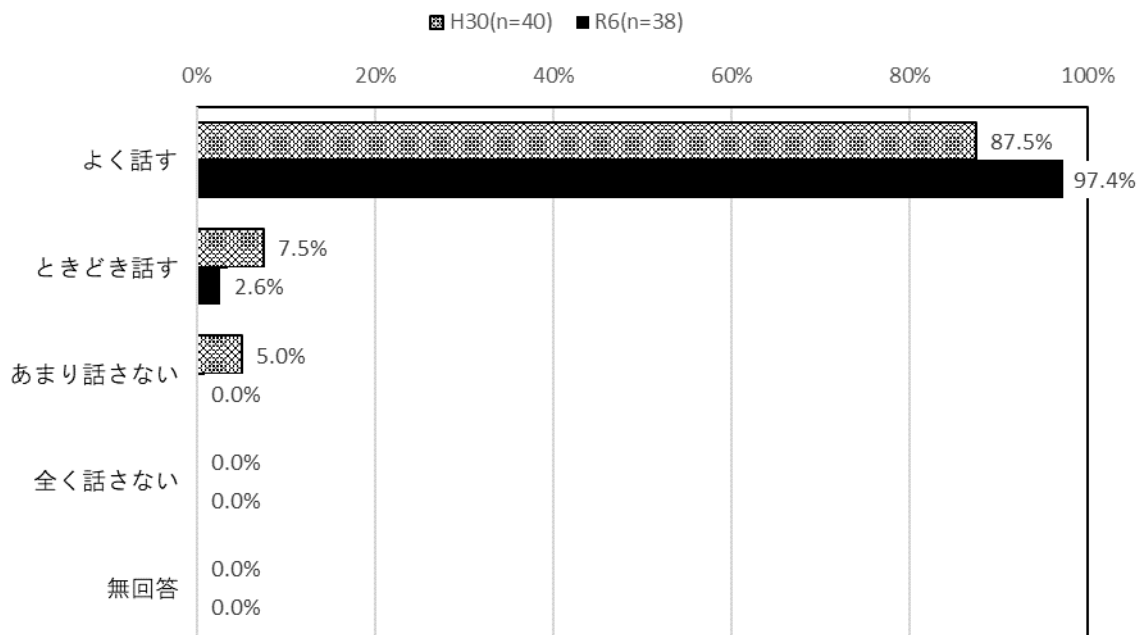
中学生：「悩んでいることや心配なこと、困っていることはない」が58.3%と最も多く、次いで「進学のこと」が31.3%、「学校の勉強のこと」が16.7%、「自分のこと（顔つき・身長・体重・性格・病気など）」12.5%、「友だち関係のこと」が4.2%となっています。



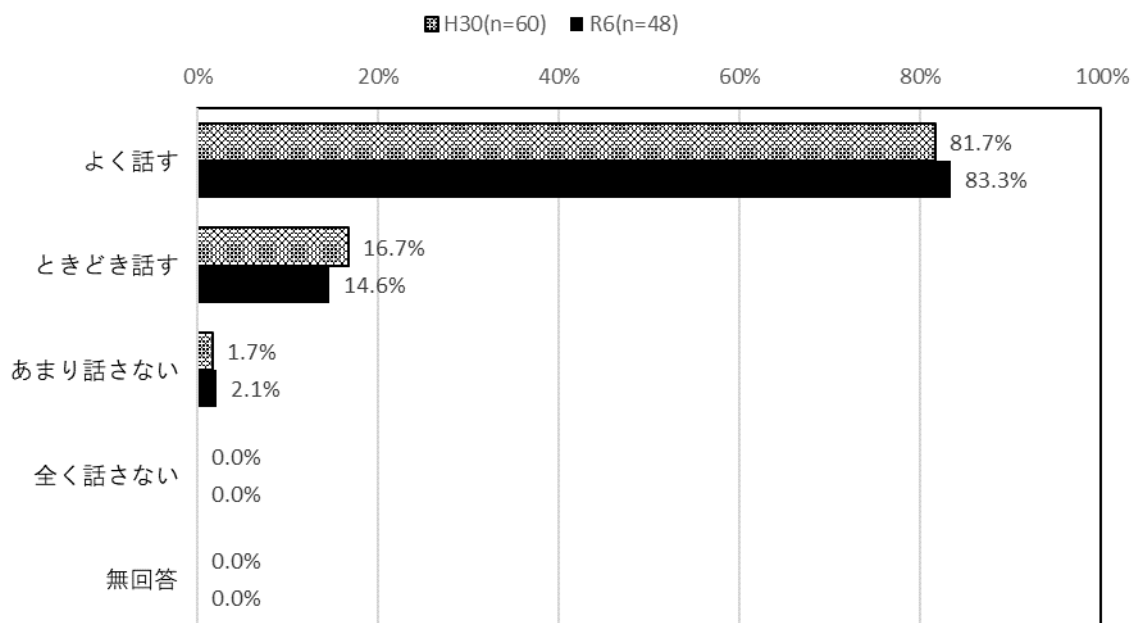
問 14 あなたは、ふだん、だれとどれくらい会話をしますか／家族（親） **こども**

小学校5・6年生：「よく話す」が97.4%と最も多く、次いで「ときどき話す」が2.6%。
 中学生：「よく話す」が83.3%と最も多く、次いで「ときどき話す」が14.6%、「あまり話さない」が2.1%となっています。

小学校5・6年生



中学生

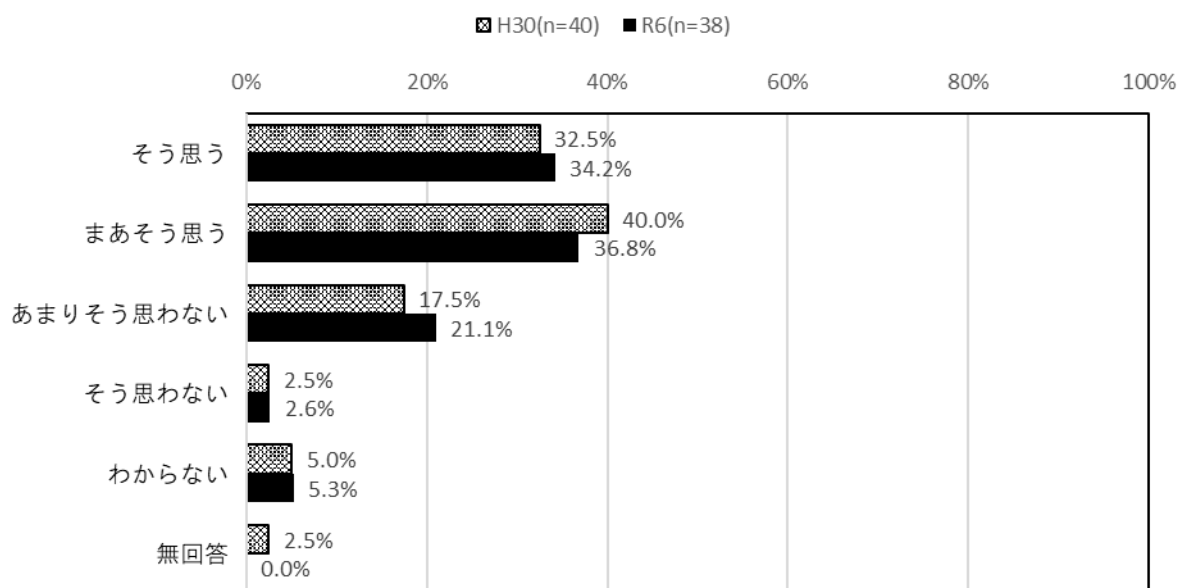


問21 あなたがふだん生活の中で感じていることについて、教えてください／自分の将来が楽しみだ こども

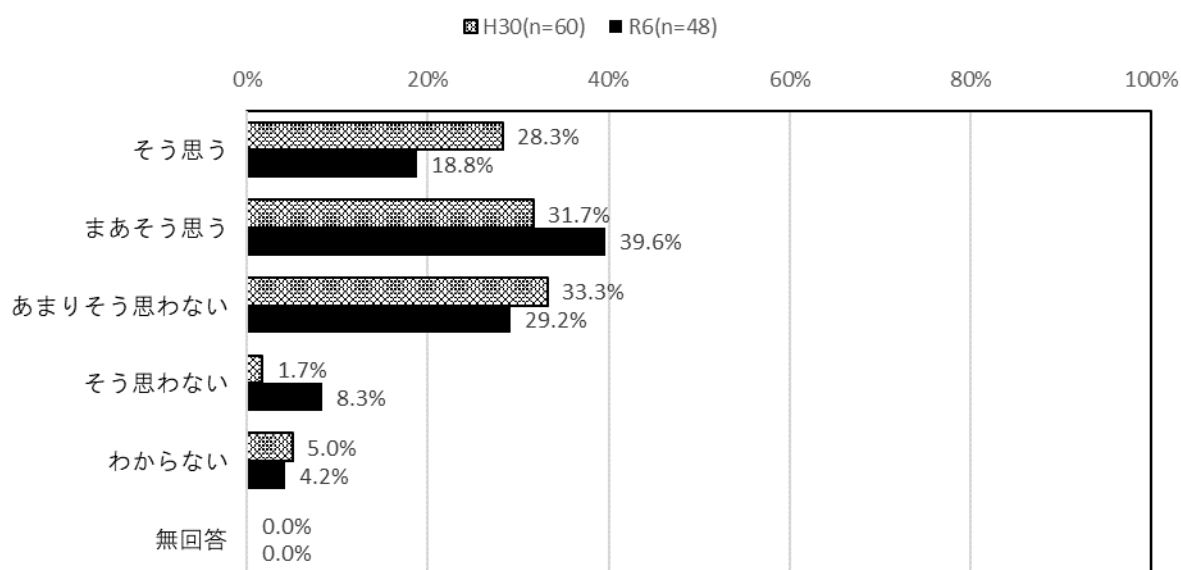
小学校5・6年生：「まあそう思う」が36.8%と最も多く、次いで「そう思う」が34.2%、「あまりそう思わない」が21.1%、「わからない」が5.3%、「そう思わない」が2.6%となっています。

中学生：「まあそう思う」が39.6%と最も多く、次いで「あまりそう思わない」が29.2%、「そう思う」が18.8%、「そう思わない」が8.3%、「わからない」が4.2%となっています。

小学校5・6年生



中学生

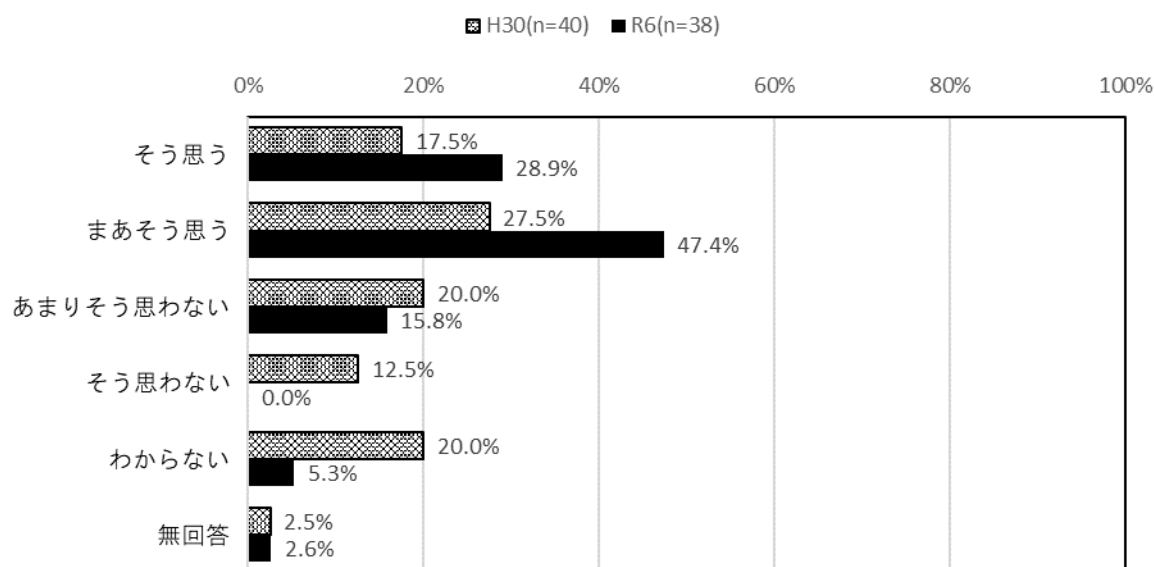


問 21 あなたがふだん生活の中で感じていることについて、教えてください／自分は
価値のある人間だと思う こども

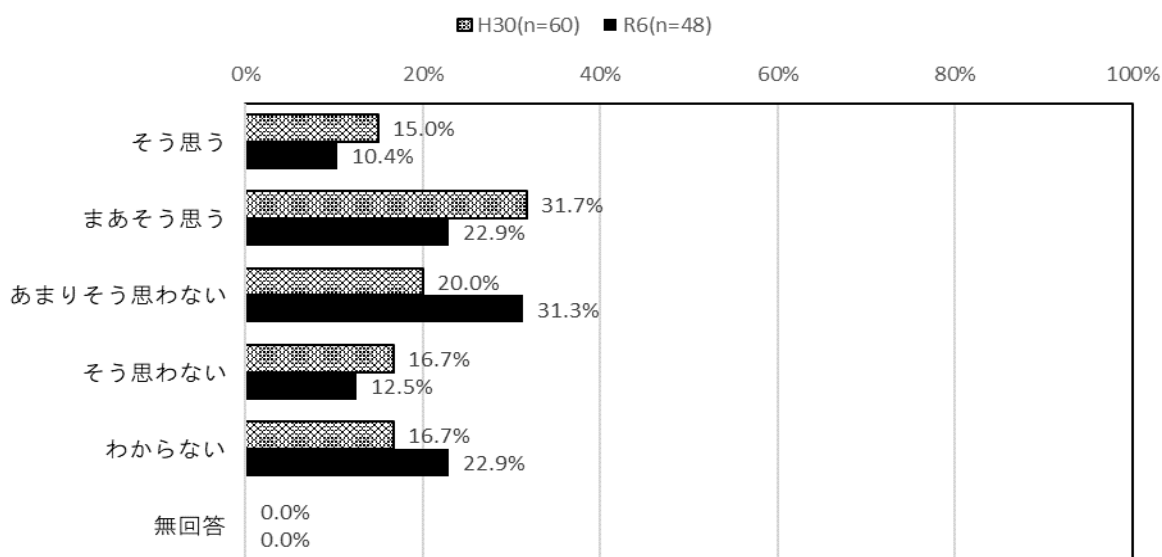
小学校 5・6 年生：「まあそう思う」が 47.4%と最も多く、次いで「そう思う」が 28.9%、「あまりそう思わない」が 15.8%、「わからない」が 5.3%となっています。

中学生：「あまりそう思わない」が 31.3%と最も多く、次いで「まあそう思う」「わからない」が 22.9%、「そう思わない」が 12.5%、「そう思う」が 10.4%となっています。

小学校 5・6 年生



中学生

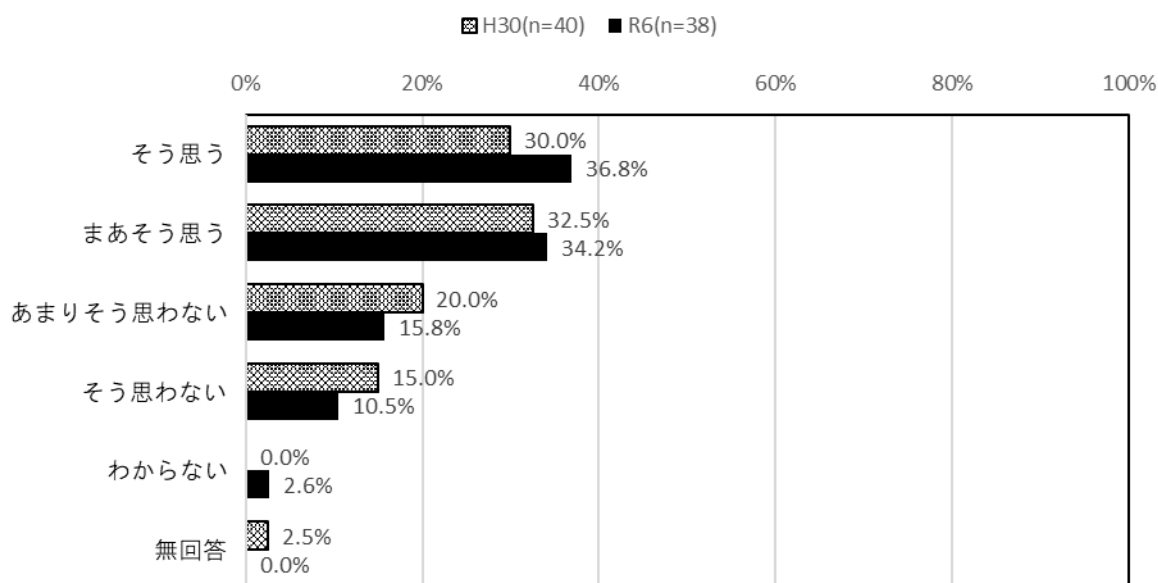


問21 あなたがふだん生活の中で感じていることについて、教えてください／不安に感じることはない こども

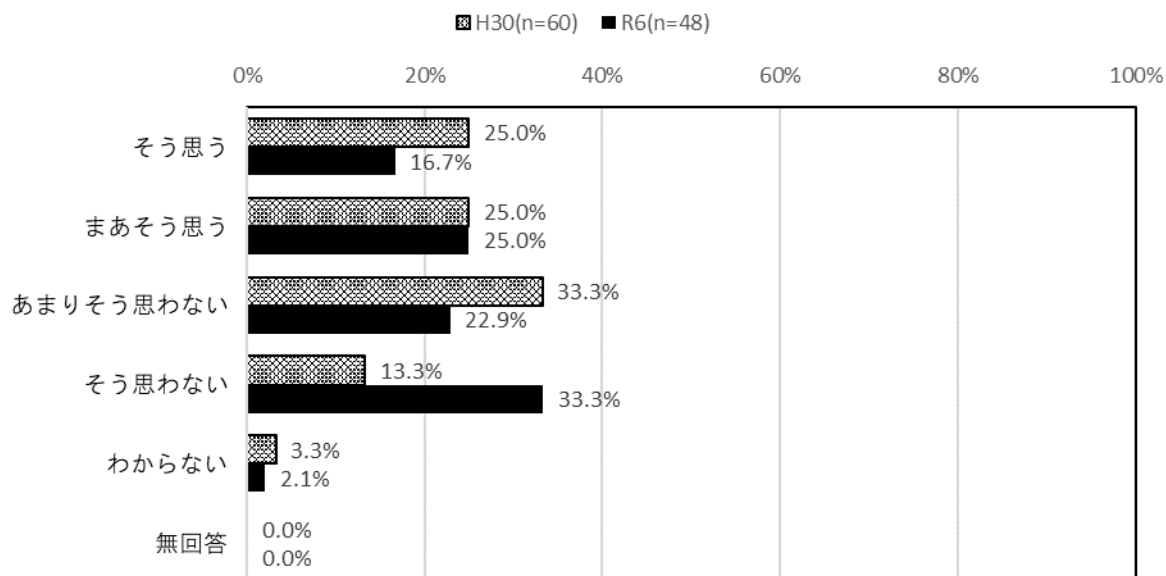
小学校5・6年生：「そう思う」が36.8%と最も多く、次いで「まあそう思う」が34.2%、「あまりそう思わない」が15.8%、「そう思わない」が10.5%となっています。

中学生：「そう思わない」が33.3%と最も多く、次いで「まあそう思う」が25.0%、「あまりそう思わない」が22.9%、「そう思う」が16.7%、「わからない」が2.1%となっています。

小学校5・6年生



中学生

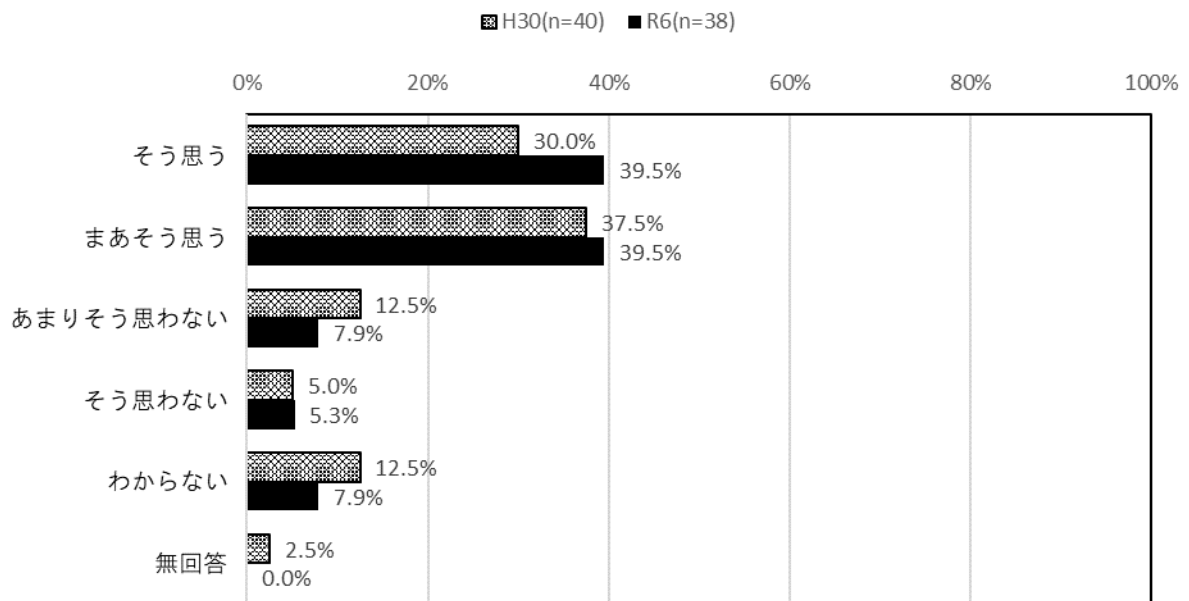


問21 あなたがふだん生活の中で感じていることについて、教えてください／自分
だれかの役に立つことができる **こども**

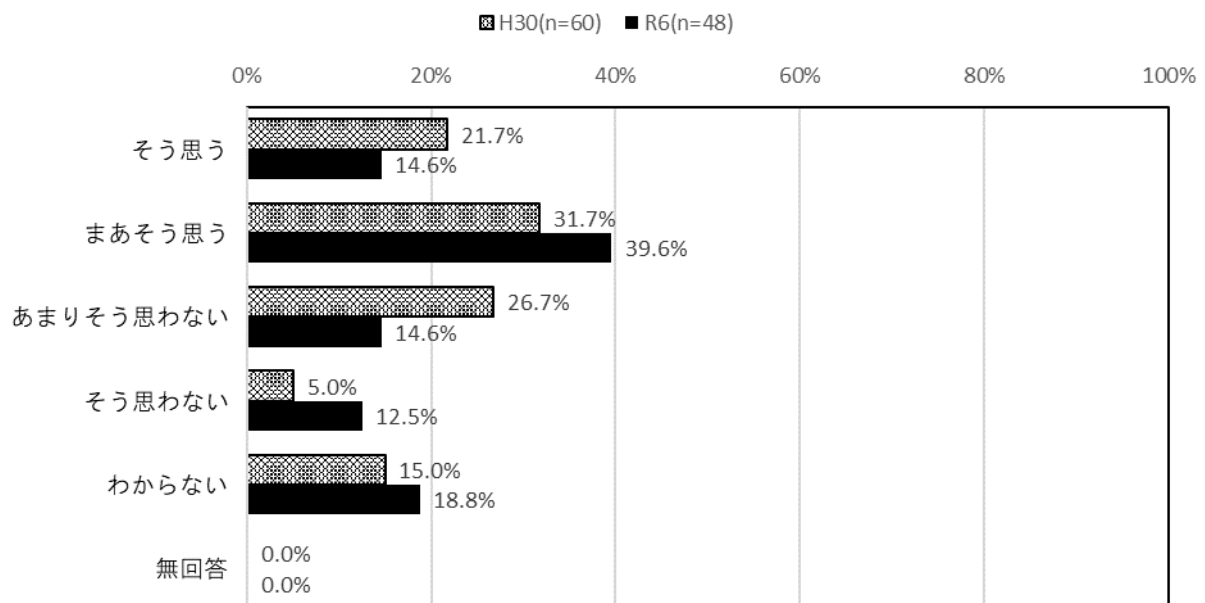
小学校 5・6 年生：「そう思う」「まあそう思う」が 39.5%と最も多く、次いで「あまり
そう思わない」「わからない」が 7.9%、「そう思わない」が 5.3%となっています。

中学生：「まあそう思う」が 39.6%と最も多く、次いで「わからない」が 18.8%、「そう思
う」「あまりそう思わない」が 14.6%、「そう思わない」が 12.5%となっています。

小学校 5・6 年生



中学生

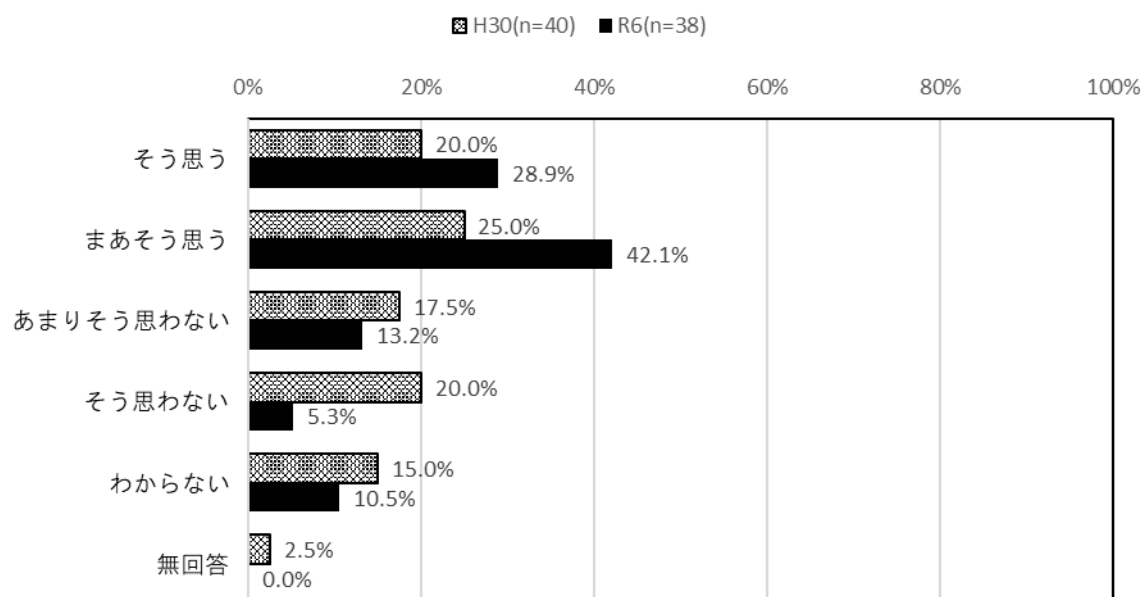


問 21 あなたがふだん生活の中で感じていることについて、教えてください／自分のことが好きだ こども

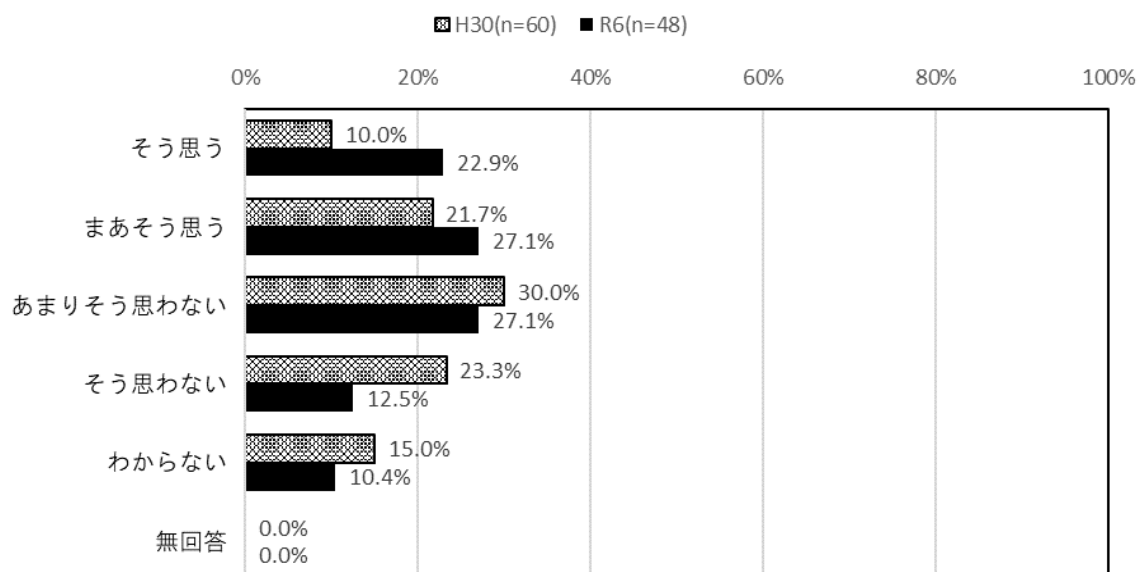
小学校 5・6 年生：「まあそう思う」が 42.1%と最も多く、次いで「そう思う」が 28.9%、「あまりそう思わない」が 13.2%、「わからない」が 10.5%「そう思わない」が 5.3%となっています。

中学生：「まあそう思う」「あまりそう思わない」が 27.1%と最も多く、次いで「そう思う」が 22.9%、「そう思わない」が 12.5%、「わからない」が 10.4%となっています。

小学校 5・6 年生



中学生

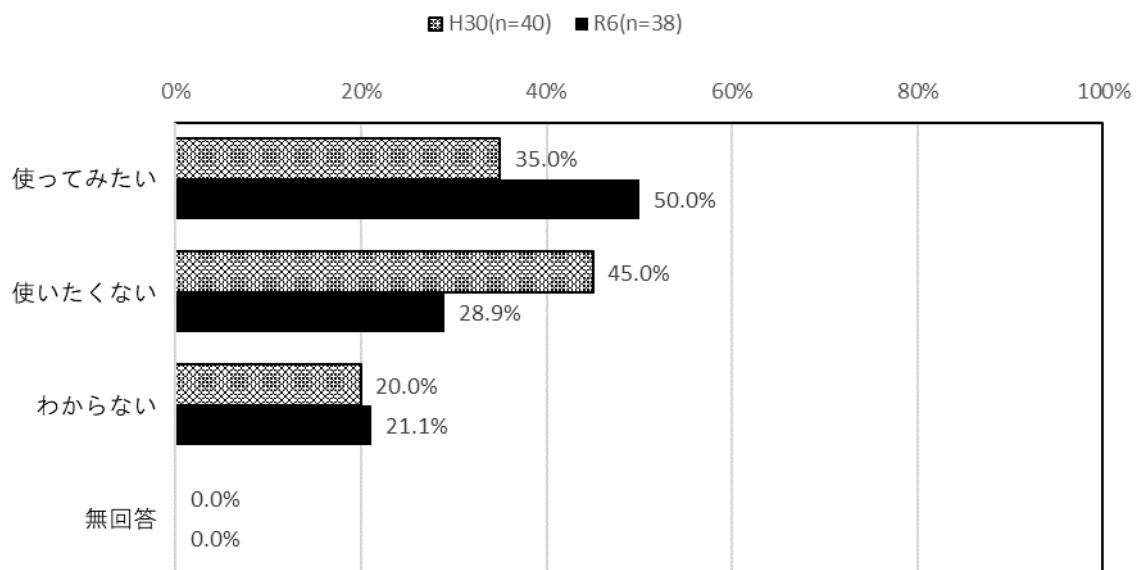


問 23 あなたは、以下のような場所があれば使ってみたいと思いますか／(家以外で)
 平日の放課後に夜までいることができる場所 **子ども**

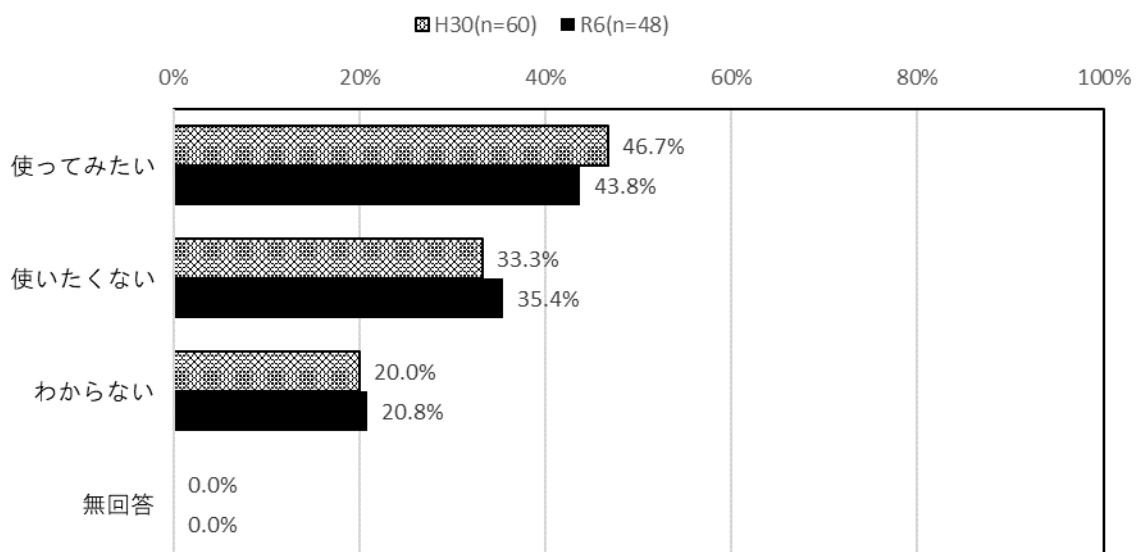
小学校 5・6 年生：「使ってみたい」が 50.0%と最も多く、次いで「使いたくない」が 28.9%、「わからない」が 21.1%となっています。

中学生：「使ってみたい」が 43.8%と最も多く、次いで「使いたくない」が 35.4%、「わからない」が 20.8%となっています。

小学校 5・6 年生



中学生



第5節 アンケート結果からみえた課題

ここでは、アンケート全般を踏まえた課題を記載しています。国の指針でもいわれている子どもの育ち及び子育てをめぐる環境と和寒町の子育て環境を踏まえ、関連する課題にも取り組んでいく必要があります。

【子ども・子育て支援に関するアンケートから】

●テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

→今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげます。見込み量を算出する際の希望値の参考としてアンケート結果を活用し、また利用実績も踏まえた見込み量とします。放課後児童クラブの高学年での利用希望や、内容の充実が求められています。

●テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

→孤立している保護者がいる可能性があるという前提で、今後の取組につなげていくことが課題です。日頃子どもの預け先がない家庭や相談先もない家庭がみられるなど課題があります。地域で孤立や疎遠の状況を防ぐさまざまな取組が必要です。

●テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

→計画、施策の成果（アウトカム）をとらえて評価し、今後の取組検討につなげることが重要です。現況を維持しつつ、就学前児童の保護者であれば、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「親子が安心して集まれる身近な場所」、「子どもの医療に関するサポートの充実」などに対応していくことが課題です。

小学生児童の保護者でも、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」がもっとも多く、「発達支援センターサポートの充実」、「子どもの医療に関するサポートの充実」を望む声が続きます。子どもと保護者が集える場所の充実を望む声が多く聞かれています。

●テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

→就学前児童の保護者からの相談内容として想定されるのは「子どもを叱りすぎているような気がする」、「病気や発育・発達に関すること」など育児や子育てについて、小学生児童の保護者では「子育てや教育費の悩み」や「子どもの勉強や進学のこと」となり、相談ができる人員の確保や窓口体制を整えていくことが課題です。

また、相談したいけれどもする先がわからない方に、気軽に相談先があることを今後も周知や広報していくことも課題になります。

【子どもの生活実態調査アンケートから】

●テーマ1 世帯の状況について

→保護者の就労時間や就労形態などのニーズは多様であり、これらの希望に対応できる就労支援の充実が必要です。前回と比較し、放課後児童クラブの高学年での利用希望や、内容の充実が求められています。

また、家庭の中で介護を必要とする家庭の存在や、経済的状态に不安を感じていると回答した家庭が前回に比べて増加している現状を踏まえ、それらを考慮したサービスの在り方の検討が必要です。

●テーマ2 子どもの生活の様子について

→朝食をとらない生徒が中学生の一部で見られます。また、放課後の過ごし方について、小学生では自宅以外に友達の家や公共施設で過ごすという回答が一定数みられますが、中学生では部活動（学校）の他別の場所で過ごすという回答がほとんどみられず、また SNS などを長時間行っている生徒が多い様子もうかがえます。

地域のなかでの子どもの居場所検討が課題です。

●テーマ3 習い事の状況や学習の理解度、将来への希望、持ち物の状況について

→スポーツやダンス、部活動をしている子どもは半数以上をいいますが、学習塾や家庭教師などを利用している子どもは少ない現状です。無料の学習支援制度を望む回答が小学生の保護者の半数以上で見られました。学校の授業については「だいたいわかる」と回答している子どもが7割以上を占めますが、「あまりわからない」「わからないことが多い」と回答している子どもも一定数みられます。地域でも学びを支える取組の検討が必要です。

●テーマ4 悩み事の有無や相談先、自己肯定感、望む支援について

→子どもの進学や受験、就職など心配ごとのほか、金銭的な問題があるとの回答が、特に小学生の保護者で多く見られます。必要だと思える支援では「放課後等の学習支援」「子どもの居場所づくり」と回答した方が小学生の保護者で約半数、中学生の保護者でも4割程みられました。

「自分はだれかの役に立つことができる」「自分のことが好きだ」の設問に対し、特に中学生では3~4割の子どもが「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答していることは憂慮すべき傾向です。相談場所や相談する相手、家庭以外での自分の居場所の有無について、総合的な支援の検討が必要です。

第4章 分野別施策の展開

第1節 地域における子育て支援

子どもの幸せを第一に考え、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるようにするためには、子どもの健全な成長を地域全体で見守ることのできる体制の整備が重要です。保育所に隣接する子育て支援センターを拠点とした子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進、地域資源の活用等を進めることによって、地域における子育て家庭の支援に取り組みます。

1 子育て支援・保育サービスの充実

本町では、保育所未入所児を対象とする一時預かり事業や、小学生を対象とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、また、子育て家庭への交流、情報提供の場として地域子育て支援拠点事業等を実施しています。

引き続き、既存のサービスの充実を図るとともに、地域住民の力を活用した体制づくりへ向けて、人材の発掘・育成・組織化に努めていきます。

NO	事業名	内 容	担当課
1	通常保育の充実	家庭での保護者等が労働等により家庭で十分に保育できない就学前の児童に対し、適正な保育を実施し、児童の健全な育成を図ります。 平成 23 年度から開始している0歳児保育等、ニーズに合わせた保育サービスの提供を実施しています。 また、令和元年4月より保育料の無償化を実施し保護者の経済的な負担軽減を図っています。	保健福祉課
2	延長保育事業	やむを得ない理由により、あらかじめ延長保育利用児童として登録されている児童を通常保育時間を超えて保育する事業です。 利用者ニーズを踏まえて体制を整備し、実施に向けて検討を進めていきます。	保健福祉課
3	休日保育事業	休日において、保護者の就労・傷病等やむを得ない事由により、家庭で保育できない場合に保育する事業です。農繁期における休日保育のニーズがあり、ファミリー・サポート・センター事業、または、家庭的保育事業の実施を検討していきます。	保健福祉課
4	病児保育事業 (病後児保育)	保育所の専用スペース等において、病気回復期にある児童を一時的に預かる事業です。各家庭での対応を基本としていますが、各家庭での保育の必要に応じて、回復期の薬服用中で、医師の許可の下、集団生活に差し支えないと判断された場合は相談に応じていきます。	保健福祉課
5	地域子育て支援拠点事業	子育て支援の拠点施設として、保育士を常時配置し、子育て支援センター「こども館」において子育て家庭に対し、交流の場の提供、育児相談や講座、情報の提供等を行います。	保健福祉課

NO	事業名	内 容	担当課
6	一時預かり事業	<p>保護者の就労や出産、介護、育児疲れのリフレッシュ等の理由で一時的に保育が必要となった児童を預かるサービスで、町保育所において実施しています。</p> <p>平成25年度から、保護者の利便性を考慮し保育時間を4時間未満、4～8時間未満に細分化し、令和元年度からは利用料金を無料としています。</p> <p>令和8年度から開始する「こども誰でも通園制度」との整合性について検討を重ねていきます。</p>	保健福祉課
7	家庭的保育事業（保育ママ）	<p>労働その他の理由により家庭において保育されることに支障がある方を対象に、保育所と連携をとり、おおむね3歳未満の児童を保育者（保育ママ）の居宅において保育する事業です。</p> <p>農繁期の休日保育等、保育ニーズの動向を見据えながら、保育ママの育成を図ります。</p>	保健福祉課
8	ファミリー・サポート・センター	<p>育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員になり、育児支援を行う事業です。</p> <p>農繁期の休日保育等、保育ニーズの動向を見据えながら、事業の実施を検討していきます。</p>	保健福祉課
9	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童について、心身ともに健全な育成を図るために「子育て支援センター」において実施します。</p> <p>また、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、質・内容の充実に努めます。</p>	保健福祉課
10	保育サービスに関する積極的な情報提供	<p>保育サービスに関する情報をよりわかりやすく保護者に提供します。</p> <p>【関連内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページの更新、保育所だより年12回発行 ・必要な情報、お知らせの随時発行 	保健福祉課
11	子育てボランティア	<p>子育て行事における託児、おもちゃの消毒等のこども館の運営について、ボランティアスタッフを活用します。ボランティアスタッフの育成に努めます。</p>	保健福祉課
12	保育サービス評価制度の実施	<p>「保護者の会」から保育所に対しての評価等を聞き、よりよい保育所運営に努めます。さらに社会福祉施設等苦情処理委員を設置し、利用者からの意見、要望、苦情などから、検討や改善を行い適正な保育サービスの提供に努めていきます。</p>	保健福祉課
13	乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	<p>在宅で子育てする保護者に対し、家庭では得られない経験を通し、子どもの育ちを応援し、虐待防止の観点からも家庭を支援していく事業で、町保育所において実施いたします。</p> <p>対象児童の年齢は、生後6か月から3歳未満児とし月10時間を上限に、定期・柔軟利用の対応に努めます。</p>	保健福祉課

NO	事業名	内容	担当課
14	子育てに係る 経済的負担の軽減	<p>長期化する物価高や景気の低迷が広まる中、子育てに要する費用の負担感が高まる中、子どもを持つ家庭に対して、教育費等の経済的負担に対する支援の充実に努めます。また、子ども・子育て新制度に伴い、保育料の無償化、副食費の無償化を継続していきます。</p> <p>(保健福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育料の無償化(令和元年10月～) ・妊婦健康診査費助成 ・出産育児一時金制度 ・児童手当 ・わっさむ健やかこども医療費助成 等 <p>(教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒就学援助費 ・和寒町奨学資金貸付 ・遠距離通学費補助 ・高校生徒通学費等補助 等 	保健福祉課 教育委員会

2 子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実

情報の共有による子育て支援の活発化や各種サービスの利用促進のため、様々な機会を利用した情報提供に努めます。また、子育てに伴う不安や悩みを解消・軽減するため、保健師・保育所・子育て支援センターの連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

NO	事業名	内容	担当課
1	子育てガイドブックの作成・配布	<p>妊娠期から高校生までの子育て支援に関する情報を1冊にまとめた「子育て支援ガイドブック」を平成20年3月に作成し、出生や転入の届出時に配布の上、情報提供を行っています。毎年度見直しを行い、内容の更新、充実に努めます。</p>	保健福祉課
2	子育てに関する意識啓発等の推進	<p>住民が子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、保育所の行事を一般開放したり、活動内容を広報等通じて公表したり等して、地域住民に対する子育てへの意識啓発を図ります。</p> <p>今後も関連機関等との連携を図りながら、地域における意識啓発に努めます。</p>	保健福祉課
3	子育て教育に関する情報提供、相談事業	<p>子育てに係る様々な悩みを解決したり、子育てについて学ぶことができるよう、各種教室を実施するとともに、子育てに関する情報提供・助言等、保護者の相談に応じて必要な援助を行っていきます。子育て支援センター、保健師、関係機関と連携を促進し、育児相談・支援に努めていきます。</p> <p>【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロン、ママコヤ(育児教室)の開催 <p>広域では、こども通園センター「のぞみ園」による支援事業を実施し、対象者や保護者への支援を行います。</p>	保健福祉課

3 地域資源を活用した児童の健全育成

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じた仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられています。児童の健全育成を図るため、子育て支援センターや地域資源を活用した様々な健全育成活動の充実を図ります。

NO	事業名	内容	担当課
1	絵本を通した育児支援 (ブックトーク)	0歳児健診に合わせて、5か月以上の親子を対象に、絵本3冊と赤ちゃん絵本リスト、赤ちゃん読み聞かせに関する情報や町の子育てに関する情報等を、布製のブックスタートバックに入れて配布することを継続していきます。「絵本を通した育児」についての説明や「子育てを地域で応援」していることを伝えるとともに、赤ちゃん絵本の充実に努めます。	教育委員会
2	児童の読書推進、知的好奇心の充足 (ブックスタート)	平成17年より、主に小学校の中休み時間を使って、小学校と連携したブックトークを開催しています。1つのテーマに沿って良い本を紹介し、興味関心を深めています。 今後も学校との連携を十分にとり、本好きな子だけではなく、小学生全員に関心を持ってもらうようテーマについては、話題性のあるもの、学習内容に関連したものを取り入れるよう努めます。	教育委員会
3	様々な社会資源や団体の連携による児童健全育成の取組	保育所、こども館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源を活用し、地域ボランティア、子ども会、青年団体、自治会、民生委員児童委員等が連携をとり、青少年育成町民会議が主となって児童健全育成事業を実施します。 地域における児童健全育成活動が効果的に促進されるよう、より広く、参加・協力を呼びかけるとともに、庁内関係部局、関連団体と連携を図ります。 【関連事業】 ・人権擁護委員による人権教室の開催	保健福祉課 教育委員会
4	健全育成の拠点としてのこども館活動の充実	こども館において、親子で気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせや食事セミナー等様々な事業を展開します。また、地域の高齢者に参画いただき、世代間交流を進めます。親子のふれあい、多世代交流の拠点となるよう、開かれたこども館の運営を図ります。 【関連事業】 ・独居老人を招待し「高齢者との交流会」を社協と共催実施	保健福祉課 教育委員会 社会福祉協議会

NO	事業名	内容	担当課
5	健全育成の拠点としての青少年教育施設活動の充実	<p>青少年教育施設において、学習・スポーツ・自然体験活動を始めとする様々な体験活動を展開しています。また、地域における活動拠点として、青少年の積極的な受入れを図ります（公民館・図書館・総合体育館・ひだまり・野球場・スキー場・プール等で実施）。</p> <p>【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各青少年教育施設を活用した青少年対象の社会教育事業の実施（わっさむドキドキクラブ、読み聞かせ会、水泳教室等）、わっさむフレンドパーク事業。 	教育委員会
6	子どもの感性を育む創作活動の環境づくり	<p>新たな福祉施設にて、子どもの感性や創造性を奮い立たせる創作やものづくりにおける文化活動の環境づくりを進めます。</p>	保健福祉課
7	夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくり	<p>こども館、公民館、青少年教育施設等を活用し、夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくりを進めます。</p> <p>【保健福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 夏休みお楽しみ会 雪中レクリエーション <p>【教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 夏季、冬季休業日等での子どもたちの学力、体力向上に向けた事業を展開し、いつでも自由に利用できる児童の居場所確保に努めます（サマースクール等） 	保健福祉課 教育委員会
8	民生委員児童委員の児童健全育成、児童虐待防止活動の推進	<p>民生委員児童委員が住民と一体となって、地域における児童の健全育成や虐待の防止等の取組を進めます。（民生委員主任児童委員2名 民生委員児童委員14名）。</p> <p>虐待の背景は多岐に渡るため、福祉関係のみならず、医療、保健、教育等の地域関係機関や地域住民との協力体制を密にしていきます。</p>	保健福祉課
9	青少年の性に関する問題等についての教育・啓発	<p>青少年の性の逸脱行動の問題点について、教育・啓発を推進します。</p> <p>今後も行政・学校等関連機関の連携を促進し、青少年の性に対する健全な育成を図ります。</p>	保健福祉課 教育委員会
10	少年非行等の問題を抱える児童及び保護者への地域ぐるみの支援ネットワークの整備	<p>少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応に、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して取り組みます。</p>	教育委員会

4 その他

肯定的で開放的な関係の中に自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わる重要な要素といわれています。居場所がないことは、人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題です。

こども・若者が居場所を持つことが難しくなっている昨今、家庭や学校を基盤としつつ、地域の安全・安心な環境の下、様々なおとなや同年齢・異年齢のこども同士との関りの中で過ごし成長できる環境を整えることが大切です。

NO	事業名	内容	担当課
1	地域における子供たちの居場所づくり	子どもから高齢者までが自由に集える居場所づくりに努め、子ども達が様々な世代やひとの交流の中で、豊かに育つ環境づくりに努めます。 また、子ども達が地域の中で居場所を選択できるよう、図書館など既存の関連施設についても、子ども達の意見を取り入れながら過ごしやすい場所づくりとなるよう検討します。	保健福祉課 教育委員会

第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保するためには、乳幼児健診、新生児（乳児）訪問、母親学級等の母子保健事業を通じた、健康診査、訪問指導、保健指導・相談等の充実が必要です。

安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導の強化、思春期保健対策等により、子どもが健やかに育つための環境づくりに取り組めます。

1 子どもや母親の健康の確保

NO	事業名	内容	担当課
1	妊娠期から乳幼児期までの継続した支援体制の充実	妊娠、出産、新生児及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう各期健診や、保健指導の充実に努め、特に育児不安が高まりやすい産褥期における産後ケア事業についても支援の充実を図ります。 【目標値】 ① 妊産婦健診受診率 100% ② 乳幼児健診受診率 100%（1か月健診を含む） ③ 新生児聴覚検査 100% ④ 1歳6か月健診受診率 100% ⑤ 3歳児健診受診率 100% ⑥ 新生児（乳児）訪問 100% ⑦ 個別指導件数 必要数 ⑧ 産後ケア事業 必要数	保健福祉課

NO	事業名	内容	担当課
2	乳幼児健診の場を活用した相談指導等の実施	<p>育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、保護者への相談指導を実施します。成長発達に不安のある乳幼児に対する健診後の相談や、育児困難を抱える保護者に対し継続的な支援を実施します。また、必要に応じ関係機関等を勧める等より専門的な対応を行います。</p> <p>【目標値】</p> <p>①新生児（乳児）訪問割合 100%</p> <p>②療育相談件数 必要数</p> <p>③乳幼児相談件数 必要数</p>	保健福祉課
3	子どもの事故予防のための啓発尚	<p>乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等、子どもの事故予防のための啓発に取り組みます。</p> <p>乳幼児健診時にリーフレットを配付する他、発達の目安にあわせて、起きやすい事故等について適宜情報提供を行い、事故予防に向けた啓発活動を推進します。</p>	保健福祉課
4	出産準備教育や相談の場の提供	<p>母子ともに安全かつ快適な妊娠出産期を過ごすため、妊婦に対する助成制度や出産準備教育、相談の場の提供等を積極的に進めます。</p> <p>妊婦健康診査結果から、妊娠糖尿病や妊娠高血圧症候群等の予防や胎児の成長発達を意識した健康相談や教育活動を実施し、胎児及び妊婦の健康を促進するとともに、食を始めとする生活習慣の是正や妊娠経過の確認をします。また産後の育児における意識の高揚を図るため、妊婦健康診査費助成制度の継続や相談、教室の拡充を図ります。</p> <p>【関連事業】</p> <p>①母子健康手帳（父子健康手帳）の交付</p> <p>②すくすくたまご教室</p> <p>③妊婦健康診査費用の助成</p>	保健福祉課
5	学童期から思春期の健康づくり対策	<p>生活習慣病の発症は家庭における食習慣等が起因していると考えられるため、学齢期や思春期に子どもの健診を実施することで家庭における生活習慣病予防の意識の高揚、正しい認識の習得を図ります。</p> <p>【関連事業】</p> <p>①にれっこ健診</p>	保健福祉課

2 『食育』の推進

心身ともに健康な子どもを育むために、食を通じた家族との良好な関係づくりが促進されるよう、乳幼児期から発達段階に応じた食育の視点を取り入れた支援に努めます。

NO	事業名	内容	担当課
1	発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供	乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めています。生活リズムを整え、食への興味や関心を持つことができるよう、また子どもの食を通じて、家族の食習慣を振り返ることができる教室等を実施し、幼児期からの食育を推進していきます。 令和6年度に第3次食育計画を『和寒町健康増進計画（健康わっさむ21）』と一体的に策定しました。児童が保護者とともに食に対する理解や関心を持つことができるような取組を行っていきます。 【関連事業】 ①離乳食教室（ベビーズレストラン） ②幼児食教室（まんまる食堂） ③保育所給食試食会【保育所・子育て支援センター】	保健福祉課
2	野菜づくり等の体験活動の推進	保育所農園を活用し、野菜づくり等の体験活動を進めています。 今後も幼児期からの正しい食生活の啓発のため、体験型活動を推進します。	保健福祉課
3	食に関する学習の機会や情報提供	低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を一層図るため、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めています。 今後も妊婦教室・妊婦健康相談等の機会を活用し、妊娠期に必要な栄養を適切に摂ることができるよう、食品の目安量を意識した健康相談や妊婦教室を実施します。 【関連事業】 ・すくすくたまご教室	保健福祉課

3 思春期保健対策の充実

豊かな心と健やかな体の育成を支援するため、健康診断や悩み相談等を通じた児童生徒の心身両面の健康づくりに努めるとともに、思春期における保健対策の充実を図ります。

NO	事業名	内容	担当課
1	性に関する正しい知識の普及	10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するために、性に関する健全な考え方を育むとともに、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。今後も各関係機関と連携を図り、性に対する正しい知識の教育を推進します。	保健福祉課 教育委員会

NO	事業名	内容	担当課
2	喫煙や薬物に関する教育	喫煙や薬物等に関する教育を推進します。今後も各関係機関との連携を図り、禁煙や薬物等に関する教育を充実していきます	保健福祉課 教育委員会
3	学童期・思春期における心の問題に係る専門家の確保、相談体制の充実	相談の活用事例が少ないため、平成 22 年度に心の教室相談員は廃止し、子どもの教育相談体制として、「教育相談ホットライン」の電話相談と、教育委員による面接教育相談日を開設し実施しています。	教育委員会

4 小児医療の充実

子どもの病気に対する初期対応として、的確な判断や処置は大変重要です。病気に対する知識の普及を図るとともに、医療情報の提供に努めます。また、地域小児医療体制の整備促進を図ります。

NO	事業名	内容	担当課
1	小児医療の充実	安心して子どもを生み、健やかに育てるための基盤である小児医療の充実に取り組みます。また、乳幼児医療費の助成により、経済的負担軽減を図ります。近隣医療機関との連携を図り、小児医療体制の充実を推進します。乳幼児医療費の助成継続を図ります。 【関連事業】 ・「わっさむ健やか子ども医療費助成事業」（助成対象高校生まで）	保健福祉課
2	小児救急医療の充実	小児救急医療について、道や近隣の市町村及び関係機関との連携を進め、積極的に取り組みます。今後も近隣医療機関との連携を図り、小児救急医療体制の充実を推進します。 【関連機関】 ・上川北部広域 2 次救急医療 士別市立病院 / 名寄市立病院 ・小児救急医療支援事業（上川中部圏域病院群輪番制事業） 旭川厚生病院	保健福祉課

第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 次代の親の育成

中学生、高校生等が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、思春期における乳幼児とのふれあい体験等の機会を確保し、父性、母性の育成を図る等、次代の親の育成支援に努めます。

NO	事業名	内容	担当課
1	子どもを生み育てることの意義に関する教育	子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くこと等、子どもを生み育てることの意義に関して教育・広報・啓発を進めます。 次世代の親に向け、各種関係団体と連携を取りながら事業展開を進めます。 【関連事業】 ・妊婦教室（パパ教室）	保健福祉課
2	中・高校生と乳幼児とのふれあい体験	和寒中学校2年生及び三和高校の生徒が就業体験の一環として、保育所で過ごし実際に子供たちとふれあう機会を設けています。 乳幼児と触れ合う機会が少なくなっている昨今、次世代の親の育成としても、積極的に学生の受入れや交流の機会を作り支援していきます。	子育て応援室

2 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

学習指導要領では、変化の激しいこれからの社会を生きるために、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むという理念を掲げています。これは、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力等の育成を重視したものです。これに基づき各学校では、子どもや地域の実態を踏まえた特色ある取組をしていくことが必要です。

次代の担い手である子どもたちが地域において個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、幼児教育・学校教育の内容的充実と教育環境の整備を図ります。

NO	事業名	内容	担当課
1	外国語（英語圏）指導助手を招いての学校教育の活性化	異なる文化への関心と理解をもち、国際感覚を身につけることや語学能力の向上のために、外国人講師を招き、外国語の授業や総合的な学習の時間を利用して授業を実施していきます。 平成29年度からの小学校学習指導要領の改正により小学校3年生以上の英語の授業が始まり、小学校低学年と保育所年長児について月1回程度、外国語指導助手等による英語に慣れ親しむ機会を設けています。 また、毎月1回土曜日の午前中に小学生を対象に、ジュニアイングリッシュ講座を実施しています。	教育委員会

NO	事業名	内容	担当課
2	道徳教育の充実	<p>豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子ども心に響く道徳教育の充実を図ります。</p> <p>児童生徒の心に響く道徳教育推進事業に積極的に取り組み、充実を図ります。</p> <p>介護副読本を活用し、高齢者等への理解を深め思いやりの心を育てていきます。</p>	教育委員会 保健福祉課
3	地域との連携による多様な体験活動の推進	<p>地域と学校教育が連携し、多様な体験活動を展開していきます。「豊かな体験活動推進事業」や「総合的な学習の時間」においてボランティア等の社会奉仕活動、自然にかかわる体験活動、地域の各人から学ぶ交流活動等の地域と連携した多様な体験活動を実施します。</p>	教育委員会
4	専門家による相談体制の強化	<p>いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制を強化します。</p> <p>各学校と連携しながら、相談体制の検討・充実を図ります。</p>	教育委員会
5	安全で豊かな学校施設の整備	<p>子どもに安全で豊かな環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行います。</p> <p>各学校で施設の安全や整備内容を定期的に調査し、充実を図るために協議を実施していきます。</p>	教育委員会 建設課
6	児童生徒の安全管理	<p>学校において、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取組を継続的に行います。</p> <p>学校、関係機関との連携を図り、児童生徒の安全管理を図っていきます。</p>	教育委員会
7	学校評議員制度の活用	<p>学校評議員制度の活用等により、学校・家庭・地域の連携・協力を図ります。</p> <p>小・中学校学校評議員制度を活用し、学校・地域・家庭が連携協力して地域に開かれた学校づくりを推進します。</p>	教育委員会
8	保育所と小学校との連携	<p>保育所における保育から小学校における教育へ子ども達が円滑に移行できるよう、年長児における小学校の行事の参加や見学の機会を持つ等、日頃から保育所と小学校との連携を図ります。</p> <p>また保護者に対しても、入学に対する心構えや準備について具体的にイメージできるように、教育委員会と連携し説明会等を複数回開催します。</p>	教育委員会 保健福祉課

3 子どもを支える地域力の向上

育児不安や児童虐待の背景として、近年の核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されています。様々な地域資源を活用し、子どもの発達段階に応じた子育てや家庭教育に関する学習の機会や情報の提供を行い、家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

また全国的に、様々な理由から学校に行くことのできない児童や生徒は増え続けており、その多くが学校内外の専門機関で相談・指導等を受けられず、学校や地域社会とのつながりがもてずにいる実情が指摘されています。学校に行くことのできない子ども一人ひとりの実態にあわせて、適切な支援や多様な学びの場の提供、保護者の悩みやニーズに対する相談体制の充実、不登校の状態に苦しむ子どもや保護者の心理的状态等について関係者の理解や援助技術の向上など、学校をはじめ地域全体での包括的な取り組みが必要です。

NO	事業名	内容	担当課
1	家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	<p>広報紙等を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する情報提供を行います。</p> <p>子どもを持つ親を対象に、親の心構え、子どもとの接し方、基本的な生活習慣の定着の重要性等を学習する家庭教育支援を実施します。</p> <p>【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早寝早起き朝ごはん運動の推進 ・教育力向上講演会の開催 ・規則正しい生活習慣の定着に向けた啓発活動の実施 	教育委員会
2	地域における子どもの多様な体験活動の充実	<p>地域の教育力（人材）の協力により、地域の教育資源を活用した農作業体験活動を実施しています。地域の教育力（人材）を活用した学校外活動を通して、子どもの豊かな人間性を養い、生きる喜びを体験できるよう努めます。</p>	教育委員会
3	広域スポーツセンターの整備、スポーツ指導者の育成	<p>各スポーツ施設の活用と、体育指導委員やスポーツ推進委員によるスポーツ教室を実施しています（総合体育館・ひだまり・野球場・プール・スキー場）。</p> <p>今後もスポーツ施設の活用及びスポーツ指導者の養成や活動推進に努めます。</p>	教育委員会
4	さまざまな学びの場の提供と相談支援体制の充実	<p>関係者が不登校やそのおそれがある子どもに対する理解を深め、早期の相談支援や有機的な横の連携に努める。また民間事業者も含めた多様な学びの場の確保に努め、本人や保護者への支援体制の充実に努めます。</p>	教育委員会 保健福祉課

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

最近の青少年を取り巻く環境は、有害図書を始め、薬物乱用や喫煙に対する警戒心や抵抗感が薄れる等、様々な問題が指摘されています。物事の善し悪しを伝えるための教育・指導活動を推進する必要があります。また、携帯電話やパソコンの普及により、子どもが有害情報に容易にアクセスできる環境となり、子どもが犯罪等に巻き込まれる危険性が高まっています。地域社会の連携により非行等の問題行動の予防や対応、子どもを取り巻く有害環境対策に取り組みます。

No	事業名	内容	担当課
1	子どもたちを有害環境から守るための取組	関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、性、暴力等の有害情報について、関係業界に対する自主措置を働きかけます。 各学校のPTAが中心となり、地域住民と連携・協力して有害情報を遠ざける行動に努めます。	教育委員会

第4節 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育て家庭の日常生活の基盤となるのが、質の良い「住宅」と「まちづくり」です。良好な住宅と居住環境、安全な道路交通環境、バリアフリーが組み込まれたまち並み、安心できる公共施設等、子どもを含めたすべての家庭が暮らしやすい「まちづくり」が必要です。子どもや子ども連れの保護者等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備等、子育てに配慮した生活環境の充実に努めます。

1 良質な住宅の確保

No	事業名	内容	担当課
1	子育て期の多子世帯への優先入居	特定公共賃貸住宅や3LDKタイプの公営住宅においては、子育て期にある多子世帯等への優先入居を図ります。公営住宅の空き状況により、低所得者や子育て期にある多子世帯等への優先入居を図っていきます。	建設課
2	空き家住宅に関する情報提供	個人空き家住宅に関する情報をホームページ「空き家・空き地バンク」等で情報提供を行います。	総務課

2 良好な住環境の確保

No	事業名	内容	担当課
1	シックハウス対策の推進	室内空気環境の安全性を確保するために、シックハウス対策を推進します。居住者等が有害化学物質による室内空気汚染による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備の対策を行っていきます。	建設課

3 安全な道路交通環境の整備

No	事業名	内容	担当課
1	公共施設等のバリアフリー化の推進	段差のない歩道の整備を推進するとともに、妊産婦、乳幼児連れの方等、すべての人が安心して外出できるよう、公園・公的建築物等における段差の解消等のバリアフリー化を推進します。公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置等、子育て世帯が安心して利用できる施設の整備をします。	建設課

4 安心して外出できる環境の整備

No	事業名	内容	担当課
1	公共施設等のバリアフリー化の推進	妊産婦、乳幼児連れの方等、すべての人が安心して外出できるよう、公園、公的建築物等における段差の解消等のバリアフリー化を推進します。 公共施設等においても、施設改修等に合わせてバリアフリー化を推進し、利用しやすい施設の整備を図っていきます。	関係各課
2	子育てバリアフリー化の推進	公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置等、子育て世帯が安心して利用できる施設の整備を推進します。	関係各課

5 安全・安心まちづくりの推進

No	事業名	内容	担当課
1	通学路や公園等における防犯設備の整備	通学路や公園等における防犯灯、街路灯の整備を推進します。地域のニーズ等、要望を考慮しながら設置していきます。	建設課 総務課
2	防犯性の高い建物部分、優良防犯機器の普及促進と広報啓発活動	侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯啓発活動を推進します。関係機関と連携し防犯講習会の開催や、広報紙やパンフレット配布等、より多くの住民に情報を提供します。	総務課

第5節 職業生活と家庭生活との両立、子どもの貧困対策

1 仕事と子育ての両立の推進

ライフスタイルや価値観の多様化が進む中、一人一人が望む生き方ができる社会の実現を目指すためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現させることが重要です。そのためには、職場優先の意識や、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性差意識、働きやすい環境を阻害する職場における慣行等を解消することが求められます。

男女がともに仕事と子育ての両立ができるよう、男女平等意識の啓発、多様な保育サービスの実施・充実を図るとともに、働き続けられる環境整備の促進に努めます。また、仕事と生活の調和の実現に向け、事業者に向けて残業時間の上限枠や有給休暇取得の義務化などの情報提供と啓発の充実に努めます。

No	事業名	内容	担当課
1	仕事と子育ての両立のための支援	仕事と子育ての両立を支援するために、保育所及び放課後児童クラブの充実を図ります。	保健福祉課
2	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	すべての人が仕事と生活のバランスや仕事と子育ての両立を図れる多様な働き方を選ぶように「働き方の見直し」を進めるため、関係機関や地域住民への広報・啓発活動を行うことにより、これまでの働き方や子育てへの意識改革を図ります。	産業振興課

2 子どもの達の生活と貧困対策

厚生労働省の「令和4年国民生活基礎調査の結果」によれば、子どもの貧困率は、一定程度の改善が見受けられるものの、その割合は11.5%と約6人に1人の子どもが貧困状態にあり、特にひとり親家庭では、40%以上が該当しているという結果となっています。

全ての子どもたちの将来が、その生まれ育った環境により夢や希望がかなえられないといったことがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を国や北海道の施策とあわせ本町の子どもへの貧困対策を総合的に進め、困難を抱えている子どもやその世帯をより効果的な支援につなげ、貧困の状況にある子どもが健やかに成長できる環境の整備や教育の機会均等に努めます。

No	事業名	内容	担当課
1	安心を守る経済的支援	また、就学の経済的支援として「就学援助制度」の活用について、毎年全てのご家庭に対し周知します。高校進学の子供に対する高校生通学費補助制度や奨学金貸付制度を継続し、家庭の経済的負担の軽減に努めます。	教育委員会
2	学習を支える場の提供と支援	家庭の経済状況によらず、学びを希望することもに対し、学習する場所の提供や学習の機会の確保について、既存の施設等の活用を含め研究、検討する。	保健福祉課 教育委員会

第6節 子ども等の安全の確保

1 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

国では、令和元年6月18日、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定しました。まず、緊急に取り組む対策として、子どもを交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等の安全確保を早急に進めることとしました。

和寒町でも早急な対応をし、子どもの安全・安心な環境を充実させることが急務として、施策の方針を決め、今後取り組んでいくこととします。

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を回り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

子どもを交通事故から守るため、関係機関と連携して学校や地域における交通安全教室の開催や指導体制の充実、交通安全意識の啓発に努めます。

施策の方針について

■未就学児が日常的に利用する道路や小学生などの通学路の安全確保について

子どもを交通事故の被害から守るため、町では定期的に通学路の合同点検を実施しています。今後は、通学路の合同点検に未就学児を中心として日常的に利用する道路なども含め、各道路管理者、警察署、保育所、小学校や中学校、PTAや地域住民と連携して町内の通学路等の点検を実施し、点検箇所については保育所、小学校や中学校からの要望を踏まえて、道路交通安全環境の整備推進をしていきます。また、得られた情報については地域安全マップ作成時等の情報提供にも使用していきます。さらに、子どもの通行が多い生活道路等は適切な交通指導取締りを警察署へ要望していきます。

No	事業名	内容	担当課
1	交通安全教育の実施	子どもや保護者の方を対象とした、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。 保育所・学校における交通安全教室の拡充に努めるとともに、体験型の教室を実施します。また、児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進します。	教育委員会 総務課
2	交通マナーを実践 遵守する交通社会 人の育成	子どもの時から交通安全の教育と実践を進め、将来よりよき交通社会人となるよう、交通安全少年隊の育成に努めます。 警察等関係機関と連携を図り、交通安全少年隊の育成を進めます。	総務課

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

国は、登下校時における子どもの安全確保について、平成 30 年 6 月 22 日「登下校防犯プラン」として対策を取りまとめました。

従来の見守り活動に限界が生じ「地域の目」が減少した結果、学校から距離のある自宅周辺で子どもが 1 人で歩く「1 人区間」等において、「見守りの空白地帯」が生じています。この「見守りの空白地帯」における子どもの危険を取り除くため、登下校時における総合的な防犯対策を強化することが急務であるとしています。

また、少年非行を防止するためには、町・警察・学校等の関係機関・地域・家庭等が連携を図りながら協力して、総合的な非行防止対策を推進していくことが重要です。また、地域での防止対策にむけて情報交換の場をつくる等を検討することも必要です。

子どもたちが犯罪等の被害に遭わないよう、安全・安心に生活することのできるまちづくりを進めます。

No	事業名	内容	担当課
1	和寒町生活安全推進会議	<p>和寒町生活安全推進会議では、交通事故、犯罪発生・被害を 1 件でも減らすため、一人一人の安全意識の向上を目標として、交通安全は家庭から、職場から、地域からを合言葉に和寒町全体への安全意識波及、浸透を図り「みんなが安心して暮らせる」まちづくりに務めています。すべての人の安全と快適な生活の実現を図るため、各関係機関及び関係団体との情報の共有・連携を図ります。</p> <p>【関連事業】</p> <p>○交通安全活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体と連携した年間 9 期 90 日間の交通安全運動。 ・啓発チラシ、広報車、広報紙、防災行政無線等を活用した広報。啓発活動。 <p>○防犯活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5 月、10 月、12 月の各「地域安全活動」等関係機関、団体と連携した活動。 ・啓発チラシ、広報車、広報紙、防災行政無線等を活用した広報、啓発活動。 	総務課
2	犯罪等に関する情報提供の推進	<p>地域住民の自主防犯行動の充実のために、防災無線、お知らせ版及び駐在所だより等による防犯に関する情報の提供を推進します。</p> <p>あらゆる機会を通して、自治会等地域団体との連携を促進し、地域における防犯行動の充実を図ります。</p>	総務課

No	事業名	内容	担当課
3	犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取組	<p>少年の健やかな育成を願って町内各関係機関が連携し、児童生徒の登下校並びに校外活動の安全確保と、子どもたちが被害を受けるあらゆる事件・事故の未然防止を図ることを目的に「こどもの安全見守り隊」を平成17年に設置しました。また、子どもを犯罪等の被害から守るため、防犯協会連合会から新入学児童に防犯ブザーを配布しています。</p> <p>ボランティア協力者を呼びかけ、組織の強化と促進に努めます。</p>	教育委員会 総務課
4	『子ども110番の家』防犯ボランティア活動の支援	<p>子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である、「子ども110番の家」防犯ボランティア活動を支援します。</p> <p>地域団体等との連携を強化し、ボランティア協力者を呼びかけるとともに、組織の強化と拡充に努めます。</p>	教育委員会
5	避難訓練の実施	<p>災害等の発生に備え、子どもたちの発達段階に応じて、地震や火災、不審者からの避難訓練を実施します。警察や消防と連携をとり、内容の充実に努めていきます。</p>	総務課 教育委員会 保健福祉課
6	幼年消防クラブ	<p>子どもの防火・防災に係る意識を高めるため、消防と連携を取り保育所の年長児が活動しています。引き続き、内容の充実に努めていきます。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火見学、放水体験など 	保健福祉課

第7節 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待を未然に防止するためには、子どもの立場を理解するとともに、育てる保護者の精神的なケアや相談体制の整備が重要です。

児童虐待の発生予防から早期発見、児童虐待に対する総合的な対応を図るため、関係機関の連携を図り、児童虐待発見後の被虐待児及び保護者等に対する適切な支援に取り組みます。

和寒町における子ども・子育てに関する相談体制は、「保健福祉課」、「教育委員会」の各行政機関のほか、和寒町子どもを虐待から守る地域ネットワーク会議、保育所、小・中学校などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制をもとに関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。

関係機関との情報共有、連携を図ることにより、実際の子ども虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、関係機関へ専門性を有する職員の配置や、北海道等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所長などへの通知を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、北海道と相互に協力して、子ども虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化します。

No	事業名	内容	担当課
1	総合的な親と子の心の健康づくり対策	保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するために、日常的な育児相談機能の強化、母子保健事業の強化を図ります。 今後も妊婦健康相談、乳幼児健診時に育児相談を実施し、保護者の育児不安や虐待等に早期に対応するよう努めます。また、子育て支援センターにおいて、日常的な育児相談支援、育児力の強化に努めます。	保健福祉課
2	児童相談所、保健福祉センターにおける取組	児童虐待や不登校児等の情報収集を行い、早期発見・早期対応に努めます。 また、児童相談所との連携を密にします。今後も「要保護児童対策地域協議会」、民生委員児童委員や関係機関との連携を密にし、虐待の早期発見・対応に努めます。 【関連機関】 「要保護児童対策地域協議会」(平成19年11月設置)	保健福祉課 教育委員会

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

離婚等の増加によりひとり親家庭等が増加しています。ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るために、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ適切に支援していくことが必要です。

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を主眼に、子育てや生活支援等、総合的な対策を推進します。

また、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して北海道が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

No	事業名	内容	担当課
1	福祉サービス等利用に際しての配慮	子育て等の日常的な生活や、就業、養育費等に関する支援について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的に実施していきます。 今後も広報誌等により、より多くのひとり親家庭に様々なサービスが告知できるよう情報提供に努めます。	保健福祉課
2	相談体制の充実や情報提供	ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や、施策・取組についての情報提供を行います。 今後も広報紙・リーフレットの配布等により、より多くのひとり親家庭に様々なサービスを周知できるよう情報提供に努めます。	保健福祉課
3	母子福祉団体の受注機会の増大への配慮	母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるよう努めます。今後、関係団体との協力のもと母子福祉団体の育成と活動に対する助成を行います。	保健福祉課

3 障がい児施策の充実

障がいに応じた的確な情報提供を行い、早期に適切な医療を受けることができるように、相談体制を整え、親へのサポートを行うとともに、専門家や関係機関との連携と組織づくりに努めます。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにするために、発達支援センター（早期療育事業）、自立支援医療（育成医療）の給付や障害児通所給付等のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供を行うため、広域的な支援が必要です。

特に、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもたちが自立して社会参加するために必要な力を養うため、一人一人の希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

和寒町では、特別支援教育連携協議会が設置されており、また、専門機関による保育所等訪問支援事業の活用、小学校における学習障がい及び自閉症を対象とした通級指導教室の設置など就学支援を含めた教育支援体制を推進しているところです。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、家族が適切に子育てを行えるよう家族支援を行うなど、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供する必要があります。

保育所、小・中学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。あわせて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることが求められます。

これからも保健、医療、福祉、教育等の各種施策連携を強化し、一貫した総合的な取り組みを推進します。

No	事業名	内容	担当課
1	健康診査や学校における健康診断等の推進	障がいの原因となる疾病の早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査における診察や新生児訪問指導において疾病の早期発見・早期治療推進を図ります。また、学校における健康診断等を推進します。	保健福祉課 教育委員会
2	適切な医療・福祉サービスの充実、及び教育支援体制の整備	障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進します。	保健福祉課 教育委員会
3	教育及び療育に特別のニーズがある子どもについて適切な教育的支援	知的障がい。発達障がい等教育及び療育に特別のニーズのある子どもについて4適切な教育的支援を行います。	保健福祉課 教育委員会
4	保育所や放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ	保育所や放課後児童クラブにおける障がい児の受入れを推進するとともに、関係機関との連携を図ります。	保健福祉課



第5章 子ども・子育て支援サービスの 見込み量と確保内容

第1節 量の見込みについて

子ども・子育て支援サービスの見込み量については、国の示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「最の見込み」算出等の手引き（以下「国の手引き」とします）」に準じ、アンケート調査結果からも算出しています。

ただし、「国の手引き」は、市町村子ども・子育て支援事業計画における見込み量の標準的な算出方法を示すものとされているため、本町の実施状況も加味した上で、実情に合わせて、一部補正を行ったものを見込み量としています。

● 「量の見込み」算出方法

算出方法の概要は以下の通りです。

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{就学前の子ども推計 (人)}} \times \boxed{\text{潜在家庭類型の算出 (\%)}} \times \boxed{\text{利用意向率の算出 (\%)}} \\ & \text{または} \\ & \boxed{\text{就学前の子ども推計 (人)}} \times \boxed{\text{過去の各事業の児童数当たりの平均利用率の算出 (\%)}} \\ & \times \boxed{\text{過去の各事業の平均利用変動率の算出 (\%)}} \end{aligned}$$

の2つの算出方法で数値を比較検討し見込み量として算出しています。

■ 国の手引きに基づく算出方法

① 就学前の子どもの推計

計画期間中の就学前の子どもの数を過去の実績値を基に推計しています。

② 「潜在家庭類型」を分類・算出

ニーズ調査を基に、父母の配偶者の有無及び就労状況により分類した「現在の家庭類型」に、母親の将来の就労意向等を反映し、「潜在家庭類型」の分類ごとの構成割合を算出しています。

③ 各家庭の教育・保育施設や地域型保育事業の利用意向率を算出

ニーズ調査の回答を基に施設や事業の利用意向割合（率）を算出しています。

④ 「家庭類型別児童数」の算出

$$\begin{aligned} & \text{「就学前の子どもの数 (推計)」} \times \text{「潜在家庭類型割合 (\%)」} \\ & = \text{「家庭類型別児童数 (人)」} \end{aligned}$$

⑤ 「量の見込み」の算出

$$\text{「家庭類型別児童数 (人)」} \times \text{「利用意向率 (\%)」} = \text{「量の見込み (人)」}$$

本計画の作成時期における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の利用状況、アンケートにより把握した利用希望を踏まえて、量の見込みを定めます。また、教育・保育の量の見込みに関しては、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

●認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第十九条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）します。その上で施設型給付※を行う仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	保育の必要性なし (教育標準時間認定)	主に幼稚園、 認定こども園（幼稚園部）に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園（保育園部）に該当
3号認定	1～2歳 0歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園（保育園部）、 地域型保育に該当

※施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われることです。

■国が示した見込み量の算出項目

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
3	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
4	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1～2歳
5	時間外保育事業	0～5歳
6	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
7	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
8	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
9	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・幼稚園以外のその他の一時預かり	3～5歳、 0～5歳
10	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
11	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、 1～3年生、4～6年生
12	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	6か月～満3歳未満

第2節 幼児期の学校教育・保育の見込み量と確保の内容

教育・保育の利用状況及びアンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

和寒町ではすべての年齢と認定区分において、現状に引き続き和寒町保育所で実施します。

1 教育・保育の提供体制の確保と実施時期

(1) 2号認定（3歳以上、保育所、保育利用を希望）

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	27	24	21	24	27
2 確保の内容	27	24	21	24	27
特定教育・保育施設	27	24	21	24	27
過不足(2-1)	0	0	0	0	0

※必要利用定員総数＝幼児期の教育・保育量の見込み

(2) 3号認定（2歳、保育所、保育利用を希望）

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	8	4	10	9	8
2 確保の内容	8	4	10	9	8
特定教育・保育施設	8	4	10	9	8
過不足(2-1)	0	0	0	0	0

※必要利用定員総数＝幼児期の教育・保育量の見込み

(3) 3号認定（1歳、保育所、保育利用を希望）

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	4	8	7	7	6
2 確保の内容	4	8	7	7	6
特定教育・保育施設	4	8	7	7	6
過不足(2-1)	0	0	0	0	0

※必要利用定員総数＝幼児期の教育・保育量の見込み

(4) 3号認定（0歳、保育所、保育利用を希望）

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	5	6	6	6	5
2 確保の内容	5	6	6	6	5
特定教育・保育施設	5	6	6	6	5
過不足(2-1)	0	0	0	0	0

※必要利用定員総数＝幼児期の教育・保育量の見込み

●保育利用率の設定について

教育・保育利用率	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率(%)	76.7	72.4	77.2	92.0	88.5
2号(3～5歳児)(人)	27	24	21	24	27
3号(2歳児)(人)	8	4	10	9	8
3号(1歳児)(人)	4	8	7	7	6
3号(0歳児)(人)	5	6	6	6	5
0～5歳児推計人口(人)	60	58	57	50	52

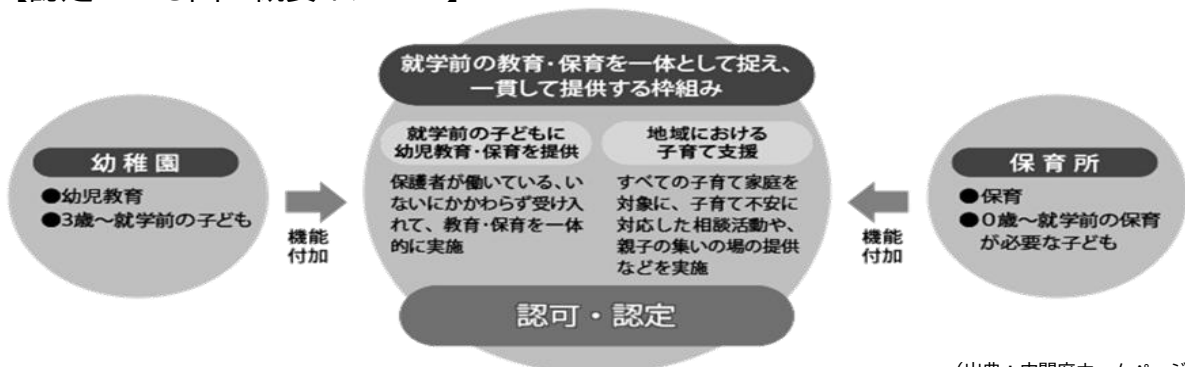
※国の基本指針では、量の見込み割合である「教育・保育利用率」の目標値を設定することとされています。教育・保育利用率の目標値は、「量の見込み÷各年度推計人口(該当年齢)×100＝目標値(小数点第一位まで)」により算出しています。

2 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実(ソフト的整備)と施設整備(ハード的整備)を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることから、和寒町では子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援をしていきます。また、事業者が新規に参入する場合の受け入れ体制づくりを図っていきます。

【認定こども園の概要イメージ】



(出典：内閣府ホームページ)

3 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について

(1) 外国につながる乳幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、帰国子女や外国籍の乳幼児、両親が国際結婚の乳幼児などいわゆる外国につながる乳幼児の増加が見込まれています。その乳幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、保護者及び教育・保育施設等に対する支援をしていきます。

- ・地域住民との日常的な関わり等を通して、互いに尊重し合ったり助け合ったりする心地よい関係づくりを支援します。
- ・子育てに関する相談窓口と外国人等に関する行政窓口との連携、教育・保育施設の利用に必要な手続き・募集の状況等の外国語によるホームページ掲載など、子育て事業の利用に関する情報へのアクセス向上を図ります。
- ・外国語に対応できる翻訳機器等の活用、各施設の希望に応じた通訳ボランティア派遣等の外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施など、外国につながる乳幼児を受け入れるための体制を整備について検討します。

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外に保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組を進めていきます。

- ①保育と小学校の職員合同研修や連携等、資質向上に向けた取組の充実
- ②職員の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮
- ③教育・保育施設における第三者評価の受審促進
- ④幼児教育アドバイザー等による質の向上に向けた支援の検討

4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備等の展開を進めます。

●主な取組

- ①受け入れ体制の整備
- ②低年齢児保育の充実
- ③情報提供、相談・支援の充実

第3節 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下の通りです。

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者が、保育所での保育や一時預かり、その他の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、子育てに関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。和寒町では子育て世代包括支援センターを和寒町保健福祉センター内に併設をし、ワン・ストップ窓口として子育てに関するあらゆる相談に対応しています。

(基本型)

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、相談支援を実施する事業です。

(子ども家庭センター型)

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する事業です。

[対象年齢]妊産婦及び0～5歳の子どもとその保護者

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型(か所)	1	1	1	1	1
こども家庭センター型(か所)	1	1	1	1	1
確保の方策方針	【基本型】利用者の相談しやすい場を活用しながら、利用者支援事業の充実と切れ目ない支援を実施します。 【こども家庭センター型】すべての妊婦に保健師が面接を行い、関係機関と連携しながら子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施します。				

(2) 時間外保育事業(延長保育・休日保育)

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の開所時間(11時間)を超えて、さらに延長して保育を行ったり(延長保育)、日曜日・祝日にも保育を行ったりする(休日保育)サービスです。

和寒町では現状実施していません。ニーズ状況を踏まえ総合的に判断し、実施体制を含めて検討を進めます。

[対象年齢]0～5歳

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

和寒町では、現状に引き続き実施します。和寒町のニーズ状況を踏まえながら実施していきます。

[対象年齢]小学生

■量の見込み

		令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量 (町全体)	1年生	12	13	10	9	15	5
	2年生	7	12	11	9	8	13
	3年生	14	6	18	11	9	8
	4年生	1	9	6	11	7	6
	5年生	2	1	2	1	3	2
	6年生	1	1	1	1	1	2
確保の内容(人)		40	40	40	40	40	40

■「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進について

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を引き続き解消するとともに、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」及び「放課後子供教室」の計画的な整備等を推進することを目的に、「新・放課後子ども総合プラン」が国により策定されました。

和寒町では、これまでも子育て支援センター（こども館）に併設し、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進し、幼児期から小学生まで含めた一貫した事業の連携を深めながら、子どもの安全・安心な居場所づくりに努めてきました。

就学後の放課後などの子どもの居場所づくりについては、教育、福祉、就労等、様々な分野が関わっているため、今後も、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一層連携して実施していきます。

●新・放課後子ども総合プランの取組方針

【令和11年度までの取組方針】

- 量的見込みに十分対応した事業量を確保しています。多くの子どもたちが豊かな毎日を過せるよう内容の充実に、引き続き努めます。
- 新・放課後子ども総合プランの主旨に沿って、小学校に就学しているすべての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう努めます。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

和寒町では現状実施していません。子育て短期支援事業が必要なケースが生じた場合、適切な支援が行えるよう児童相談所等と連携し実施できる体制を構築していきます。

[対象年齢] 0～5歳

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問指導・こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師などが訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものです。この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。和寒町では、現状に引き続き実施します。

[対象年齢] 0歳

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人/年）	12	11	10	10	9
確保の方策	すべての対象者に事業を実施します。				

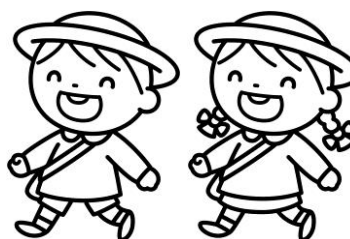
(6) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート、授乳方法や乳房ケアの支援や助言等を行い、産後安心して子育てができる支援体制を確保します。また、和寒町独自で対象を幼児を持つ親に拡大し、産後1年を経過しても卒乳や断乳のケアも含め子育て支援が受けられるよう事業を継続します。

[対象年齢] 0歳～幼児

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人/年）	8	8	7	7	6
確保の方策	すべての対象者に事業を実施します。				



(7) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家庭への育児に関する援助等を行うことにより適切な養育を確保する事業です。また、より適切な保護や支援につなげる事業として、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が情報の交換や協議等を行います。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」です。

和寒町では、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）をはじめ、各種健診や関係機関との情報交換等により対象児童を把握し、現状に引き続き養育支援訪問を実施します。また、必要に応じ、要保護児童対策地域協議会の各会議を開催し、関係機関と情報の共有をします。さらに、適切な支援が行えるよう児童相談所等と連携し、実施できる体制を構築していきます。

[対象者]要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	2	2	2	2	2
確保の方策	支援が必要なケースすべてに事業を実施します。				

(注) 児童福祉法第六条の三の規定より抜粋
 要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
 特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
 要保護児童：保護者のない児童、または、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

(8) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

育児不安等の解消及び児童の健全育成を推進するセンターです。子どもたちの健やかな成長と、お父さんお母さんが楽しく子育てできるよう子育て相談、子育て情報提供、親子イベントなどを行っています。乳幼児及びその保護者が身近な場所において気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談等を行う事業です。

和寒町では、子育て支援センター（こども館）にて現状に引き続き実施します。

[対象年齢]0～5歳

[単位]延べ利用者数（年間）人/回

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回/年）	1,171	1,132	1,113	976	1,015
確保の方策（人回/年）	1,171	1,132	1,113	976	1,015

(9) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった幼児について、保育所等において一時的に保育預かりを行う事業です。和寒町では、現状に引き続き保育所にて実施します。

[対象年齢] 1～5歳

[単位]延べ利用者数（年間）人日/年

保育所における一時預かり（幼稚園型以外）

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日/年）	174	168	165	145	151
確保の方策（人日/年）	174	168	165	145	151
保育所の一時的預かり （幼稚園型以外）	174	168	165	145	151

(10) 病児保育事業（病後児保育）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児保育事業（病後児保育）では、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

和寒町では現状実施していません。ニーズ状況を踏まえ、医療機関との連携、看護師等の配置などを総合的に判断し、検討を進めます。

[対象年齢] 0～5歳

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、就学後含む）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。就学児対象のファミリー・サポート・センター事業です。

和寒町では現状実施していません。ニーズ状況を踏まえ、実施体制も含めて総合的に判断しながら実施ができるか検討を進めます。

[対象年齢] 0歳～就学児

(12) 妊婦健康診査事業

妊婦が定期的に行う健診費用を公費助成する事業です。妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦の健康診査を実施し異常の早期発見、適切な治療や保健指導を行い安全な分娩と健康な新生児出生の支援を実施する事業です。

和寒町では、現状に引き続き実施します。里帰り出産など、和寒町外での健診については、別途申請により公費負担しています。

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人/年)	12	11	10	10	9
量の見込み(回/年)	162	149	135	135	122
確保の方策	【実施場所】北海道内各医療機関 【実施体制】各医療機関に委託 【実施時期】通年 【実施項目】一般健康診査 14 回分、超音波検査 11 回分を公費負担で実施。北海道外での健診については、別途申請にて受付				

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

生活保護世帯や低所得世帯の状況を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。国の制度に則り、低所得世帯への実施を図ります。

和寒町では、現状に引き続き、国の基準に対応して実施します。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入時の促進と、その他事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または、認定こども園化を促進するための事業です。希望をする事業者に合わせて、実施を図ります。

和寒町では、事業が必要な場合には、新規事業者が円滑に事業を実施できるように図っていきます。

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

在宅で子育てをする世帯の保護者が専門的な知識や技術を持つ人との関りにより、孤立感、不安感の解消につながり、かつ、こどもへの保育者の接し方を見ること等により、こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えられるなど、保護者自身が親として成長できることを目的とした事業です。保護者の就労などに関係なく、誰でも月 10 時間を上限に利用できます。

【対象年齢】 6 か月から 3 歳未満児

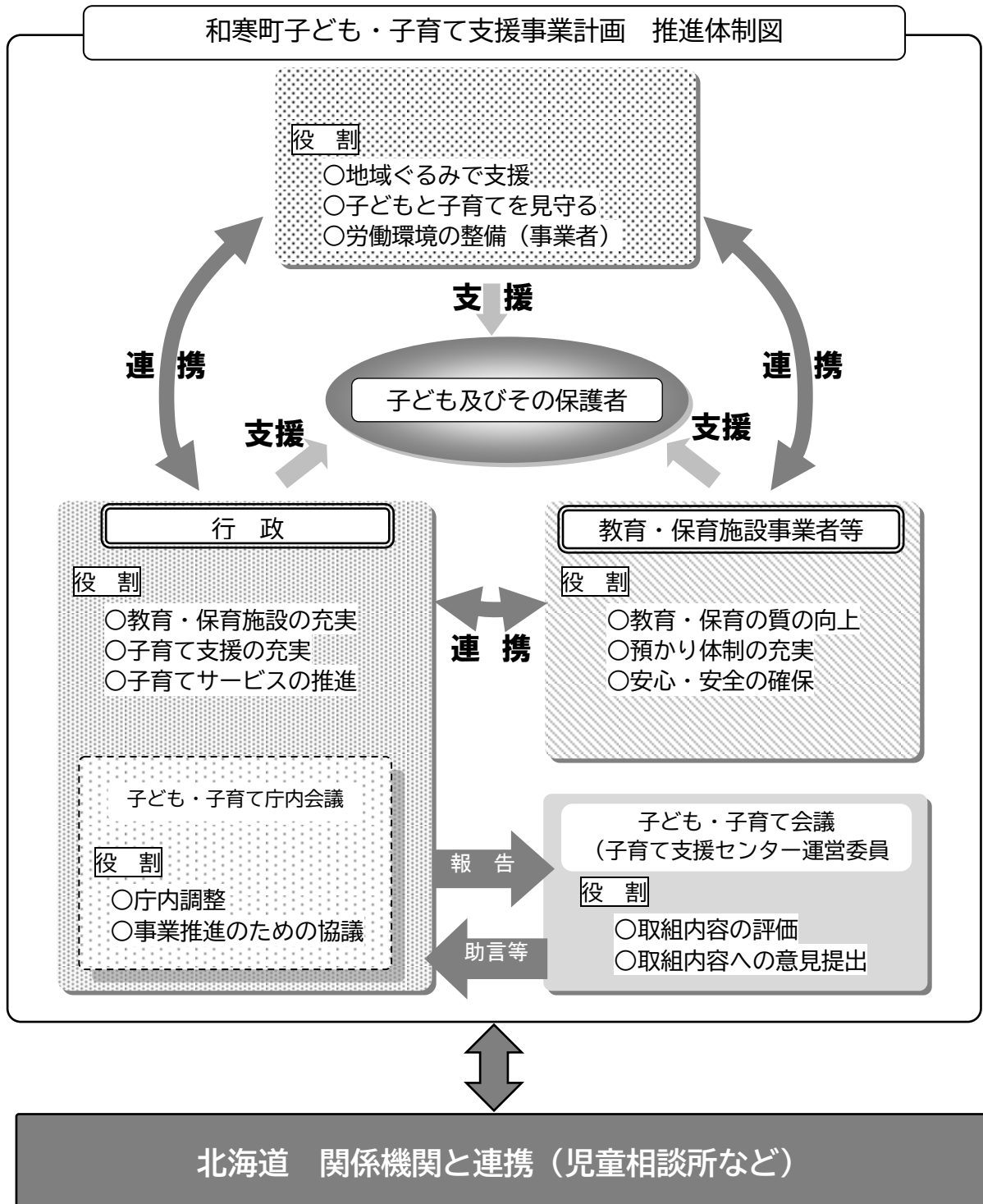
■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人/日) 合計	0	3	3	3	3
0歳児	0	1	1	1	1
1歳児	0	1	1	1	1
2歳児	0	1	1	1	1
確保の方策	【実施場所】和寒町保育所(1か所 定員3名)				

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進に当たっての役割分担と連携

和寒町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全町をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。



社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を示します。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

都道府県は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

和寒町は、子ども・子育て支援法に基づき「和寒町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、子ども・子育て支援の推進について、都道府県と緊密な連携を図ります。

①行政の役割

- 必要なサービスの提供・支援を検討します。
- 相談支援をします。
- 関係諸機関と連携します。

②家庭の役割

- 保護者は子育てについての第一義的責任を有します。
- 保護者が愛情と責任を持って子育てをします。

③教育・保育施設や学校の役割

- 安心・安全な環境を提供します。
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援します。
- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場です。
- 質の向上のため、体制の充実と労働環境や処遇改善をします。

④地域の役割

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、また、NPO等子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

- 子育て家庭の目の届かない子どもの行動への見守り役です。
- 子どもの虐待等を早期に発見する目配り役です。
- 児童の健全育成のため、地域における子どもの事故防止、防犯等、地域ぐるみで子育て支援を行います。
- 子どもと子育てを地域社会全体で見守り、支援します。

⑤事業者の役割

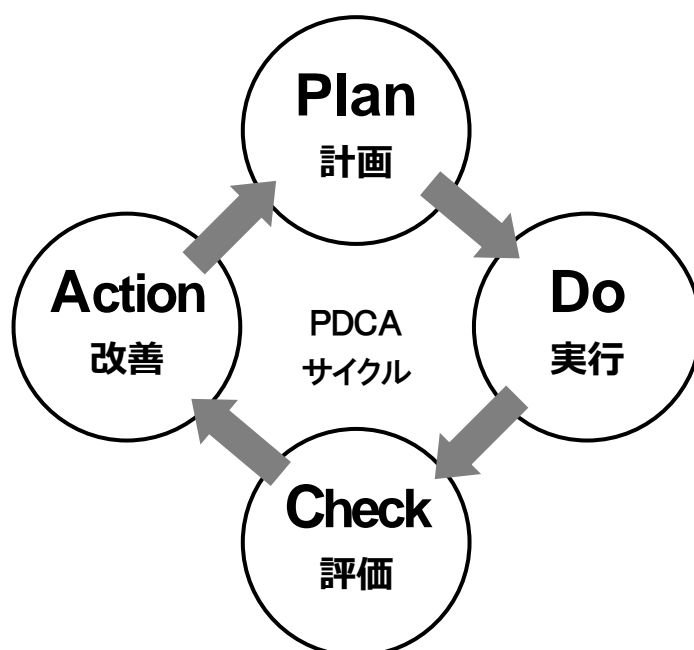
- 従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくれます。
- 出産や育児等で退職した女性が再就職しやすい環境をつくれます。

第2節 計画の進行管理

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげます。

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、事業の見直しを含め、利用者の視点に立った評価、改善を実施し、計画がより有効に達成できるよう実行していきます。

このため、PDCA サイクル（[Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（改善）]）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、住民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。



○子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て会議（子育て支援センター運営委員会）等を活用し、点検・評価をします。

○町のホームページ、広報紙等を活用し、本計画について理解、促進を図ります。

資料編

1 和寒町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律65号。以下「法」という。）第2条に定める基本理念に則り、家庭、学校、地域、職域その他子ども・子育てに係る関係者による子育て支援を、法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画により、総合的かつ効果的に推進するため、法第77条第1項の規定に基づき、和寒町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、前条の目的を達成するため次の事項を所掌する。

- (1) 和寒町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) その他子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議の委員は、子育て支援センター運営委員会の委員をもって組織し、町長が委嘱する。

2 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。
- 2 和寒町次世代計画策定委員会設置要綱(平成16年告示第20号)は、廃止する。

2 和寒町子育て支援センター運営委員会委員名簿

氏名	機関・職名	委嘱日
高田 秀人	和寒小学校長	令和5年4月1日
高橋 悟	和寒中学校長	令和6年4月1日
福井 教之	教育委員会委員 (教育長職務代理者)	令和5年4月1日
笠嶋 覚	民生委員児童委員 (主任児童委員)	令和5年4月1日
山内 逸郎	子ども会育成連絡協議会 副会長	令和5年4月1日
酒向 泰葉	子育て支援センター 児童クラブ利用者父母代表	令和5年4月1日
沼田 梨恵	子育てサロン利用者代表	令和5年4月1日
任 期 令和5年4月1日～令和7年3月31日		

事務局

保健福祉課 子育て応援室

室長・子育て支援センター所長・保育所長

子育て応援室参事

子育て応援室主幹兼子育てセンター係長

放課後児童クラブ（放課後児童支援員）

放課後児童クラブ（放課後児童支援員）

子育てサロン（保育士）

増田 朋未

酒井 香奈子

佐々木 明美

大野 由美子

長田 澄代

菅野 香

3 計画策定の経過

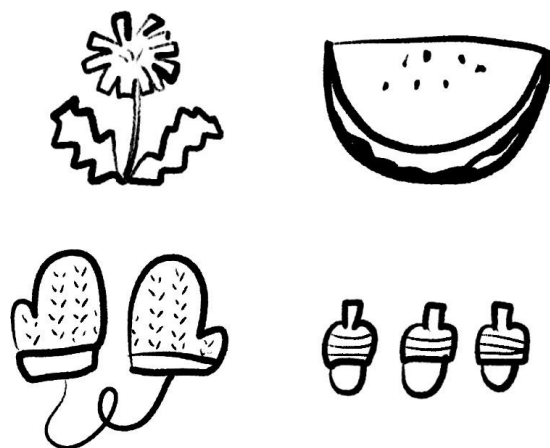
年 月 日	事 項
令和6年5月28日	・和寒町子ども・子育て会議開催 子ども・子育て支援事業計画策定の説明
令和6年9月1日	・小学生以下の児童がいる町内全世帯を対象として、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施 世帯配付 129 世帯、86 世帯回収 回収率 66.7%
令和6年9月1日	・小学校5・6年生の児童がいる町内全世帯・全児童を対象として、「子どもの生活実態に関するアンケート調査」を実施 保護者配布 115 世帯 89 世帯回収 回収率 77.4% こども配布 115 人 86 人回収 回収率 74.7%
令和6年11月13日	・和寒町子ども・子育て会議開催 子ども・子育て支援事業にかかるアンケート調査集計結果及び子どもの生活実態に関するアンケート調査集計結果について説明及び内容検討
令和7年2月19日	・和寒町子ども・子育て会議開催 子ども・子育て支援事業計画（素案）について説明及び内容検討
令和7年3月	・和寒町子ども・子育て会議開催（書面会議） 子ども・子育て支援事業計画等について説明及び確認
令和7年11月	・和寒町子ども・子育て会議開催 子ども・子育て支援事業計画の一部変更について説明及び確認（乳児等通園支援事業について追加）

4 資料：用語解説

	用語	意味
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」(以下、「法」という。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」をいう。本会議は、市町村長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関(地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の附属機関)。
4	認定こども園	幼児教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けをもつ単一の施設であり、内閣府が所管する。(認定こども園法第2条)。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの型がある。
5	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。(法第7条)
6	教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第7条)
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受けるとする私立幼稚園は含まれない。(法第27条)
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。(法第29、43条)

	用語	意味
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
16	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条) 【参考】認定区分 ・1号認定子ども：満3歳以上の教育認定を受けた就学前子ども（保育の必要性なし） ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
17	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条) ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
18	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)
19	量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること。
20	教育・保育	6歳未満の乳幼児への就学前の早期教育または養護し教育することをいう。
21	家庭類型	子どもの父母の有無と就労状況別に分けた分類のこと。
22	保育（ほいく）	乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感を持って活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育することをいう。 基本的に、乳幼児（つまり乳児及び幼児）を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している。

	用語	意味
23	乳幼児（にゅうようじ）	乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後0日から満1歳未満までの子をいい、幼児は、満1歳から小学校就学までの子どものことをいう。
24	幼稚園	3～6歳までの幼児を対象とした学校の一つ。
25	保育所	0（産後57日目）～6歳までの児童を対象とした児童福祉施設。※労働基準法による産前・産後休業：産前6週間・産後8週間＝56日 保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されている。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育所と幼稚園は同じ目標を持っている。
26	放課後児童クラブ	主に共働き家庭等の小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るための施設及び事業をいう。
27	放課後子ども教室	子どもたちの居場所を確保するとともに、勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援する事業。



第3期 和寒町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

(一部変更 令和7年12月)

発行：和寒町 保健福祉センター

編集：和寒町保健福祉課

住所：北海道上川郡和寒町字西町111番地

電話：0165-32-2000